地方分権に関する基本問題についての
調査研究会 報告書

（座長：神野　直彦）

令和６年３月

一般財団法人　自治総合センター

はしがき

第１次・第２次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成２５年６月に「第３次一括法」、平成２６年５月に「第４次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成２６年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成２７年６月に「第５次一括法」が制定された。平成２８年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和５年６月には「第 13 次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成１６年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和５年度においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症へと変更されたこと等を踏まえ、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和６年３月

一般財団法人　全国市町村振興協会
理事長　坂　本　森　男
一般財団法人　自治総合センター
理事長　安　田　充

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

令和５年５月現在

座長	神野　直彦	東京大学名誉教授
	青木　宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上　岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集　守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手　英策	慶應義塾大学経済学部教授
	宇野　二朗	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
	佐藤　　滋	東北学院大学地域総合学部教授
	関口　　智	立教大学経済学部教授
	高端　正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾　波子	東洋大学国際学部教授
	半谷　俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市　将人	帝京大学経済学部准教授
	星野　　泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富　　徹	京都大学大学院経済学研究科教授

目　次

第１章　調査報告

○　ドイツ連邦財政調整における2020年改革の影響について・・3

○　デジタル化と自治体行財政運営　・・・・・・・・・・・・・・29

○　ドイツにおける公営企業の現状と課題　・・・・・・・・・・44

第２章　参考資料

○　こども・子育て政策と骨太2023　・・・・・・・・・・・・・・65

○　令和４年度普通会計決算の状況と自治体における
財政マネジメントの課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

○　地方公営企業等の現状・課題及び対応　・・・・・・・・・・105

第１章

調 査 報 告

ドイツ連邦財政調整における2020年改革の影響について

2023年7月28日

半谷俊彦

1.　改革までの経緯

1. ドイツ統一基金（1990年）
   ① 1990年から1994年までの旧東独諸州へ交付金を公布。
   ② 主に連邦による起債を財源とする。
   ③ 1991年から2019年まで償還する。
2. 連帯協定Ⅰ（1995年）
   ① 1995年より旧東独諸州を連邦財政調整制度へ組み入れる。
   ② 1995年より2004年まで旧東独諸州へ「旧東独諸州のための特別需要連邦補充交付金」を交付。
   ③ 1995年より2004年まで旧西独財政弱体州へ「移行期のための特別需要連邦補充交付金」を交付。
3. 連邦財政調整制度の改革（2001年）
   ① 1999年に連邦憲法裁判所から3つの財政強力州からの違憲訴訟に判決。
   ② 2019年まで有効な基準法を2001年に制定。
   ③ 2005年から2019年まで有効な新しい財政調整法を2001年に制定。

2.　改革までの経緯

4. 連帯協定Ⅱ（2005年）
   ①「旧東独諸州のための特別財政需要連邦補充交付金」を2019年まで延長
   ② 2005年から2019年まで旧東独諸州へ「旧東独諸州のための特別財政需要連邦補充交付金」を交付
5. 第2次連邦制改革（2009年）
   ① 連邦と州は、均衡予算を原則とし、起債をしてはならない。
   ② 連邦には、自然災害や国の存亡にかかわる政治的緊急時における例外を認める。
   ③ 連邦は、名目国内総生産の0.35%までは起債によって歳入を賄っても良い。
   ④ 連邦には2015年末まで、州には2019年末まで逸脱を認める。
6. 連邦財政調整改革（2017年）
   ① 2020年発効の新しい基準法の制定。
   ② 2020年発効の新しい財政調整法の制定。
   ③ 2020年から州の起債禁止を受け、州間の財政調整における州の負担を軽減、連邦の負担を引上げ。
   ④ 2つの財政強力州からの違憲訴訟を考慮し、州間の財政調整を縮小。
   ⑤ 連帯協定Ⅱの終了を受け、旧東独支援を通常の枠組みで実施。

3.　2020年改正における主な変更点

1. 売上税収の州間分配を通じた事前調整と州間財政調整が、売上税収の州間分配による調整に置き換えられた。また、増減額や拠出額・受領額の計算が累進から比例に簡素化された。その際、州間で行う調整の規模が縮小された（財政強力州の負担軽減につながる）。
2. 各州の租税力測定値を算出する際に加えられる州内市町村税収が64%から75%に引き上げられた（財政弱小州の財政力強化につながる）。
3. 一般財政需要連邦補充交付金で補償される水準が、「99.5%に満たない部分の77.5%」から「99.75%に満たない部分の80%」へと引き上げられた（連邦の負担増加につながる）。
4. 「旧東独諸州に対する特別財政需要連邦補充交付金」が廃止され、「低い州内市町村税収のための特別財政需要連邦補充交付金」が導入された（全州に適用される措置の中で旧東独諸州を支援する）。

4.　連邦財政調整制度の新旧比較

図表4-1：制度の比較

2019年度まで	2020年度から
売上税収の連邦と州全体との間の分配 連邦法改正や経済状況に応じて分配を変更	売上税収の連邦と州全体との間の分配 連邦法改正や経済状況に応じて分配を変更
売上税収の州間分配を通じた事前調整 売上税収全州分の75%を州間で人口比例分配 売上税収全州分の25%を財政弱体州に優先配分 州間財政調整調整 租税力測定値が調整目標値を上回る州が拠出 租税力測定値が調整目標値を下回る州が受領	売上税収の州間分配 売上税全州分を州間で人口比例分配する金額から 租税力測定値が調整目標値を上回る州は減額 租税力測定値が調整目標値を下回る州は増額
一般財政需要連邦補充交付金 調整目標値の99.5%に満たない部分の77.5%	一般財政需要連邦補充交付金 調整目標値の99.75%に満たない部分の80%
特別財政需要連邦補充交付金 旧東独諸州に対する特別交付金 構造的失業のための特別交付金 政府運営費用のための特別交付金	特別財政需要連邦補充交付金 低い州内市町村税収のための特別交付金 研究助成給付金のための特別交付金 構造的失業のための特別交付金 政府運営費用のための特別交付金

5.　各段階における調整規模の新旧比較

図表5-1：調整額の比較　　単位：百万Euro

2019年度		2021年度	
各州の売上税収増減額	±9,421	各州の売上税収増減額	±17,132
州間財政調整	±11,161		
増減額合計	±20,582	増減額合計	±17,132
一般財政需要連邦補充交付金	4,476	一般財政需要連邦補充交付金	7,654
旧東独諸州に対する特別交付金	2,096	低い州内市町村税収のための特別交付金	1,236
		研究助成給付金のための特別交付金	128
政府運営費用のための特別交付金	517	政府運営費用のための特別交付金	642
構造的失業のための特別交付金	504	構造的失業のための特別交付金	268
連邦補充交付金合計	7,593	連邦補充交付金合計	9,928

6.　連邦財政調整の全体像（2020年度以降）

図表6-1：連邦財政調整の全体像

第１段階

売上税収の分配を通じて連邦と州全体との間の財政力調整を行う（垂直的調整）

第２段階

州全体に分配された売上税収の各州への分配を通じて諸州間の租税力平均化を行う（水平的調整）

第３段階

連邦から諸州への連邦補充交付金の交付を通じて諸州の租税力不足を補う（垂直的・水平的調整）

7.　連邦財政調整の第１段階

◆ 連邦法の制定や修正によって州の経費負担が増えるなど、連邦と州との収支関係が変動したときには、財政調整法の変更を通じて、連邦、州全体、市町村全体の間の売上税収の分配を変更する。

① まず、売上税の税収を表1の比率で連邦、州全体、市町村全体に分配する。

② 次に、連邦、州全体、市町村全体への分配額を表2の金額だけそれぞれ増減させる。

図表7-1：2022年5月修正の財政調整法に基づく2020年度以降の分配率

連邦	州	市町村	備考
52.81398351%	45.19007254%	1.99594395%	

図表7-2：2022年5月修正の財政調整法に基づく2021年度の増減額

連邦	州	市町村	備考
−17,142,407,683 Euro	+12,988,407,683 Euro	+4,154,000,000 Euro	
+233,333,333 Euro	−233,333,333 Euro		2021年洪水対策
−1,993,000,000 Euro	+1,993,000,000 Euro		児童保育法改正
−430,000,000 Euro	+430,000,000 Euro		コロナ青少年対策

8.　連邦財政調整の第２段階（１）

◆ 各州の１人当たり租税収入の格差が縮小されるよう、以下の手順で州間に売上税を分配する。

① 売上税収の州全体への分配額を各州に人口比例分配するものとして各州の「**州税収額**」を算定する。

② 州内市町村の税収合計額の75%を各州の「**州内市町村税収額**」とする。

③ 各州の州税収額と州内市町村税収額を合計して各州の「**租税力測定値**」を算出する。

④ 州税収額の全州合計を州補正人口の全州合計で除して「**一人当たり州税収額の全国平均**」を算出する。

⑤ 州内市町村税収額の全州合計を州内市町村補正人口の全州合計で除して「**一人当り州内市町村税収額の全国平均**」を算出する。

⑥ 各州の一人当たり州税収額の全国平均に各州の州補正人口を乗じたものと、各州の一人当たり州内市町村税収額の全国平均に各州の州内市町村補正人口を乗じたものとを合計して、各州の「**調整目標値**」を算出する。

⑦ 租税力測定値が調整目標値を上回る州においては、上回る金額の63%に相当する金額だけ当該州への売上税の分配額を減じる。

⑧ 租税力測定値が調整目標値を下回る州においては、下回る金額の63%に相当する金額だけ当該州への売上税の分配額を増やす。

9.　連邦財政調整の第２段階（２）

図表9-1：州税収額

	当該州における売上税以外の共同税からの租税収入額
＋	売上税収の州全体への分配分を各州に人口比例分配した金額
＋	当該州における営業税分担金収入額
＋	当該州における州税からの租税収入額

図表9-2：州内市町村税収額

	売上税と所得税の当該市町村への分配額
＋	不動産税と営業税の税収額※
ー	営業税分担金納付額
×	75%

※ 調整年度税収の全国合計額を、調整前年度における各市町村の課税標準合計額で分配した金額

10.　連邦財政調整の第２段階（３）

租税力測定値　＝　州税収額＋州内市町村税収額

調整目標値　＝　Ａ＋Ｂ

$$A = \frac{\text{州税収額の全州合計}}{\text{州補正人口の全州合計}} \times \text{州補正人口}$$

$$B = \frac{\text{州内市町村税収額の全州合計}}{\text{州内市町村補正人口の全州合計}} \times \text{州補正人口}$$

11.　連邦財政調整の第２段階（４）

図表11-1：州補正人口

州	補正人口
ベルリン、ブレーメン、ハンブルク(都市州)	人口の135%
それ以外の州	人口の100%

図表11-2：州内市町村補正人口

州	補正人口
ベルリン、ブレーメン、ハンブルク(都市州)	人口の135%
メックレンブルク・フォアポーメルン(過疎)	人口の105%
ブランデンブルク(過疎)	人口の103%
ザクセン=アンハルト(過疎)	人口の102%
それ以外の州	人口の100%

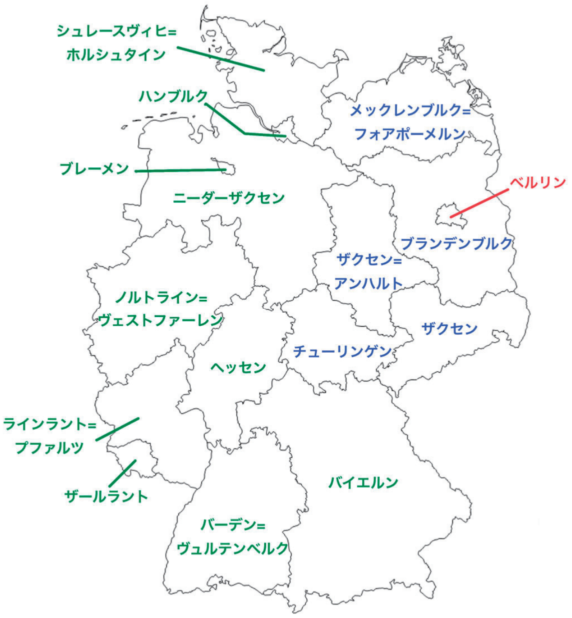

12.　連邦財政調整の第２段階（５）

図表12-1：連邦財政調整第２段階イメージ図

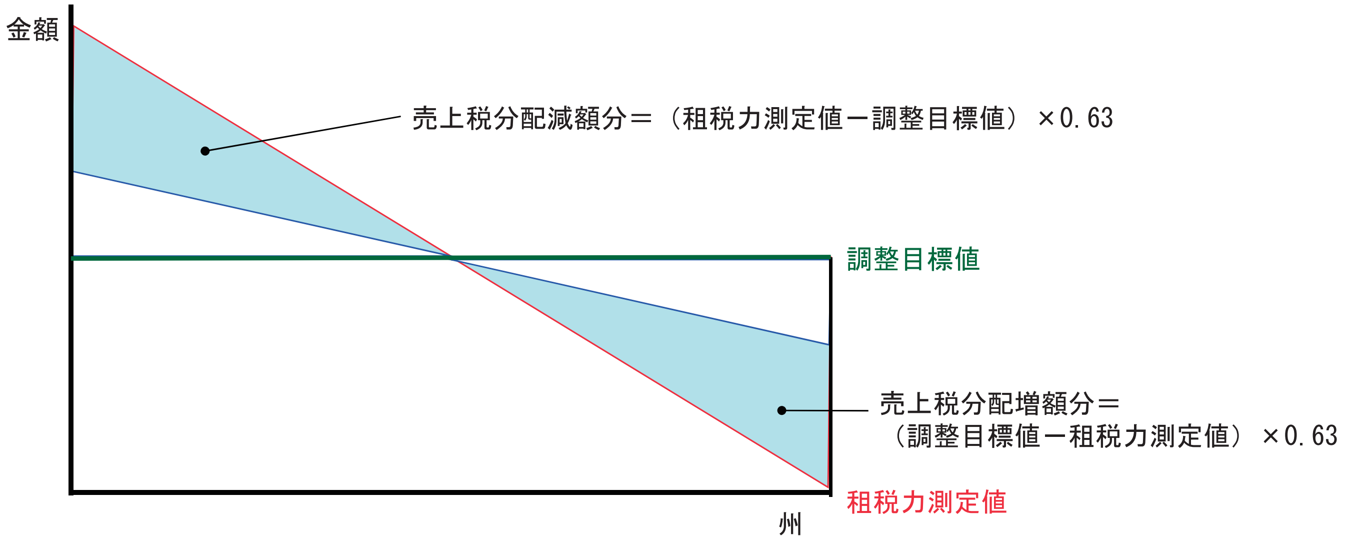

13.　連邦財政調整の第３段階（１）

1. 租税力測定値と売上税分配増額分の合計額が調整目標値の99.75%に満たない州に、連邦から以下の交付金を給付する。
   ① 一般財政需要連邦補充交付金
   ② 低い州内市町村税収のための特別財政需要連邦補充交付金
   ③ 研究助成給付金のための特別財政需要連邦補充交付金
2. 租税力測定値に関わらず、特別な財政需要が生じている州に、連邦から以下の補充交付金を交付する。
   ① 構造的失業のための特別財政需要連邦補充交付金を給付する。
   ② 政府運営費用のための特別財政需要連邦補充交付金を給付する。

14.　連邦財政調整の第３段階（２）

◆ 一般財政需要連邦補充交付金は、租税力測定値と売上税分配増額分の合計額が調整目標値の99.75%に不足する州に対し、不足額の80%に相当する金額を交付するものである。

図表14-1：一般財政需要連邦補充交付金のイメージ

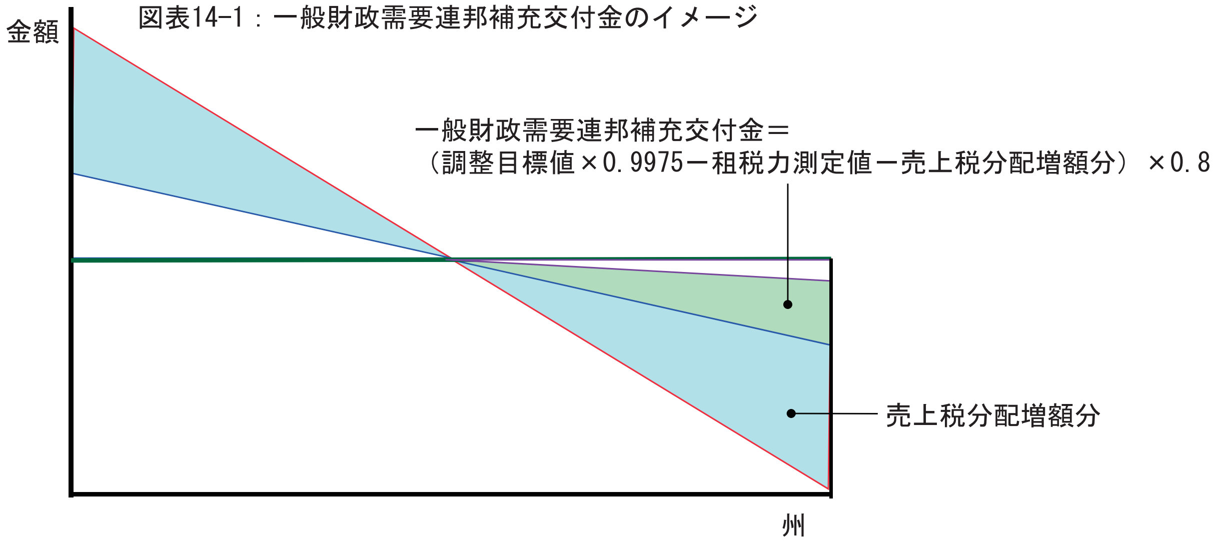

15.　連邦財政調整の第３段階（３）

1. 低い州内市町村税収のための特別財政需要連邦補充交付金は、租税力測定値と売上税分配増額分の合計額が調整目標値の99.75%に満たない州のうち、一人当たり州内市町村税収額が全国平均の80%を下回る州に、80%を下回る金額の53.5%に相当する金額を交付するものである。
2. 研究助成給付金のための特別財政需要連邦補充交付金は、租税力測定値と売上税分配増額分の合計額が調整目標値の99.75%に満たない州のうち、連邦と州の共同任務である研究助成に伴って連邦から州に支払われる資金が全州平均の95%に満たない州に、95%を下回る金額の35%から95%に相当する金額をこうふするものである。

16.　連邦財政調整の第３段階（４）

1. 構造的失業のための特別財政需要連邦補充交付金は、失業者への失業給付や社会給付において生じる高い負担を補填するために、特定の州に対し財政調整法に定める定額を交付するものである。
2. 交付額は、3年ごとに連邦と諸州が共同で見直しを行う。

図表16-1：構造的失業のための特別財政需要連邦補充交付金

州	交付額
ブランデンブルク	50,920,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーメルン	34,304,000 Euro
ザクセン	85,492,000 Euro
ザクセン=アンハルト	50,116,000 Euro
チューリンゲン	47,168,000 Euro

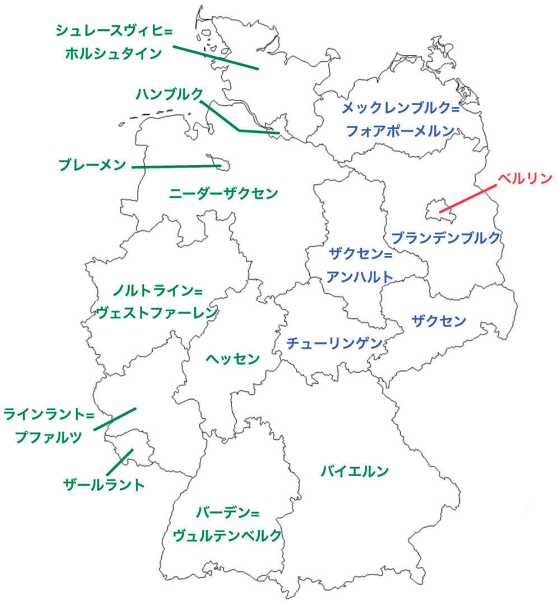

17.　連邦財政調整の第３段階（５）

1. 政府運営費用のための特別財政需要連邦補充交付金は、高い政府運営費用負担を軽減するために、特定の州に対し財政調整法に定める定額を交付するものである。
2. 交付額は、5年ごとに連邦と諸州が共同で見直しを行う。

図表17-1：政府運営費用のための特別財政需要連邦補充交付金

州	交付額
ベルリン	58,671,000 Euro
ブランデンブルク	80,674,000 Euro
メックレンブルク=フォアポーメルン	71,959,000 Euro
ザクセン	47,371,000 Euro
ザクセン・アンハルト	70,993,000 Euro
チューリンゲン	71,432,000 Euro
シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン	66,308,000 Euro
ブレーメン	60,332,000 Euro
ラインラント=プファルツ	48,337,000 Euro
ザールラント	66,309,000 Euro

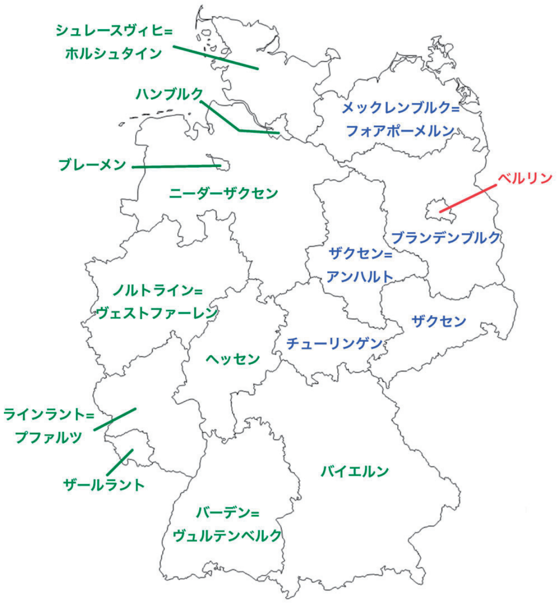

18.　連邦財政調整の特徴

1. 連邦と州全体の間の垂直的な調整について

　① 連邦と諸州は（例外である共同任務を除き）それぞれの任務を独立して執行し、任務を執行するための経費をそれぞれが負担する。

　② 立法は専ら連邦が行い、租税に関する立法もほとんどを連邦が行う。すなわち州の裁量は、どような任務をどのような水準で行うかについても、財源確保についても小さい。

　③ 現在の税収の全州合計と財政需要の全州合計が均衡しているという前提のもと、連邦は法律を創設したり修正したりする際には、共同税の連邦と州全体の間の分配比率や連邦から州に交付される補充交付金の金額を修正する。

2. 諸州間の水平的な調整について

　① 税収の全州合計と財政需要の全州合計とが均衡しているという前提のもと、一人当たり税収額（税収の全州合計を人口の全州合計で除して得られる金額）に各州の人口を乗じて得られる金額を各州の財政需要額とみなしている。

　② スピルオーバー効果のある都市州と行政効率の悪い過疎地域においては、人口を割増すことで財政需要の調整を図っている。

3. 財政調整の規模について

　① 売上税収の増減額は2兆円程度、連邦補充交付金の交付総額は1兆円程度であり、日本の地方交付税に比べ規模が小さい。

19.　各段階における資金移転額（2021年度）

	売上税分配増減額（百万Euro）	一般交付金（百万Euro）	市税収特別交付金（百万Eure）	研究助成特別交付金（百万Euro）
ベルリン	+3,602	1,643		
ハンブルク	−230			
ブレーメン	+832	382		
ノルトライン・ヴェストファーレン	+200			
バイエルン	−9,044			
バーデン・ヴュルテンベルク	−4,015			
ニーダーザクセン	+1,911	818		61
ヘッセン	−3,556			
ラインラント・プファルツ	−287			
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	+317	120		14
ザールラント	+514	232	19	6
ザクセン	+3,225	1,475	515	
ザクセン・アンハルト	+1,978	908	257	15
チューリンゲン	+1,856	851	271	21
ブランデンブルク	+1,370	618	31	2
メックレンブルク・フォアぽーメルン	+1,326	607	143	9
総額	±17,132	7,654	1,236	128

20.　各段階の効果（2021年度）

図表20-1：連邦財政調整の規模（2021年度）

	百万Euro
売上税分配額調整前の租税収入額の全州合計	454,887
売上税分配額調整額の全州合計	±17,132
一般財政需交付金と特別財政需要交付金の交付額の全州合計	9,018
交付金交付後の租税収入額の全州合計	463,905

図表20-2：連邦財政調整の効果（2021年度）

	最大（%）	最小（%）	格差（%ポイント）
調整目標値に対する各州の租税力測定値の当初の割合[1)]（調整前租税力）	121.9	70.9	51.0
売上税分配額調整後の割合（調整後租税力）	108.1	89.2	18.8
一般財政需要交付金と特別財政需要交付金交付後の割合（交付金後租税力）	108.1	97.2	10.9

1）売上税を各州に人口比例配分した場合の州の税収＋州内市町村の税収の75%

21.　各段階の効果（2021年度）

単位：%

			調整前租税力	調整後租税力	交付金後租税力
都市州	BE	ベルリン	76.8	91.4	98.1
都市州	HH	ハンブルク	102.9	101.1	101.1
都市州	HB	ブレーメン	70.9	89.2	97.6
西	NW	ノルトライン・ヴェストファーレン	99.6	99.9	99.9
西	BY	バイエルン	121.9	108.1	108.1
西	BW	バーデン・ビュルテンベルク	111.5	104.3	104.3
西	NI	ニーダーザクセン	92.4	97.2	99.2
西	HE	ヘッセン	118.1	106.7	106.7
西	RP	ラインラント・プファルツ	102.2	100.8	100.8
西	SH	シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン	96.5	98.7	99.5
西	SL	ザールラント	83.3	93.8	98.9
東	SN	ザクセン	74.6	90.6	100.5
東	ST	ザクセン・アンハルト	71.1	89.3	100.0
東	TH	チューリンゲン	72.0	89.6	100.3
東	BB	ブランデンブルク	82.8	93.7	98.8
東	MV	メックレンブルク・フォアポーメルン	74.0	90.4	99.6

22.　各段階の効果（2021年度）

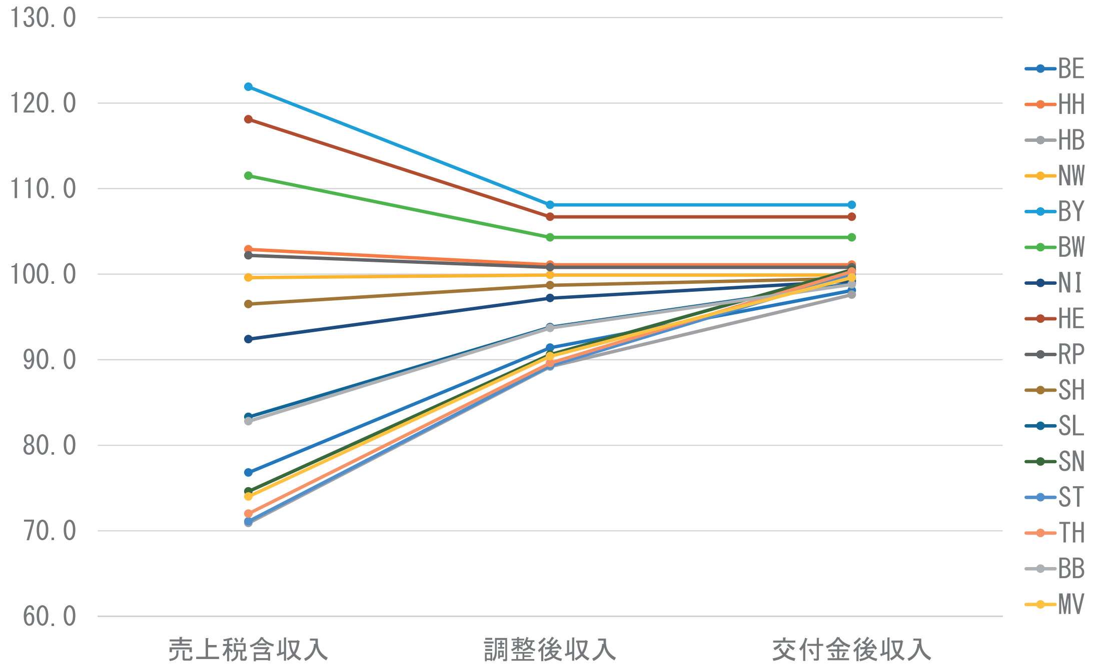

23.　各段階の効果（2021年度）

売上税除収入	売上税以外の州の租税収入額（住民1人当り）
売上税含収入	売上税収を人口比例配分した場合の州の租税収入（住民1人当り）
調整後収入	売上税調整額分配後の州の租税収入（住民1人当り）
交付金後収入	一般財政需要連邦補充交付金と特別財政需要連邦補充交付金を加えた州の収入（住民1人当り）

24.　各段階の効果（2021年度）

単位：Euro

			売上税除収入	売上税含収入	調整後収入	交付金後収入
都市州	BE	ベルリン	2,627	4,160	5,143	5,591
都市州	HH	ハンブルク	3,827	5,353	5,228	5,228
都市州	HB	ブレーメン	2,185	3,731	4,963	5,529
西	NW	ノルトライン・ヴェストファーレン	2,368	3,914	3,925	3,925
西	BY	バイエルン	3,201	4,747	4,060	4,060
西	BW	バーデン・ビュルテンベルク	2,761	4,307	3,945	3,945
西	NI	ニーダーザクセン	2,077	3,622	3,860	3,970
西	HE	ヘッセン	3,057	4,582	4,016	4,016
西	RP	ラインラント・プファルツ	2,597	4,108	4,038	4,038
西	SH	シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン	2,180	3,733	3,842	3,888
西	SL	ザールラント	1,758	3,305	3,828	4,089
東	SN	ザクセン	1,475	3,021	3,818	4,310
東	ST	ザクセン・アンハルト	1,304	2,850	3,760	4,303
東	TH	チューリンゲン	1,347	2,893	3,772	4,313
東	BB	ブランデンブルク	1,752	3,298	3,839	4,096
東	MV	メックレンブルク・フォアポーメルン	1,433	2,979	3,802	4,273

25.　各段階の効果（2021年度）

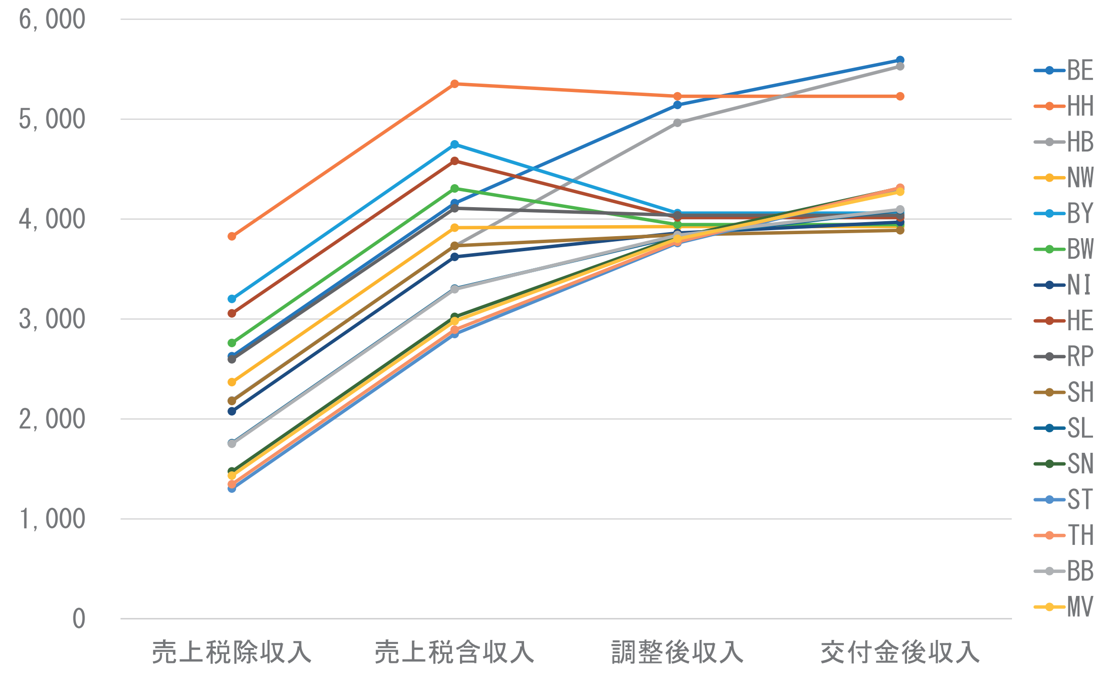

26.　各段階の効果（2021年度）

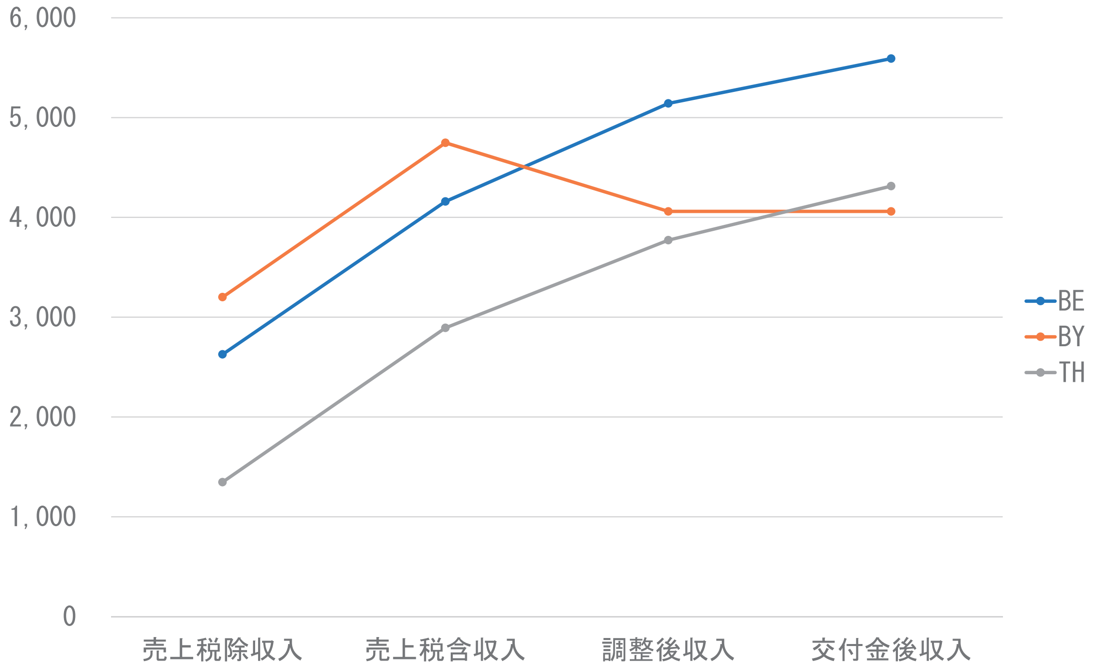

27.　各段階の効果（2019年度）

売上税除収入	売上税以外の州の租税収入額（住民1人当り）
売上税含収入	売上税収の75%を人口比例配分、25%を傾斜配分した後の州の租税収入（住民1人当り）
調整後収入	財政強力州から財政弱体州へ資金移転した後の州の収入（住民1人当り）
交付金後収入	一般財政需要連邦補充交付金と特別財政需要連邦補充交付金を加えた州の収入（住民1人当り）

28.　各段階の効果（2019年度）

単位：Euro

			売上税除税収	売上税含税収	調整後収入	交付金後収入
都市州	BE	ベルリン	2,310	3,505	4,690	5,192
都市州	HH	ハンブルク	3,509	4,718	4,653	4,653
都市州	HB	ブレーメン	1,928	3,446	4,574	5,028
西	NW	ノルトライン・ヴェストファーレン	2,203	3,455	3,513	3,543
西	BY	バイエルン	2,927	4,135	3,624	3,624
西	BW	バーデン・ビュルテンベルク	2,556	3,765	3,545	3,545
西	NI	ニーダーザクセン	1,953	3,462	3,559	3,612
西	HE	ヘッセン	2,699	3,901	3,598	3,598
西	RP	ラインラント・プファルツ	2,091	3,449	3,525	3,576
西	SH	シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン	2,037	3,470	3,549	3,610
西	SL	ザールラント	1,615	3,430	3,610	3,761
東	SN	ザクセン	1,376	3,413	3,702	4,005
東	ST	ザクセン・アンハルト	1,251	3,410	3,707	4,048
東	TH	チューリンゲン	1,261	3,412	3,705	4,037
東	BB	ブランデンブルク	1,631	3,426	3,647	3,927
東	MV	メックレンブルク・フォアポーメルン	1,290	3,414	3,734	4,083

29.　各段階の効果（2019年度）

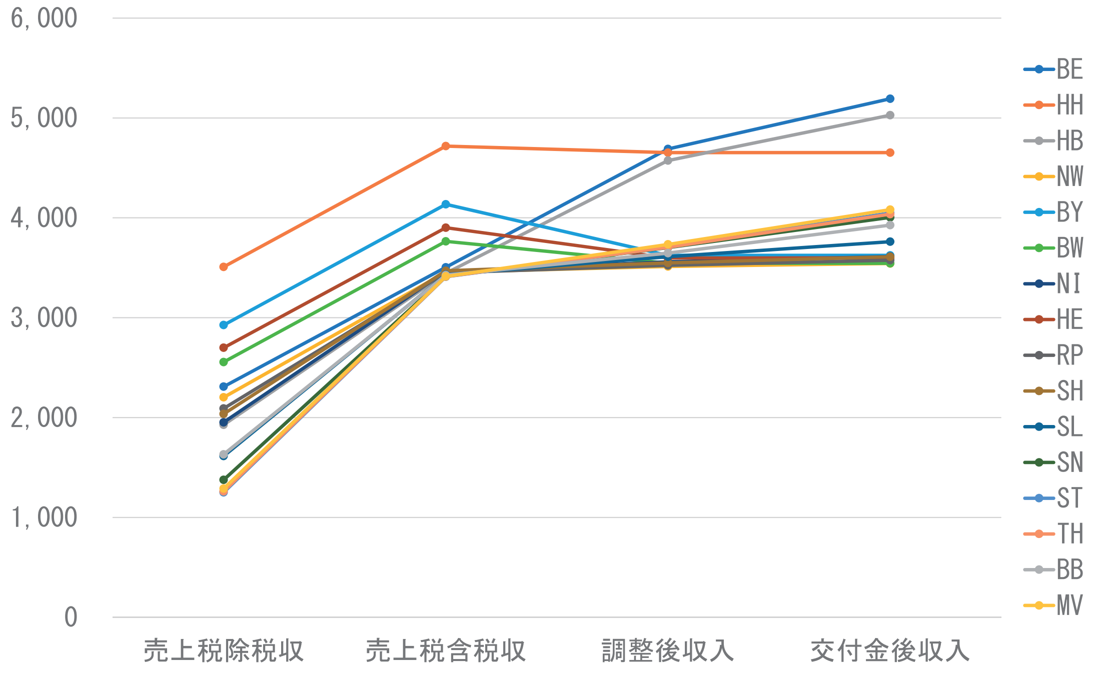

30.　各段階の効果（2019年度）

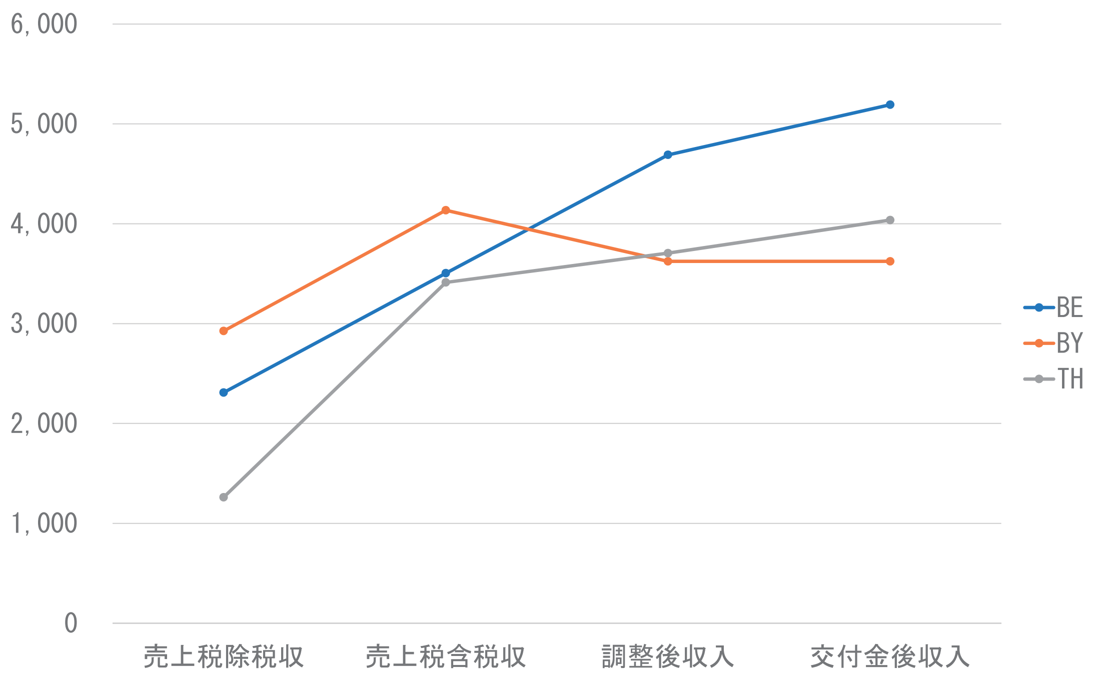

31.　近年の違憲訴訟

1. 1998年～1999年
   ① 原告：バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、バイエルン
   ② 主張：提訴の理由調整が過度である、調整目標値の算定方法に問題がある
   ③ 1999年11月に憲法裁判所が連邦に基準法の制定を命じる判決を出した
2. 2013年
   ① 原告：ヘッセン、バイエルン
   ② 2016年の連邦と州の改革案合意を受けて訴えを取り下げ
3. 2023年7月
   ① 原告：バイエルン

参考資料1.　立法権の配分

1. 州は、基本法において連邦に立法の権限が付与されていない限度において立法権を有する。
2. 基本法には、連邦の専属的立法領域と競合的立法領域が定められている。
3. 連邦の専属的立法領域において州が立法できるのは、連邦法で授権される場合のみである。
4. 連邦の競合的立法領域において州が立法できるのは、連邦が立法権を行使しない場合のみである。

図表：主な専属的立法領域と競合的立法領域

連邦の専属的立法領域 外交事務、防衛、国籍、移転の自由、旅券制度、通貨制度、造幣制度、度量衡、標準時、関税、通商条約、商品取引、文化財保護、航空交通、連邦鉄道、郵便制度、営業上の権利保護、著作権、刑事警察、連邦統計、武器法、爆発物法、核エネルギー生産、核エネルギー利用
連邦の競合的立法領域 民法、警報、裁判手続、戸籍制度、社団法、外国人の居住権利、公的扶助、戦争補償、経済法、社会保険、職業教育補助、学問研究助成、農林業生産の促進、食料確保、沿岸漁業、沿岸保護、伝染病措置、医療営業許可、薬局制度、医薬品法、病院の経済安定規律、遠洋航海、沿岸航海、気象通報、道路交通、自動車交通制度、廃棄物管理、大気汚染防止、騒音防止、国家賠償責任、狩猟制度、自然保護、国土整備、水質保全、大学入学許可、大学修了認定

参考資料2.　執行権の配分と経費負担

1. 州は、基本法に特別の定めがない限り、固有事務として連邦法を執行する。
2. 連邦固有行政は連邦行政組織を通じて連邦が執行する。
3. 連邦と州は、基本法に特別の定めがない限り、任務を執行するための経費を別々に負担する。
4. 基本法に定められる共同任務については、連邦が州と協働する。
5. 共同任務を執行するための経費は、連邦と州とが共同で負担する。

図表：主な連邦固有行政と共同任務

連邦固有行政 軍隊、連邦国防行政、航空交通行政、鉄道交通行政、郵便・遠距離通信行政、連邦銀行、連邦水路、連邦高速自動車道路、連邦道路、連邦または州の存立に対する危険の防止
共同任務 地域的経済構造の改善、農業構造及び沿岸保護の改善、教育及び研究の助成、情報技術システムの計画・設置・運用、求職者基礎保障

参考資料3.　課税権の配分

図表：課税権の配分

	立法権	執行権	税収権
共同税	連邦	州	連邦・州・市町村
連邦税	連邦	州	連邦
州税	連邦	州	州
市町村税	連邦※	市町村	市町村

※ 不動産税と営業税については税率決定権のみ市町村が持つ。地域的消費・奢侈税については州に全ての立法権があり、多くの州ではその一部を市町村に委譲している。

参考資料4.　税源配分

図表：徴税主体別の税収内訳

	税収(百万Euro)	構成比(%)
共同税	621,096	74.5
連邦税	98,171	11,8
州税	31,613	3,8
市町村税	77,187	9,3
関税	5,122	0.6
合計	833,189	100.0

図表：政府レベル別の税収内訳

	税収(百万Euro)	構成比(%)
ＥＵ納付金	38,222	4.6
連邦取得分	313,667	37.7
州取得分	355,088	42.7
市町村取得分	124,865	15.0
合計	831,843	100.0

※ 2021年度決算。Website von Statistisches Bundesamt, „Kassenmäßige Steuereinnahmen des Bundes, der Länder und der Gemeinden“より作成。

参考資料5.　主な税目と税収

図表：主な税目とその税収

		税収（百万Euro）	構成比（%）
共同税		**621,096**	**74.5**
	所得税	352,272	42.3
	売上税	250,800	30.1
	法人税	42,124	5.1
連邦税		**98,171**	**11.8**
	保険税	14,980	1.8
	たばこ税	14,733	1.8
	酒税	2,089	0.3
	エネルギー税	37,120	4.5
	自動車税	9,546	1.1

		税収（百万Euro）	構成比（%）
州税		**31,613**	**3.8**
	相続税	9,824	1.2
	不動産取得税	18,335	2.2
	宝くじ税	2,333	0.3
	ビール税	584	0.1
市町村税		**77,187**	**9.3**
	不動産税	14,986	1.8
	営業税	61,103	7.3
	その他	1,098	0.1
関税		**5,122**	**0.6**

※ 2021年度決算。Website von Statistisches Bundesamt, „Kassenmäßige Steuereinnahmen des Bundes, der Länder und der Gemeinden“より作成。

参考資料6.　共同税の配分比率

図表：共同税の配分比率

	連邦	州	市町村
所得税 （給与源泉徴収分・申告納税分	42.5%	42.5%	15%
所得税 （資産所得源泉徴収分）	44%	44%	12%
法人税	50%	50%	−
売上税	必要に応じて変更		
営業税	標準税額の 14.5%	標準税額の 49.5%	残余の全て

※ 営業税の税額： 税額＝標準税額×賦課率。標準税額＝営業収益×基準税率。基準税率は法人で5%（比例課税）、個人で1%～5%（累進課税）。賦課率はおよそ200%～600%。

参考資料7.　連邦財政調整の経緯

図表38-1：連邦財政調整の経緯のイメージ

1949年制定

↓

1955年改革

↓

1969年改革

↓（2005年改革）

2020年改革

参考資料8.　1949年憲法下の財政制度

1. 占領軍 vs. 州政府
   - ① 州政府：中央集権国家を志向
   - ② 占領軍：中央集権的財政制度に拒否権行使
   - ③ 財政強力州：やや占領軍よりの立場
2. 妥協点
   - ① 連邦へ間接税、州へ直接税を配分（分離方式）
   - ② 連邦へ所得税・法人税への一部請求権を付与
   - ③ 最終的税源配分と財政調整制度確立は1953年末まで持越し（後に1995年まで延長）

図表39-1：1949年憲法下の財政制度

税源配分	連邦税：売上税 州税：所得税、法人税 連邦の所得税および法人税への一部請求権による単年度の垂直的財政調整
財政調整	単年度法に基づく財政調整基金を通じた州間財政調整

参考資料9.　1955年憲法改正下の財政制度

1. 連邦 vs. 州

　① 州政府：「州に直接税＋州間財政調整」の維持を志向

　② 連邦財務省：「連邦に税源＋連邦による財政調整」への移行を志向

2. 妥協点

　① 連邦の所得税および法人税への一部請求権の恒久化＝所得税と法人税を共同税へ移行

　② 現状の州間財政調整制度の恒久化

　③ 特別財政需要連邦補充交付金の導入

図表40-1：1955年憲法下の財政制度

税源配分	共同税：所得税、法人税 連邦税：売上税 所得税、法人税の必要に応じた垂直的配分比率変更
財政調整	財政調整基金を通じた州間財政調整を制度化 連邦補充交付金（特別補充交付金）

参考資料10.　1969年憲法改正下の財政制度

1. 経済成長の安定化

　① 経済の奇跡：1940年代末～1973年オイルショック、経済成長低迷：1966年・1969年

　② 経済安定化法：連邦と州に投資額を上限とした起債と、連邦に景気安定化を目的とした起債を認める

2. 連邦と州の財政関係維持

　① 移動性の高い売上税を共同税へ移行

　② 連邦と州の垂直的財政調整機能を所得税・法人税から売上税へ移行

　③ 現在まで続く税源配分と財政調整の仕組みが完成

図表41-1：1955年憲法下の財政制度

税源配分	共同税：所得税、法人税、売上税 売上税による垂直的財政調整（必要に応じた配分比率の変更）
財政調整	売上税の州間分配調整（人口比例分配と優先分配） 州間財政調整（水平的財政調整） 連邦補充交付金（当初は特別需要交付金のみ、後に一般需要交付金が追加）

参考資料11.　ドイツ再統一の影響

図表：州間財政調整の拠出額及び受領額

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
バーデン・ヴュルテンベルク	−770	−518	−210	−1, 433	−1, 289	−1, 232
ヘッセン	−942	−1, 094	−934	−1, 101	−1, 657	−1, 610
ノルトライン・ヴェストファーレン	−2	16	80	−1, 763	−1, 598	−1, 564
バイエルン	28	−6	−342	−1, 295	−1, 463	−1, 586
ハンブルク	0	58	31	−60	−246	−140
ザールランド	219	215	222	92	120	104
ラインラント・プファルツ	338	398	336	117	118	151
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	206	95	37	−72	8	−3
ブレーメン	262	325	291	287	325	179
ニーダーザクセン	661	510	490	231	283	344
ブランデンブルク				442	529	504
メックレンブルク・フォルポーメルン				394	438	431
ザクセン				907	1, 005	981
ザクセンアンハルト				574	635	601
チューリンゲン				521	576	574
ベルリン				2, 159	2, 217	2, 266
拠出額合計=受領額合計	1, 714	1, 618	1, 486	5, 724	6, 253	6, 135

Bundesministerium der Finanzen, „Finanzbericht 2002, 164～166頁より作成。

参考資料12.　2019年までの連邦財政調整

1. 売上税収の連邦と州全体との間の分配（第1段階）

　① 連邦へ一定割合を優先分配する。

　② 残余の2.2%を営業資本税廃止の補償分として市町村に配分する。

　③ 残余を一定割合で連邦と州で分け合う。配分比率は連邦法改正や経済状況変化に応じて変更する。

　④ 一定額を連邦法改正や経済状況変化に応じて連邦と州の間でやり取りする。

2. 売上税収の州間分配を通じた事前調整（第2段階）

　① 売上税収全州分の25%を売上税を除く税収の一人当たり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する（州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が保証される。最低保証水準は全州平均額の 94.475%）。

　② 売上税収全州分の75%を人口比例で各州へ分配する。

参考資料13.　2019年までの連邦財政調整

3. 州間財政調整（第3段階）

① 租税力測定値（州税収＋州内市町村税収の64%）が調整目標値を上回る州が交付金を拠出し、下回る州が交付金を受領する。

② 受領額は、調整目標値に充当率を乗じて得られる金額である。充当率は租税力測定値が調整目標値に不足する比率が大きくなるに従って累進的に大きくなる。例えば、租税力測定値が調整目標値の0.7に相当する場合、充当率は20.9%である。

③ 拠出額は、調整目標値に拠出率を乗じて得られる金額である。拠出率は租税力測定値が調整目標値に不足する比率が大きくなるに従って累進的に大きくなる。例えば、租税力測定値が調整目標値の1.3に相当する場合、充当率は20.9%である。

4. 連邦補充交付金

① 一般財政需要連邦補充交付金：調整目標値の99.5%に不足する額の77.5%

② 旧東独諸州に対する特別財政需要連邦補充交付金：定額

③ 構造的失業のための特別財政需要連邦補充交付金：定額

④ 政府運営費用のための特別財政需要連邦補充交付金：定額

第１回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長）
議事概要

【日時】令和５年７月 28 日（水）18:00～20:00
【出席者（学識委員）】
神野座長、青木委員、池上委員、宇野委員、関口委員、半谷委員、古市委員、星野委員、諸富委員

【議事次第】
１　開会
２　議題
「ドイツ連邦財政調整における 2020 年改革の影響について」
「こども・子育て政策と骨太 2023」
３　閉会
【議事概要】
１．「ドイツ連邦財政調整における 2020 年改革の影響について」
（１）説明
発表資料に基づき、半谷委員より説明。

（２）質疑応答
○　第一次世界大戦後に、ドイツが初めて財政調整制度を創設した際は、所得税を引上げたことがきっかけであったと記憶しているが、いつから、またどのような理由で売上税が財政調整の対象になったのか。
→　参考資料資料７．に連邦財政調整制度の主な経緯を記載している。1949 年の制定後、すぐ 1955 年に改革が行われており、49 年憲法下ではまた財政調整制度が確立しておらず、所得税の一部を配分するといった内容であったが、55 年にそれが法定された（この時点では所得税と法人税が財源）。
その後、1969 年に売上税が財源に加わったところ。経済成長安定法が制定された 1966 年頃は、景気が一時的に悪化しており、その際に建設公債の発行などの財政改革の一環として、財政調整制度への売上税導入が行われて

いる。

○　ドイツの連邦財政調整は調整の方法等、日本の都区財政調整制度と似ているともいえると考える。都区財調制度では、調整税等の東京都と特別区の共有財源と位置づけ、その一定割合を特別区に交付しているが、その割合については、現在 55.1%とされているところである。この東京都と特別区との割合は、調整が難航することがあるが、ドイツの連邦財政調整の場合は、連邦と州全体との売上げ税収の分割割合をどのような主体がどう調整しているのか。

→　ドイツでは連邦財政調整法において連邦・州・市町村の分配率が定められている。連邦法の新規制定や改正によって州の経費負担が増加する場合は、必ず財源を明示して当該新規制定等を行わなければならず、そのため連邦と州との収支関係の変動時には連邦財政調整法に規定する分配率を変更することになる（連邦分を縮小。補充交付金の額を修正する場合もある）。2022 年改正においては、2021 年の洪水対策や児童保育法改正、新型コロナに係る青少年対策法制定に関連して、分配率の変更が行われている。

○　過剰調整の問題について。資料にある 2021 年度と 2019 年度とを比較すると、調整後の結果として、2021 年度は基本的に都市州以外の順位は調整前比で変わっていないが、2019 年度においては都市州以外も順位が変わっている。つい先日訴訟を提起したというバイエルン州は調整の結果順位が下に来ているわけであるが、今回の訴訟は過剰調整への問題提起という面も背景にあるのか。連邦補充交付金は総額の決定方法にもよるとは思うが、基本的に特別需要に対する交付金であるから、補充交付金による３段階目の調整の結果、順位が逆転していなければ問題ないのではないのではないかという気もする。

→　まず、連邦補充交付金のうち、資料 15 ページにある２つの補充交付金（「低い州内市町村税収のための特別財政需要連邦補充交付金」及び「研究助成給付金のための特別財政需要連邦補充交付金」）については、調整目標値の 99.75%に満たない州にのみ交付されることとなっており、交付に

より順位を変動させてはならない。一方、資料 16、17 ページにある「構造的失業のための特別財政需要連邦補充交付金」と「政府運営費用のための特別財政需要連邦補充交付金」は連邦が制定した法律に定める事務の執行に要する経費に対する交付金であるため、交付による順位変動が生じるとしても対象州に払ってもよいということになっている。

その上で、住民一人当たりの収入額で調整効果を示している資料 26 ページのグラフでは、東ドイツに位置するチューリンゲンがバイエルンを抜いており、実質的に逆転しているが、財務省が作成している 22 ページのグラフは調整効果を割合で示しており、バイエルンは抜かれていない。ゆえに、枠内で調整することが出来ていると説明するのが財務省であるが、学術顧問団も、州間での物価水準の違いにより、同じだけの支出額であっても物価水準によって執行できる事業規模が異なるため、これを踏まえても、調整による実質的な逆転現象が生じているのではという問題提起をしている。

憲法上は調整により順位を変えてはならないとなっているが、どの数字に着目するかにより、順位の変動に関する認識の相違が生じているところ。

２．「こども・子育て政策と骨太 2023」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

2023年10月25日
地方分権に関する基本問題研究会

デジタル化と自治体行財政運営
～分権型社会構築の視点から考える

沼尾　波子（東洋大学）

Ⅰ.地方分権改革が目指してきたもの

地方分権推進委員会中間報告（1996.3）

「中央集権型行政システムの制度疲労」、「東京一極集中の是正」、「個性豊かな地域社会の形成」、「高齢社会・少子化社会への対応」

→国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、国と地方の間の調整ルールと手続きを公正・透明なものへと改めることにより、地域住民の自己決定権を拡充する地方分権型行財政システム（住民主導の個性的で総合的な行政システム）を確立する

→第1次分権改革：機関委任事務制度の廃止とそれに伴う事務の再構成
国の関与等の見直し
国と地方の役割分担の整理と権限移譲
必置規制の見直し等地方公共団体の自由度の拡大

第2次分権改革
財源の確保・ひも付き補助金の見直し
国庫補助負担金　⇒　一般財源　税源移譲・地方交付税の充実

⇔「三位一体改革」により、補助金の廃止縮減、税源移譲は行われたが、
地方交付税の削減

※使途の特定されていない一般補助金により、地方自治体が創意工夫を図りながら、行政ニーズに対応することを期待

⇔計画策定の努力義務や、計画策定を前提とした交付金・補助金交付をもとめる事業の増加

2. 総合行政

2000年の地方分権一括法

地方公共団体 「地域に関する行政を主体的かつ総合的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理」

⇒ 総合的な行政主体として、フルセットを担うことが期待

「受け皿」論（←市町村合併）

⇔連携・補完

1）自治体間での連携・補完

都道府県による市町村補完

定住自立圏・連携中枢都市圏

事務の共同処理、等

2）行政と民間との連携

民営化、地域運営組織、自治会・町内会

3）庁内での連携

ex.農福連携、居住支援、等

⇒ 多様な主体による認識の共有、課題解決への取り組み

2. 総合行政

松本（2018）

○関連する行政の間の調和と調整を確保する

○特定の行政における企画・立案、選択、調整、管理、執行などを一貫して行う

江藤（2015）

2000年初頭以前	縦割りでないこと 政策過程全体にわたって一貫して行うこと
2000年初頭以降	総合的な行政主体＝「基礎自治体」（フルセットを担う）
2013年以降	総合的な行政主体からの離脱＝自治体間連携・補完

入江（2023）

他律的「総合性」から自律的「総合性」へ

他律的総合性	自律的総合性	
自前フルセット主義	手段の自己選択（連携／補完）	
制度的	実質的・機能的・現場的	
主体拡大傾向	手段多様化傾向	
画一的要請	多様性の容認	← 物理的拡大の限界値 住民ニーズからみた「総合性」

⇔「平時」以外の状況下で国による直接的な対応が可能か（感染症・大規模災害等）

「融合型」の行財政システムをどのようにしていくのか

3.デジタル化

1)デジタル化

○デジタイゼーション(digitization) アナログ情報をデジタルデータに変換し、利活用できる環境を整える

eg. 紙ベースの情報をデータ化

○デジタライゼーション(digitalization)

デジタル化したデータを活用して、業務プロセスのシステム化を図るとともに、それにより新たな課題の発見や、価値の創造に結び付ける環境を整える

eg.デジタル化された情報を用いて、サービス提供の効率化を図ったり、サービスの利便性を向上させたりする

○デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation:以下DX)

デジタル化を通じて組織内部はもちろんのこと、他の組織や社会全体で情報が共有されたり、ネットワーク化されたりすることで、多様な主体がつながり、新たなサービスが生まれたり、社会課題の解決に向けた取組が進んでいくこと

eg.情報をオープンデータ化し、部局横断、ないし官民連携による利活用を図りながら、社会課題の検討や解決に向けた検討を参加と協働によって推進する

※ エリック・ストルターマン

DX 「情報技術(IT)の浸透により、人々の生活をあらゆる面で望ましい方向に変化させること」

⇒DXとは、単に情報技術の浸透を図ることではなく、それを通じて、社会システムに変革が起こり、利便性とともに、情報の透明性の確保を通じた公平な社会の実現が図られることや、誰もが情報にアクセス、利活用できることで、社会課題の解決に向けた連携が起こることなども期待

ビジネスの世界:大量の情報データを高速処理し、それを利活用できるシステムを構築することで、新たな価値を生む活動が推進されている。DXを通じて、ビジネスのしくみや経営を再構築することが模索

eg. ドローンが撮影した画像から作物の病気を発見

eg.スマホアプリが収集した位置情報を分析して店舗がマーケティング戦略を立てる

(参考)3.デジタル化

1) アナログ・デジタル

アナログ:データを連続する量であらわす 冗長

デジタル:連続的な量を段階的に区切って表現。

二進法が使われ、データを0と1に変換して処理 明確

データの転送・移動・複写の容易性

⇔ 情報の保護、管理のルール/独り歩きする情報

2)アジャイル

2001年「アジャイルソフトウェア開発宣言」 17名の技術者により公表

①プロセスやツールよりも個人と対話

②包括的なドキュメントよりも動くソフトウェアを

③契約交渉よりも顧客との協調を

④計画に従うことよりも変化への対応を価値とする

※現在の状況変化への対応を繰り返しながら課題解決に向けた適応を図るアプローチ。開発の方向性がぶれやすいことや、プロジェクトの全体の進捗が把握しにくいなどの課題もある。

※ビジョンやゴールを設定、共有したうえで、絶えず今と向き合い続けるスタイル。

⇒IT化によりデータ活用を通じて様々な可能性が開かれるが、他方でシステム自体が業務内容やプロセスを規定する側面もある。

4. 行政のデジタル化と自治体

1）行政のデジタル化に期待される効果

①事務手続きの合理化と簡素化

②業務プロセスの効率化

入力作業・分析作業など（単純作業）

帳票の作成など

③合意形成プロセスにおける多様な参加　eg.Dicidim

④政策形成プロセスにおけるデータ活用

ウェルビーイングの実現に向けた政策形成と事業評価

⑤オープンデータによる情報共有とイノベーション

2）デジタル化と集権・分権

○集権化・一元化

・個人情報保護法制の一元化

・自治体のシステムの標準化・共通化

←「ベンダーロックインを回避し、システム更新のコスト削減」・・・

○分権化・多元化

・参加型民主主義の可能性を広げる

・EBPM（エビデンスに基づく政策形成）

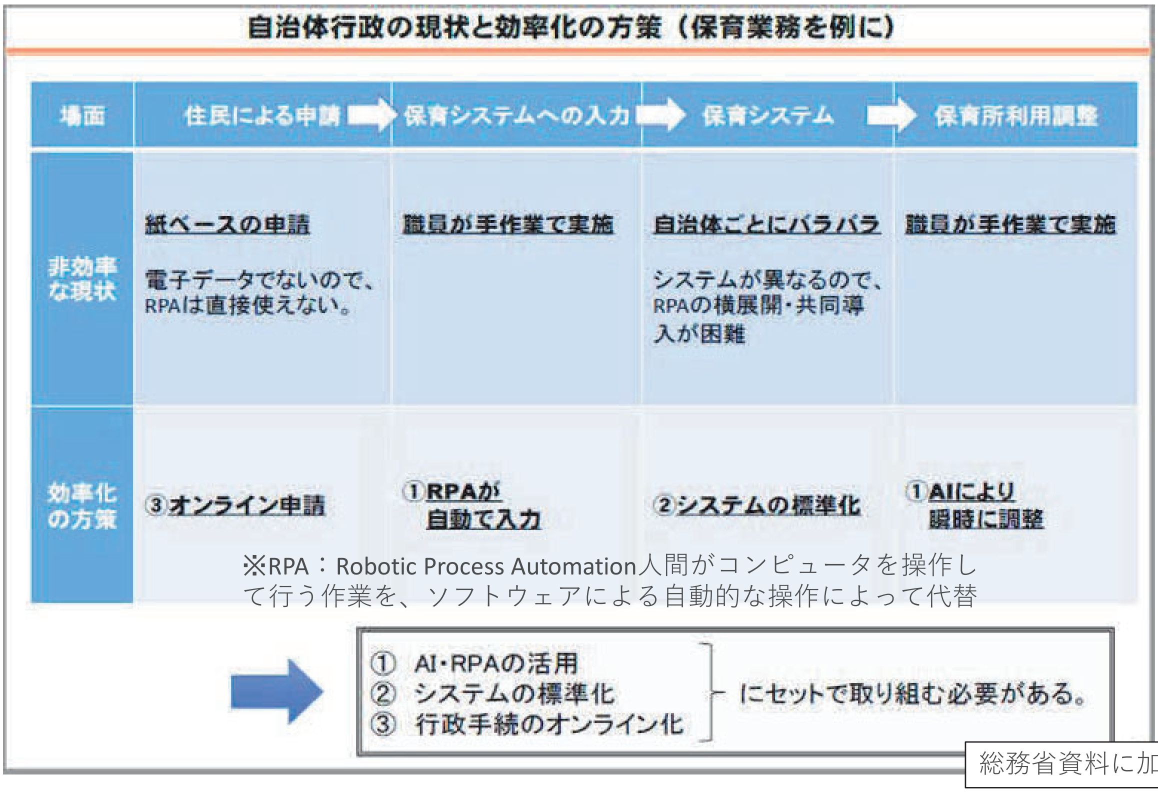

自治体行政の現状と効率化の方策（保育業務を例に）

場面	住民による申請	保育システムへの入力	保育システム	保育所利用調整
非効率な現状	紙ベースの申請 電子データでないので、RPAは直接使えない。	職員が手作業で実施	自治体ごとにバラバラ システムが異なるので、RPAの横展開・共同導入が困難	職員が手作業で実施
効率化の方策	③オンライン申請	①RPAが自動で入力	②システムの標準化	①AIにより瞬時に調整

※RPA：Robotic Process Automation人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替

① AI・RPAの活用
② システムの標準化
③ 行政手続のオンライン化
にセットで取り組む必要がある。

総務省資料に加筆

○オンライン申請ができないケース

○標準化できない場合　⇔　アナログ対応

○AIの予測可能性

自治体DX推進計画等の概要

自治体DX推進計画の趣旨

○ 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定。

○その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、令和4年9月、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施。

自治体DX推進計画（2022.9.2改定） ※計画期間:2021.1～2026.3

■ 自治体におけるDXの推進体制の構築

① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
② デジタル人材の確保・育成
③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
④ 都道府県による市区町村支援

■ 重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

① 自治体情報システムの標準化・共通化
・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
② マイナンバーカードの普及促進
・2022年度末までに殆どの住民が保有することを目指し申請・交付促進等
③ 行政手続のオンライン化
・住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
・②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
⑥ セキュリティ対策の徹底

■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
② デジタルデバイド対策
③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2022.9.2一部改定）

■ 自治体DX全体手順書（2022.9.2改定）
・ DXを推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成
ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備
ステップ3：DXの取組みの実行

■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書
・ 自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

■ 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2022.9.2改定）
・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

■ 参考事例集
・ DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9.2改定）

○ これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。

総務省資料：https://www.soumu.go.jp/main_content/000835261.pdf

デジタル手続法※（令和元年５月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①**行政のデジタル化に関する基本原則**及び**行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**を定めるとともに、
②**行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策**を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
・**本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）**

添付書類の撤廃

・**行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**
（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

・ オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、**データの標準化、API（外部連携機能）の整備**、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

・ 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正
（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

・ 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
・ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

1

総務省資料：https://www.soumu.go.jp/main_content/000835261.pdf

4. 行政のデジタル化と自治体

1）財政データの例

・自治体の予算書・決算書 --- ミクロ的な財政状況の把握

・「地方財政状況調査」 --- 他自治体との比較・マクロ的な状況

〇財政の硬直化を測る指標　「経常収支比率」？
〇財政分析を行うための指標　財政健全化四指標／自治体による独自指標

2）標準化 20業務

1. 住民基本台帳、2. 国民年金、3. 選挙人名簿管理、4. 固定資産税、5. 個人住民税、6. 法人住民税、7. 軽自動車税、8. 国民健康保険、9. 障害者福祉（障害者総合支援法に基づく業務管理）、10. 後期高齢者医療、11. 介護保険、12. 児童手当、13. 児童扶養手当、14. 子ども・子育て支援、15. 生活保護、16. 健康管理（保健事業）、17. 就学（学齢簿や就学援助の申請・給付）、18. 戸籍、19. 戸籍附票、20. 印鑑登録

⇒業務運営の効率化、住民サービスの向上、システム間の互換性、コスト削減が期待される
⇔感染症拡大時の給付金支給手続きなど、システムが標準化されることで、一元的対応が可能？
「融合型」システムの効率化

5. 行政のデジタル化と参加

UN（2022） E-Government Survey

- 193ヵ国を対象に、電子政府（E-Government）の発展度合いを比較した指標。
  ①オンラインサービス（Online Service Index）
  ②電気通信基盤（Telecommunication Infrastructure Index）
  ③人的資本（Human Capital Index）　に分類
  これらの指標から電子政府発指標（E-Government Participation Index）を算出

- 各指標の最大値は 1.0 で、合計スコアによって E-Government Development Index が決定
- 日本（2022） EGDI は 0.9002　193か国中14位
  うち オンラインサービス（OSI）で 0.9094
  電気通信基盤（TII）で 0.9147
  人的資本（HCI）で、0.8765

E-Participation Index (EPI)

情報の提供（政府の国民への情報提供）、協議（政府が政策やサービス提供について、プロセスのさまざまな段階で協議し、場合によっては フィードバックを提供）、意思決定（政府が国民を意思決定に関与させる）を区別する 3 段階 の尺度を用いて、オンライン参加を評価

日本（2022）EPIは1.0 で193か国中1位

自由民主党「デジタルニッポン2023」より

９－DXされた行政のカタチ

「国民にとってのデジタルガバメントは“一つ”。これを前提とし、個人が自分に合ったサービスをどこでも迅速に受けられるよう、国と地方が組織横断のデジタル基盤で情報連携するモデルを実現し、人口減少期においても行政サービスを維持できるよう、政府全体の行政サービスの在り方を再構築する

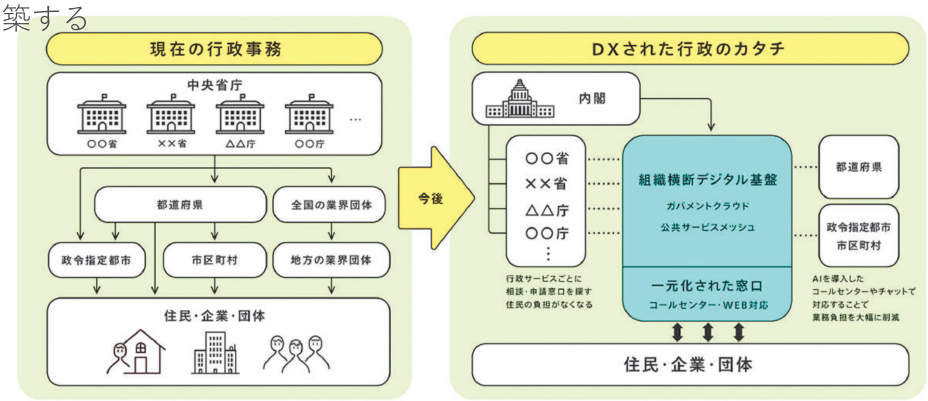

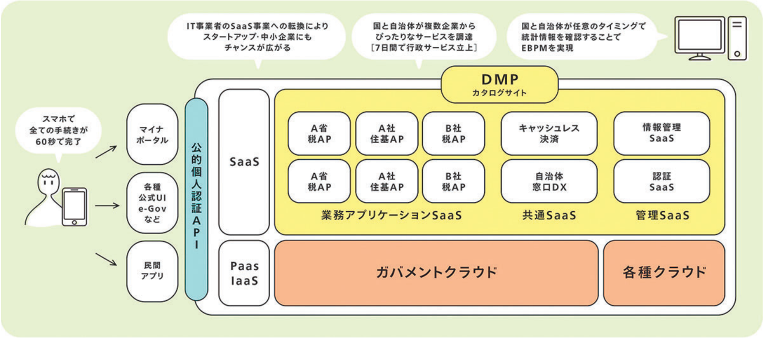

「国・地方のシステムのガバメントクラウド移行を進めることで、組織を超えてデータを共有し、行政組織が一体となって国民にサービスを提供できる。」

6.デジタル化と自治体の計画・予算

重要業績評価指標
(Key Performance Indicator :KPI)の設定

〇戦略推進に当たっては、具体的な施策を掲げる

〇施策の効果を客観的に検証できるようにするための重要業績評価指標（KPI）を設定する

〇PDCAサイクルを導入して、その進捗状況をKPIの達成度により検証し、改善する

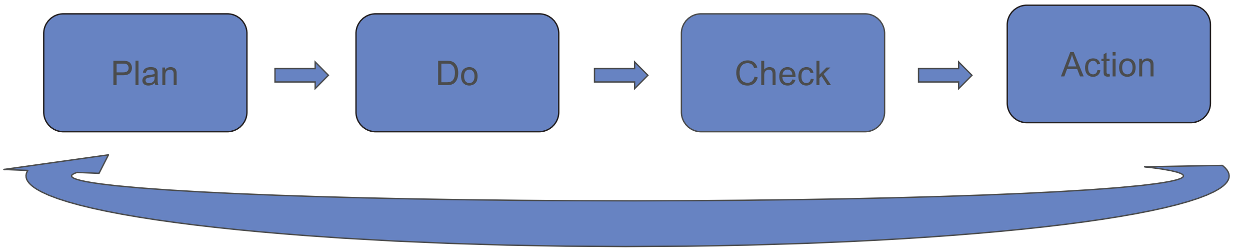

〇「人口増」「個々の機能の拡充」のための個別施策の積上げへ

⇒個別の機能を整える場合には有効だが、トータルなビジョンとの繋がりをどう考えるか

14

6. デジタル化と自治体の計画・予算

ウェル・ビーイング（Well- being）

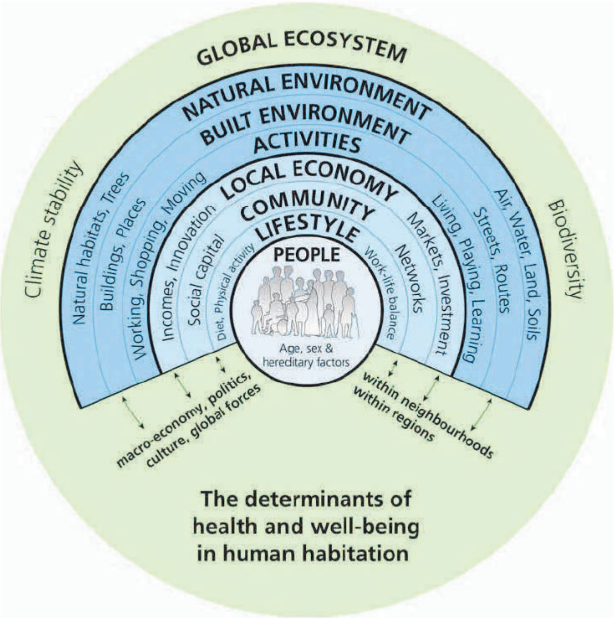

WHO憲章における「健康」概念
「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」

○身体的健康、精神的健康とそれを支える自然環境、生活環境、雇用環境などが整った状態

⇒都市インフラや行政サービスがどのように住民のウェルビーイングの実現に貢献したのかを評価し、情報公開する取組みも進められている（ダボン、南雲（2020））。

健康（ウェルビーイング）の決定因子の見取り図 (Barton and Grant,2006による) (WHO Regional Office for Europe Urban planning (2020),p.29)

15

ウェル・ビーイング（Well- being）の達成に向けた政策立案と運営

○身体的健康、精神的健康とそれを支える自然環境、生活環境、雇用環境について、現状把握とともに、政策のゴールを設定し、その達成に向けた取組みを推進

Lowe et.al(2013)
リバビリティ=「環境的に持続可能な、安全で、社会的なつながりのある、インクルーシブ（包摂的）な場所、そして公共交通機関、徒歩、自転車のインフラによって、仕事、教育、公共のオープンスペース、地元の店舗、保健・コミュニティサービス、余暇・文化的機会にアクセスできる、手ごろな価格の多様な住居を有している」と定義

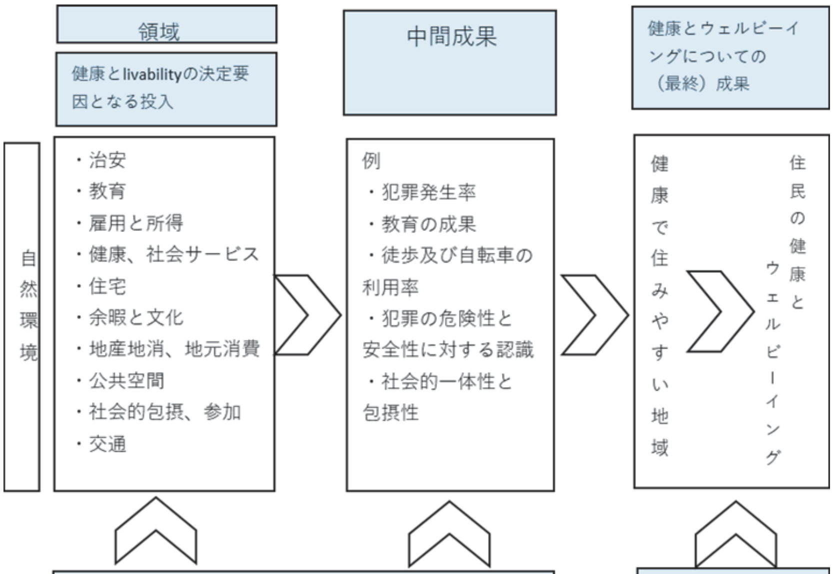

liveabilityの獲得に向けた投入、中間成果、最終成果の経路（Hannah Badland et.al（2014）p.66）を翻訳

16

事業のロジック・モデルと成果（アウトカム）

成　　果

投　入	活　動	産　出	直接成果	中間成果	最終成果
駐輪場整備費駐輪場用地 →	行政が駐輪場を整備する →	駐輪可能台数が増加する →	駐輪場の利用者が増加する →	放置自転車が減少する →	歩行者の通路・安全が確保される

事業のロジックモデル（駐輪場整備事業の例）（佐藤徹編（2021）p.47）

17

荒川区
幸福度（GAH）指標

6つの上位指標
39の下位指標

出典：荒川区自治総合研究所「荒川区幸福度研究」第1号、2019年3月

図表１　荒川区民総幸福度（GAH）指標の体系

		分野	※上位指標	※下位指標	
荒川区民総幸福度（GAH）指標	幸福実感	健康・福祉	健康の実感	体の健康	運動の実施
					健康的な食生活
					体の休息
				心の健康	つながり★※
					自分の役割
					心の安らぎ
				健康環境	医療の充実
					福祉の充実
		子育て・教育※	子どもの成長の実感	「生きる力」	規則正しい生活習慣
					「生きる力」の習得
					親子コミュニケーション
				家族関係	家族の理解・協力
				子育て教育環境	子育て・教育環境の充実
					地域の子育てへの理解・協力
					望む子育てができる環境の充実
		産業	生活のゆとり	仕事	生活の安定★
					ワーク・ライフ・バランス
					仕事のやりがい
				地域経済	まちの産業
					買い物の利便性
					まちの魅力
		環境	生活環境の充実	利便性・ユニバーサルデザイン	施設のバリアフリー
					心のバリアフリー
					交通利便性
				快適性	まちなみの良さ
					周辺環境の快適さ★
				持続可能性	持続可能性
		文化	充実した余暇・文化活動、地域の人とのふれあいの実感	余暇活動	興味・関心事への取組
					生涯学習環境の充実
				地域文化	地域への愛着
					地域の人との交流の充実
					地域に頼れる人がいる実感
					文化的寛容性
		安全・安心	安全・安心の実感	犯罪	防犯性★
				事故	交通安全性★
					生活安全性★
					個人の備え
				災害	災害時の絆・助け合い
					防災性

18

荒川区幸福度（GAH）
～子育て･教育分野の幸福度指標

分野	No.	指標	質問文
子育て・教育	11	規則正しい生活習慣	お子さんが規則正しい生活習慣を身につけていると思いますか？
	12	「生きる力」の習得	お子さんが、社会で生活していく上で必要な知識や技能、社会性、体力などを身につけていると思いますか？
	13	親子コミュニケーション	親子の間でコミュニケーションがとれていると感じますか？
	14	家族の理解･協力	あなたのご家族には、子育てに関する理解や協力があると感じますか？
	15	子育て･教育環境の充実	お住まいの地域における子育て･教育に関する事業･サービス･施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？
	16	地域の子育てへの理解･協力	お住まいの地域に、子育て家庭に対して理解し、協力する雰囲気があると感じますか？
	17	望む子育てができる環境の充実	自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？
	18	子どもの成長の実感	お子さんが健やかに成長していると感じますか？

出典：荒川区自治総合研究所「荒川区幸福度研究」第1号、2019年3月

19

ビジョンの共有
～政策評価における双方向性

※評価指標の設定

・アウトプット指標

・アウトカム指標

※アウトプット指標とアウトカム指標の関係性を明示

荒川区の場合

・GAH（Gross Arakawa Happiness)という目標を住民参加型で策定。

・その達成度を確認するために「幸福度調査」を実施

・「幸福度」調査結果を政策評価に反映

出典：荒川区行政評価報告書

政策分析シート（令和元年度）

政策名	子育てしやすいまちの形成	政策No	03	部名	子育て支援部		
				部長名	青山	内線	3800
関連部名	区民生活部、健康部						
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
目的	○すべての区民が安心して子育てができ、子育てに喜びと満足感が得られるような環境を整備する。						

指標

	幸福実感指標名	指標の推移 28年度	29年度	30年度	指標に関する質問文
①	子どもの成長の実感度	4.20	4.18	4.29	お子さんが健やかに成長していると感じますか？
②	望む子育てができている実感度	3.24	3.27	3.28	自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？
③	家族の理解・協力度	4.02	4.06	4.10	あなたのご家族には、子育てに関する理解や協力があると感じますか？
④	子育て・教育環境の満足度	3.43	3.46	3.54	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設など（提供しているのが、民間か行政かを問わず）が充実していると思いますか？
⑤	地域の子育てへの理解・協力度	3.39	3.44	3.40	お住まいの地域に、子育て家庭に対して理解し、協力しようとする雰囲気があると感じますか？
⑥					
⑦					

	政策の成果とする指標名	指標の推移 28年度	29年度	30年度	元年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	地域子育て交流サロン延利用者数（人）	87,899	88,611	89,500	92,342	100,000	全交流サロンの延親子利用者数
②	保育所待機児数（人）	164	181	80	45	0	「1年度見込み」は31年4月時点数値
③	荒川遊園入園者数（人）	404,002	417,549	313,000	0	450,000	年間入園者総数（30年12月から3年夏まで休園）
④	育児不安をもつ親の割合（%）	26.20	26.40	23.00	22.50	20.00	乳幼児健診アンケートによる
⑤							
⑥							
⑦							

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
行政費用 給与関係費	2,642,152	2,691,706	49,554	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	4,494,132	4,482,654	▲ 11,478	国庫支出金	3,700,111	4,063,592	363,481
維持補修費	93,431	58,832	▲ 34,599	都支出金	1,816,375	1,964,568	148,193
扶助費	9,073,138	9,601,969	528,831	分担金及び負担金	562,347	636,973	74,626
補助費等	2,314,671	2,424,885	110,214	使用料及び手数料	874,378	809,587	▲ 64,791
減価償却費	170,669	176,203	5,534	その他行政収入	65,539	62,705	▲ 2,834
不納欠損・貸倒引当金繰入額	921	1,284	363	行政収入合計(a)	7,018,750	7,537,425	518,675
賞与・退職給与引当金繰入額	592,977	176,900	▲ 416,077	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 12,509,667	▲ 12,359,169	150,498
その他行政費用	146,326	282,161	135,835	金融収支差額(d)	▲ 6,822	▲ 7,718	▲ 896
行政費用合計(b)	19,528,417	19,896,594	368,177	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 12,516,489	▲ 12,366,887	149,602
特別費用(g)	115,668	8,162	▲ 107,506	特別収入(f)	291,598	25,908	▲ 265,690
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	175,930	17,746	▲ 158,184	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 12,340,559	▲ 12,349,141	▲ 8,582

貸借対照表

勘定科目	29年度	30年度	差額	勘定科目	29年度	30年度	差額
流動資産 収入未済	20,471	22,505	2,034	流動負債	271,148	184,135	▲ 87,013
不納欠損引当金	▲ 2,327	▲ 1,939	388	還付未済金	0	0	0
その他の流動資産	0	305	305	特別区債	55,796	56,307	511
固定資産 有形固定資産	12,703,906	13,200,073	496,167	賞与引当金	117,396	127,828	10,432
土地	9,822,098	9,846,032	23,934	その他の流動負債	97,956	0	▲ 97,956
建物	6,899,143	7,355,702	456,559	固定負債	2,274,925	2,342,448	67,523
建物減価償却累計額	▲ 4,048,698	▲ 4,036,566	12,132	特別区債	581,518	825,211	243,693
工作物等	1,670,205	1,676,965	6,760	退職給与引当金	1,693,407	1,517,237	▲ 176,170
工作物等減価償却累計額	▲ 1,638,843	▲ 1,642,061	▲ 3,218	その他の固定負債	0	0	0
無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	2,546,073	2,526,583	▲ 19,490
建設仮勘定	403,889	1,119,294	715,405	正味財産	10,865,782	12,095,370	1,229,588
その他の固定資産	285,916	281,715	▲ 4,201	正味財産の部合計	10,865,782	12,095,370	1,229,588
資産の部合計	13,411,855	14,621,953	1,210,098	負債及び正味財産の部合計	13,411,855	14,621,953	1,210,098

財務諸表に関する特徴的事項等

○保育所の整備や子育て支援事業が行われており、児童手当や、私立保育園等の運営費などにあたる扶助費が約4割を占めている。前年度と比較すると新規4園開設に伴う運営費増額のため増加している。
○貸借対象表に計上されている有形固定資産は主に荒川遊園及び公立保育園の土地・建物に関するものである。（仮称）宮前公園内保育園の取得に伴い増加している。

20

地域の将来ビジョンの絵を描くのは誰か？どう描くか？

①行政による計画型

②市場による経済合理型

③市民による合意形成型

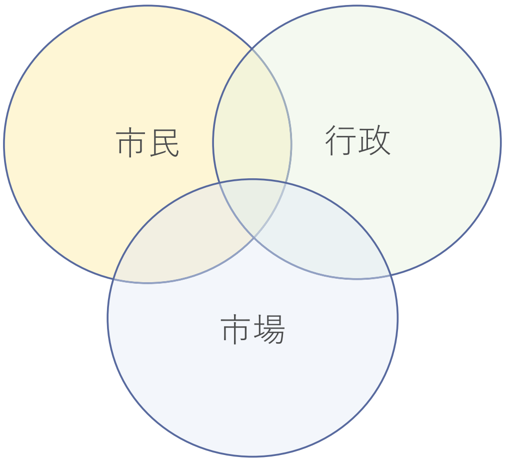

⇔個人情報保護
民間事業者や市民参加による取り組みを推進するに際し、
行政が保有する情報をどこまで提供することが可能か？

21

子ども・子育ての環境構築の模索

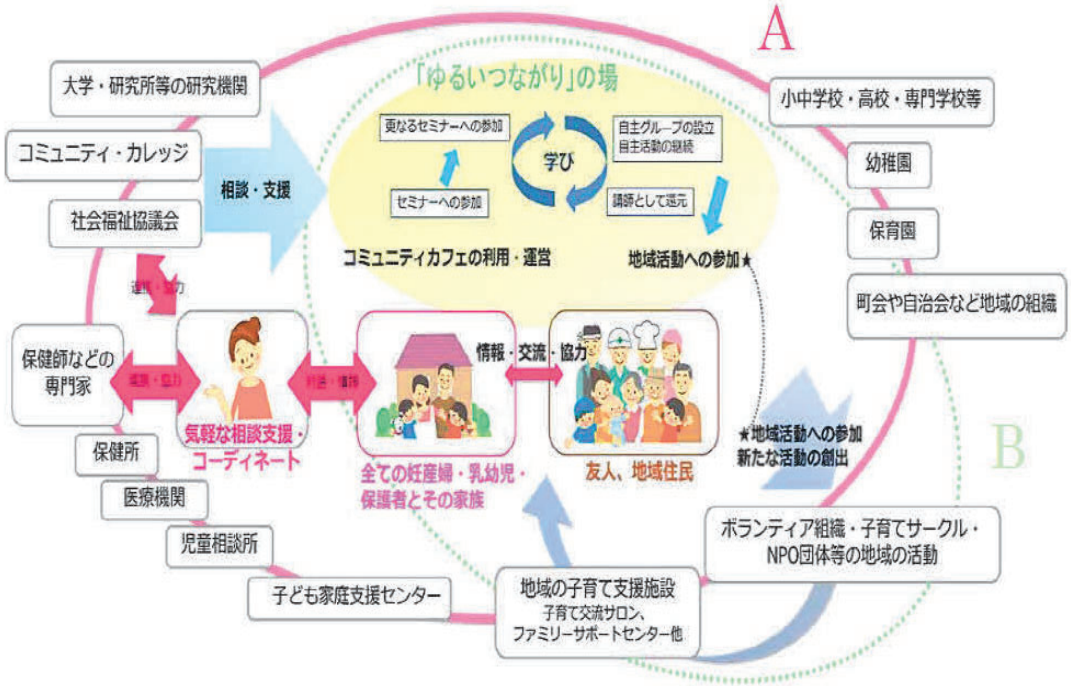

〇本人の了解を取ったうえでの個人情報の利用
〇業務の範囲と情報共有の範囲を整理

出典：荒川区自治総合研究所「荒川区幸福度研究」第1号、2019年3月

22

6. むすびにかえて

1. 行政のデジタル化と集権・分権

○システムの標準化が進むことで、フルセット型の行政サービス提供につながる均質的なシステムが整備される可能性

○ガバメントクラウドに標準化されたシステムの束が存在し、各自治体がメニューの中から最適なものを選べる環境構築につながる可能性

※「標準化」システムやクラウドの公共性（コモン）の担保）

※地域特性を踏まえたローカルな対応を阻害しない環境構築

2. 業務の棚卸と業務システムのデザイン

個々の自治体が、それぞれの業務プロセスを見直し、効率的・効果的な業務体制の構築に向けたシステム構築を図る動き（⇔人材不足、財源不足の指摘）

3. オープンデータ

社会課題や地域課題を検討し、対応するために必要な情報データをオープン化することの可能性と限界（⇔個人情報保護）

4. ウェルビーイングの実現に向けた地域のビジョン一計画とその実現

目標設定ならびに、その達成に向けた施策や事業を検討、評価を行うための庁内体制の構築

参考文献

- 荒川区（2019）「幸福度指標を行政評価と基本計画に活かして区政を推進」『ガバナンス』238号、pp.29-31.
- 荒川区自治総合研究所（2018）「荒川区民総幸福度（GAH）に関する調査研究報告」
- 入江容子（2023）「人口減少時代の自治体における総合性と多様性」日本学術会議政治学委員会行政学・地方自治分科会シンポジウム報告
- 江藤俊昭（2015）「基礎自治体の変容ー住民自治の拡充の視点から自治体連携・補完を考える」日本地方自治学会編『基礎自治体と地方自治』
- 佐藤徹編（2021）『エビデンスに基づく自治体政策入門』公職研
- 自由民主党（2023）「デジタル・ニッポン2023」
- 総務省（2022）「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会報告書」
- 中川豪（2022）「DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化政策と自治体の課題ーテクノクラート（デジタル人材）登用の意義についてー」『都市とガバナンス』第38号、pp.103−110、日本都市センター
- 松本英昭（2018）『要説地方自治法ー新地方自治制度の全容』ぎょうせい
- 広井良典（2015）「自治体・地域の幸福度指標への視点」『ガバナンス』166号、pp.13-16.
- メラニー・ダボン,南雲岳彦（2020）「オーストラリアにおける都市の政策計画立案のためのリバビリティ・インディケーターの活用と日本版リバビリティ・インディケーター（β版）の紹介」（スマートシティ・インスティテュート設立1周年記念フォーラム基調講演資料：https://channel.nikkei.co.jp/sci2020/2444.html）
- Hannah Badland et.al (2014) ‘Urban livability: Emerging lessons from Australia for exploring the potential for indicators to measure the social determinants of health’ “Social Science & Medicine” vol.111, pp.64-73.
- Lowe et.al(2013) ‘Liveable,healthy,sustainable:What are the key indicators for Melbourne neighborhoods?’ “Research Paper1, Place, Health and Liveability Research Program”, University of Melbourne(https://auo.org.au/wp-content/uploads/2020/02/Lowe-et-al-Liveability-Report-2013.pdf)
- UN（2022）“E-Government Survey 2022 The Future of Digital Government”
- WHO Regional Office for Europe Urban planning (2020) “Environment and Health, From Evidence to Policy Action- Meeting report”

第２回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長）
議事概要

【日時】令和５年 10 月 25 日（水）18:00～20:00

【出席者（学識委員）】

神野座長、青木委員、池上委員、宇野委員、佐藤委員、関口委員、高端委員、沼尾委員、古市委員

【議事次第】

１　開会

２　議題

「DX の推進と自治体行財政」

「令和４年度普通会計決算の状況と自治体における財政マネジメントの課題」

３　閉会

【議事概要】

１．「DX の推進と自治体行財政」

（１）説明

発表資料に基づき、沼尾委員より説明。

（２）質疑応答

○　政府主導の DX により、現在自治体において生じているベンダーロックイン問題の解消を図ることができるという話であったが、巨大なベンダーロックインが生じるということにはならないのか。

→　却って新たなベンダーロックインが生じるという事態にならないよう、国のプラットフォーム構築に当たっては、パブリックネスを重視し、特定の事業者のみではなく一定の条件下で誰もが関われるよう工夫していく必要があると考える。

○　資料７ページ「４．行政のデジタル化と自治体」において、行政のデジタル化に期待される効果として①～⑤が提示されているが、例えば私の研究分野である公営企業分野において進められているデジタル化の取組（地域交通で使用されるアプリの開発やスマートメーターの導入）は、①～⑤のいずれかに該当するというよりかは、行政のトランスフォーメーションによる住民生活の利便性向上といった、より住民レベルでのポジティブな効果が期待されるものかと思われる。また、それぞれの自治体で①～⑤のいずれを期待してデジタル化に取り組んでいるのかということも調査されているのではないかと思うため、その結果も共有していただけるとありがたい。

→　まず、後者のご質問については、①（事務手続の合理化と簡素化）と②（業務プロセスの効率化）を目指してデジタル化に力を入れている自治体が多いという結果であった。やはり政府の「自治体ＤＸ推進計画」等を踏まえ、まずは行政プロセスの効率化やペーパーレスの実現（電子データによる処理）、マイナンバーカードの活用が特に進められていると認識している。また、公営企業分野を含めた、デジタル化によるサービス向上をどのような効果として分類するかというのは課題であると感じた。ご指摘を踏まえて検討していきたいと思う。

○　荒川区における幸福度指標を用いた調査や事業評価の例は、分権化を目指す試みとしてのデジタル化の取組として提示いただいたものと思うが、デジタル化の進展と、参加型民主主義の広がりとの関係について詳しく教えてほしい。

→　「行政のデジタル化」と一言で言っても、その内容は複数に分けることが出来ると考えており、例えば「書かない窓口」の導入やＲＰＡやＡＩを活用した作業の効率化、全国的なシステムの標準化もあれば、デジタル化に関する地域の総合戦略等に基づいて、人口や産業、生活の質などを一定の指標を活用して評価し、その評価結果や Dicidim のようなデジタル技術を活用して得た住民の意見を踏まえた事業を検討し、予算化するという取組もある。荒川区の例で言うデジタル化は、後者による住民の利便性向上に

分類されると考えている。しかしながら、荒川区の場合は、住民の意見を取り入れた参加型の政策評価にデジタル技術を活用されているが、生活困窮者に対する具体的な支援の在り方といった、ミクロレベルの検討に際しては、住民の方々と実際に集まって情報を共有したり、方法を考えたりと、いわばアナログな手法も取り入れて取組を進めている。参加型民主主義、熟議民主主義をデジタル技術により一部実現するということとは可能であり、実際に Dicidim のようなプラットフォームはあるわけであるが、デジタル技術で全て実現できるというわけではなく、またオンラインプラットフォームをどうマネジメントするかという課題もあるのではないかと考えている。

○　第一次分権改革来の定義からすると、地方分権とは従来中央で行っていた意思決定の仕組みを自治体において行うよう移すということ。その定義を踏まえると、「デジタル化による分権」をどう説明するか、地域における意思決定を地域住民の参加により行うということを分権と言えるのかと言う点はやや腑に落ちない。

→　たしかにご指摘の論点はあると思う。むしろ、分権的な意思決定をサポートする手法としてデジタル化の取組があるという考え方がよいのかもしれない。

２．「令和４年度普通会計決算の状況と自治体における財政マネジメントの課題」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

ドイツにおける公営企業の現状と課題
－「再公営化」を事例として

2023年11月22日

北海道大学公共政策大学院教授

宇野 二朗

制度的文脈

- 水道は市町村の自治任務（義務的任務とする州も）→中核的な事務
- 市町村の経済活動には「補完性条項」など制約要件あり、ただし水道事業を例外とする州も
- 公営企業、営造物法人・公社、目的組合、株式会社・有限会社、等の形態から選択可能
- 住民発案、住民投票の制度が1990年代に整備

経営形態の概観

- <u>有限会社</u>が多く、（半数を下回る形で）民間企業の参画（<u>第三セクター方式</u>）も多い
- 電力、ガス、温水、等との複合企業（<u>シュタットベルケ</u>）が多い（下水道との複合もあるが稀）
- <u>住民投票</u>による民営化阻止、期間途中の解約、期間終了、買い戻しによる<u>再公営化</u>の事例が見られている

1990年代、ベルリン水道公社は二度の改革を経験

年	出来事
1853	ベルリン水道会社設立
1873	ベルリン州が買収
1924	ベルリン市立水道株式会社設立
1937	地方公営企業形態に変更
1949	ベルリン分断
1990	ベルリン再統一
1992	東西ベルリン水道会社合併
1994	営造物法人形態に変更
1999	部分的民営化

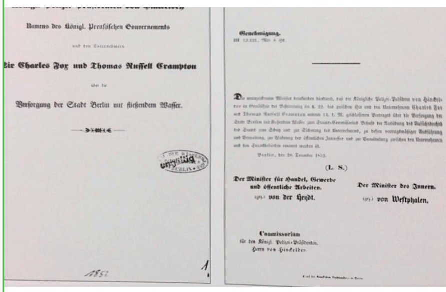
Namens des Königl. Preußischen Gouvernements
Sir Charles Fox und Thomas Russell Crampton
Versorgung der Stadt Berlin mit fließendem Wasser.

Genehmigung.

(L. S.)
Der Minister für Handel, Gewerbe und öffentliche Arbeiten.
von der Heydt.
Der Minister des Innern.
von Westphalen.

Commissorium
für den Königl. Polizei-Präsidenten, Herrn von Hinckeldey.

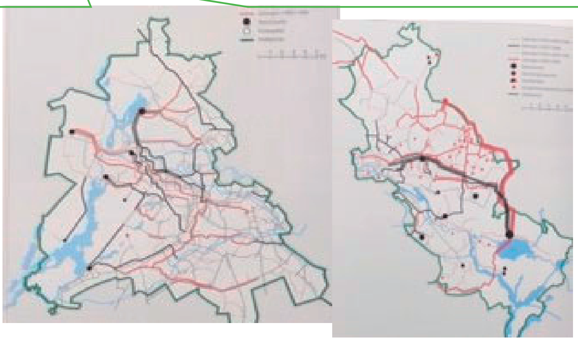

出典：Bärthel, Hilmar (1997) Wasser für Berlin: die Geschichte der Wasserversorgung.

4

1990年代のベルリン経済・財政の状況

- 1990年、東西ベルリンの統合
- 統合後のバブルを除き、人口は横ばい（1990年343万人、2000年338万人、2005年339万人）
- よくない経済情勢（実質州内生産は1995年以降マイナスか1％弱の成長）
- 財政収支の悪化と増加する負債残高（1992年131億€、2006年600億€）　＊2007年歳入＝186億€

5

CDU/SPD大連立政権の時期に民営化され、SPD/CDU大連立政権の時期に買戻した

民営化・再公営化の動き

1992	1994	1999	2007	2010	2011	2012	2013
東西統合	**公社化**	**部分的民営化**	住民発案	住民請願	住民投票	RWE分買戻し	Vivendi分買戻し

再公営化（2007→）

与党

1990-2001	2001-2011	2011-2016	2016
CDU/SPD	SPD/Linke	SPD/CDU	SPD/Linke/Grüne

市長

1991-2001	2001-2014	2014-
Eberhard Diepgen (CDU)	Klaus Wowereit　(SPD)	Michael Müller (SPD)

注：CDU：ドイツキリスト民主同盟、SPD：ドイツ社会民主党、Linke：左派党、Grüne＝同盟'90/緑の党

6

公社（営造物法人）化による商業化

- 1993年：法制定→営造物法人化
  - 州法による創設
  - 独立した法人格
  - 保証人会、監査役会、取締役会
- 「経営の自由」の強化
  - 法人格の取得
  - 州の予算法令からの自由
  - 料金設定権
  - 企業目的に関連する他業務の引受け
  - 州外部での活動
  - 子会社の設立

7

財政補てん目標と都市成長戦略目標

- 内的な要因
  - 水需要の低迷
  - 大きな建設投資需要とそれに伴う借入金残高の増加
  - 料金値上げに頼った経営
- 外的な要因
  - ベルリン州の財政危機→売却益による補てん
  - 民営化による競争力強化の国際的潮流→都市成長戦略（民間投資の呼び込み、新たな業務領域の開拓による雇用創出、東欧マーケットに対しての「入口」）

•8

1996～98年：持株会社モデルが選択された

モデル1：株式会社モデル

- 株式会社化し49%を売却
- 経済大臣（CDU）が提案（BWB監査役会の依頼でコンサルティング会社が構想）、CDU議員団の大半、BWBのCEOも賛同
- 従業員持株制度の導入
- 専門家などから移行に時間がかかり、財政収入をすぐにもたらさないと批判される

モデル2：コンセッションモデル

- 運営と建設投資を民間企業に移転、民間企業は料金を直接徴収、民間企業から対価の支払い（10~20億€）
- 財務大臣（SPD）が提案、SPD議員団の長が支持（SPD内に反対者もあり）
- 株式会社モデルに比べて公的コントロールとBWBの経済成長にとって不利というコンサルティング会社の評価
- 経済大臣（CDU）→業務の多くがベルリン外部に移転され雇用が減ると批判

モデル3：持株会社モデル　（1998年7月7日、CDUとSPDが合意）

- 公社のままとした上で持株会社が参画する
- 公社の維持→労働組合の賛同を得、下水道の非課税を維持するため
- 財務、経済、環境大臣による委員会（コンサルティング会社）が契約交渉を主導

9

公社を残した形での民営化

図　部分的民営化

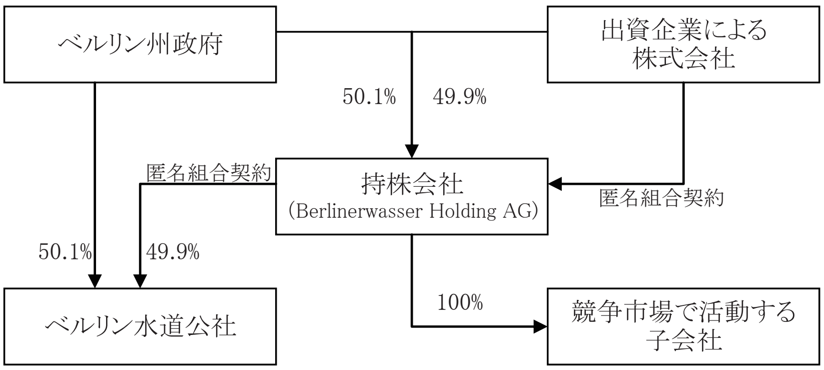

監査役会＝州政府（財務、経済、環境各省）が中心
取締役会議長＝民間から

【契約の内容】

- 中核領域と競争領域の分離
- 17億€の支払い
- 2003年末まで料金を据え置く
- 2014年までの雇用保障（整理解雇の禁止）
- 2009年までに25億€の投資
- 企業ノウハウの導入
- 経営資本に対してr+2％の利益
- 水リサーチセンターの設立

10

民営化後の効率化と料金上昇

- ほぼ常に利益を計上（配当の実施）
- 職員数のさらなる削減（2000年6,177人、2008年4,712人）
- 管きょ損傷率の低下（特に東部）
- 2004～2008年料金の上昇

11

市民参加の動きと再公営化

- 2001年政権交代で左派党のHarald Wolfが経済大臣に→料金算定基準の透明化などの再規制を実施
- カルテル庁に料金査察を要求→16％削減の勧告→BWBは訴訟を提起→カルテル庁の勝利
- 2006年の連立協定に「再公営化」が盛り込まれる→2028年までの契約があり「不可能」?
- そこで、2006年、「ベルリン水円卓会議」（Berliner Wassertisch）→法の改廃を求めることができる州民投票制度を活用し、秘密契約の公開を求めるキャンペーンを開始→2007年に住民発案
- 州政府→新法以前の契約を民間企業に公開させるのは違法であると不許可
- これを巡って憲法裁判所で争う→2009年10月、円卓会議側の勝利

12

続き

- 2010年夏、州政府が公企業における秘密契約禁止を法定
- 2010年10月、秘密契約を新聞が掲載→州政府も公表（webページ）
- 2011年2月、秘密契約公開（円卓会議提案の公開法）への住民投票→成立→州政府はすべての契約を公開
- 州政府、2010年頃から再公営化の交渉開始→2011年の大連立政権の下で2012年RWEから買戻し（654百万€）、2013年Veoliaから買戻し（590百万€）
- 州政府は借入により支払い、BWBの将来の利益によって償却する計画（買戻しをした場合とそうでない場合を比較した場合、買い戻した方が経済的という計算）

第1段階	第2段階	第3段階
州民請願の提案 6週間以内に20,000署名	州民請願 4か月以内に有権者の7%以上（約170,000）の署名	州民投票 ①過半数 ②有権者の25%以上（約620,000）
• ベルリンに関わる一定の政治的意思形成案件に州議会を取り組ませる権利 • 代表者が所管の委員会において聴聞される権利 • 予算・公租公課・給与等は対象外	• 法律の制定改廃 • 被選期中一つのテーマについて一回のみ • 完成された法律案の提出 • 州政府は意見を添附し州議会に提出 • 予算・公租公課・給与等は対象外	• 州民請願成立後4か月以内に実施 • 州議会は自らの議案を同時に提案できる • 州議会が受け入れた場合には未実施 • 予算・公租公課・給与等は対象外
2008年1月末：39,679署名	2010年：280,000署名以上	2011年2月13日：666,635（有権者の27%、98.2%の賛成率）

14

再公営化後は子会社は縮小・整理

図　再公営化後のベルリン水道公社の構造

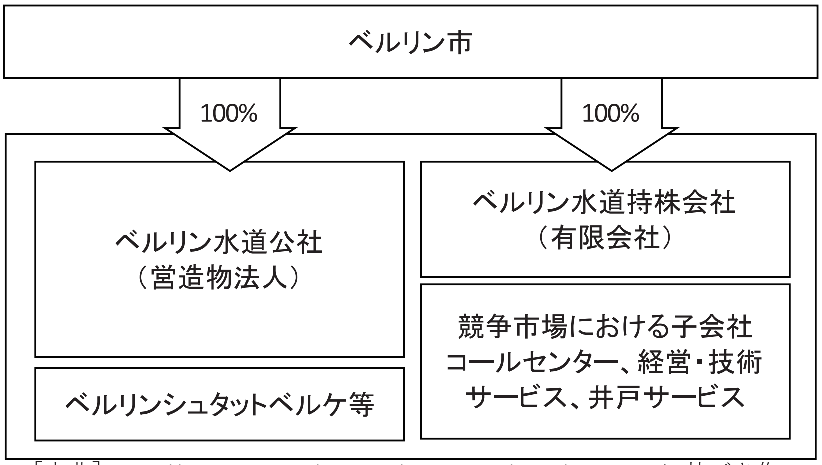

［出典］http://www.bwb.de/content/language1/html/8368.phpに基づき作成

15

指標1（費用）：人件費・委託費削減から人件費の増加へ、減価償却費の継続的増加

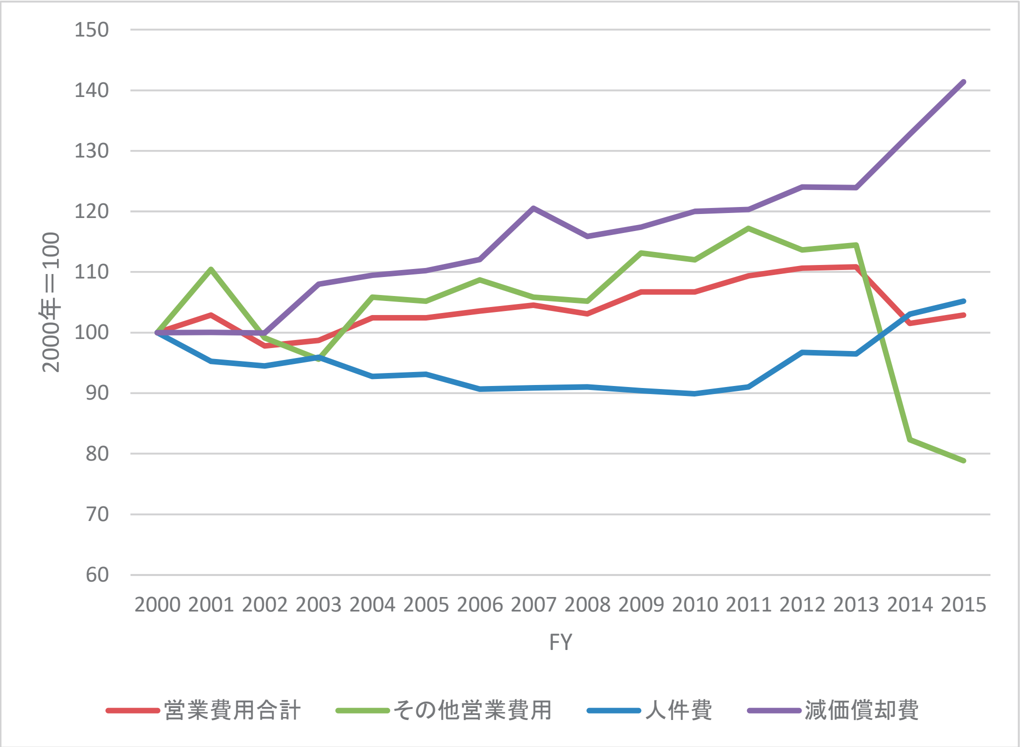

6

指標2-1（料金水準）：2006年頃まで27％上昇→利益保障の影響との指摘。その後に横ばい、2014年に連邦カルテル庁からの指導があり15％値下げ、2018年まで維持を表明。

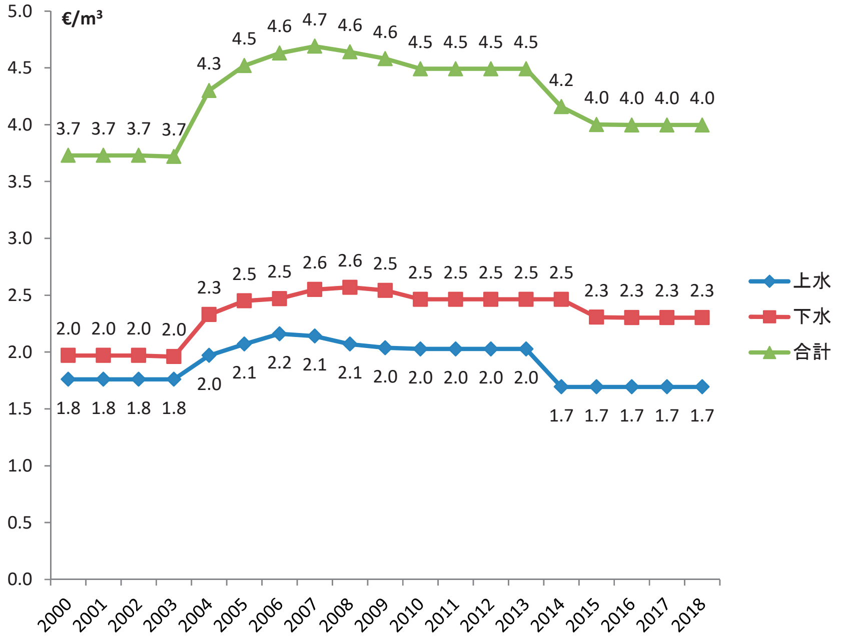

注：雨水費は除く。
出典：BWBのwebページのデータにより作成。

17

指標2-2（総収益利益率）：民間企業への支払分を含めると利益率は15～25％（うち10～15%が民間分）、再公営化後にやや低下

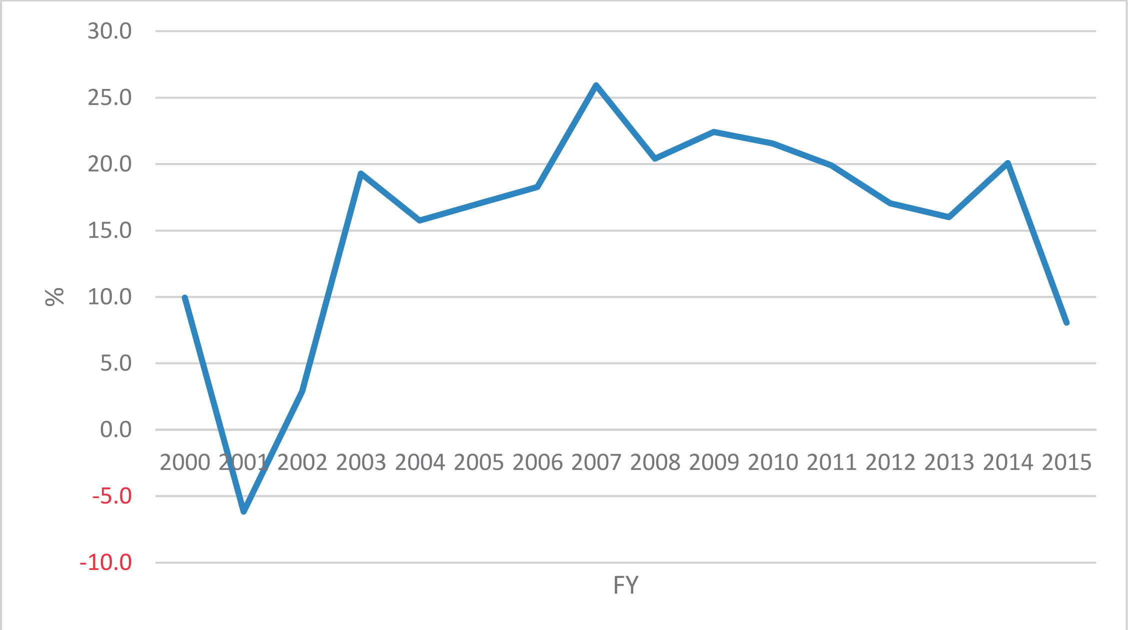

18

指標3（意思決定構造）：閉鎖的・不透明、野党会派の不参加、再公営化は州政府のコントロールが強化されたが公開性には変化はない

- 間接経営形態（営造物法人）→閉鎖的、不透明な意思決定構造
  - 取締役会（民間選任者が議長）と監査役会（議長は州政府、半数は民間選任）、保障人会（州政府）、ただし契約により民間の選任権が担保→実質的な経営権の委譲
  - 州政府からの関与は与党議員に限られる
  - 州議会特別委員会はあるが、決定権限は監査役会に
  - 州議会特別委員会、監査役会ともに非公開
- 再公営化後
  - 間接経営形態のままであり、意思決定権限、公開性、等には変更はない
  - しかし民間参画がなくなりコンフリクトが回避される
  - 顧客諮問会議の新設

19

指標4（社会的な配慮）：弱かったが、再公営化後には少なくとも「発言」の次元では強まった。

- 料金制度
  - 均一料金制度であり、生活用水への配慮は特になく、社会的弱者に対する料金減免制度もない
  - 2007年に口径別二部料金制度の導入→再公営化後にも変化なし
- 再公営化後の経営戦略
  - 「4500人の雇用確保」
  - 「エネルギー転換の推進者」
  - 「将来世代にも上下水道を保障するために、環境、経済、社会の利益のバランスをとること」など
  - ただし、実現はわずか

20

指標5（社会的な配慮＝雇用）：2010年頃まで減少、足下では微増しているが4500人には届いていない。職業訓練研修生の数も微増しているが、民営化時代前半の方が多かった。

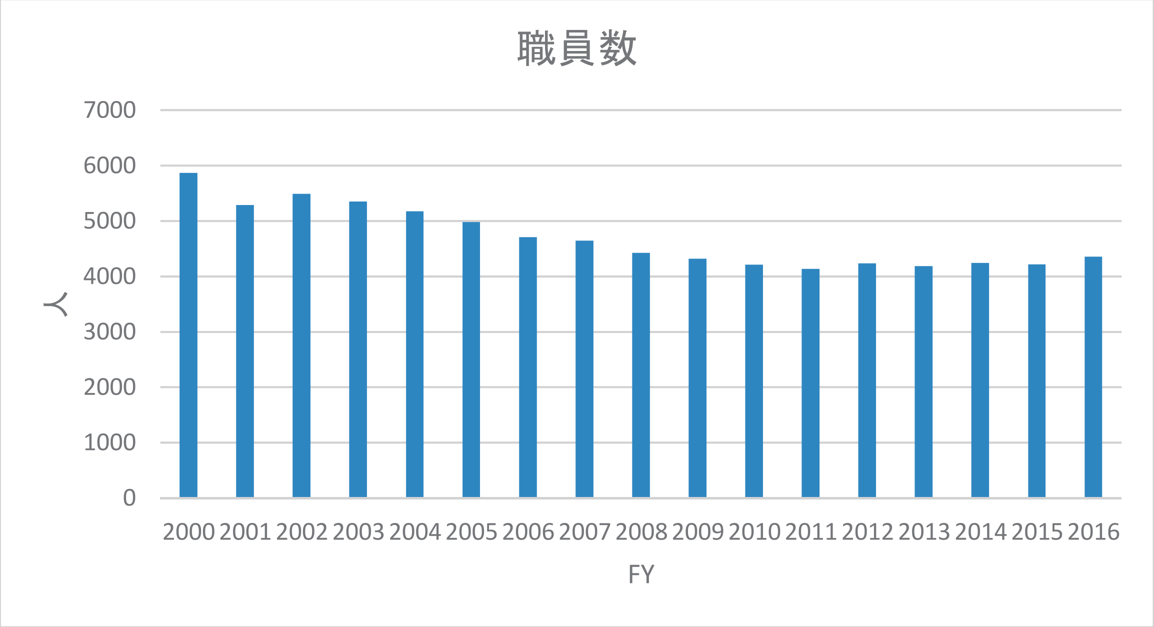

21

指標6（投資規模）：1994年700百万€をピークに400万€程度に落ち着いていた。民営化後は300百万€弱、再公営化後は微減（近年は再度400百万€程度に）

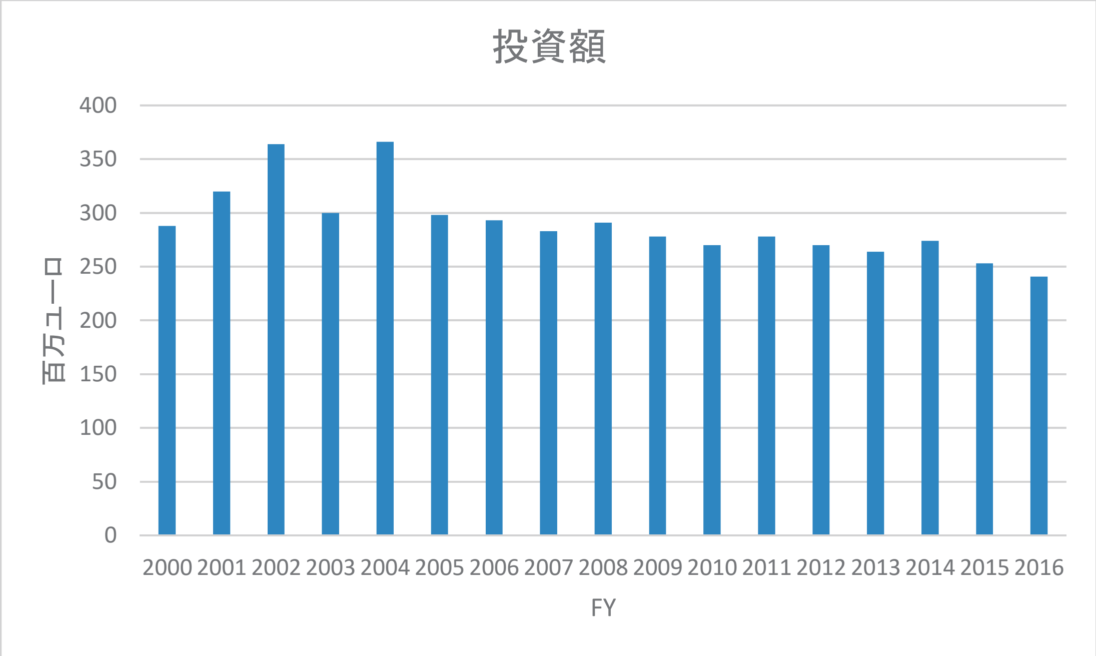

22

指標7（有収率）：1980年代以降向上、1990年代には旧東ベルリンの改善。2000年時点で98%と高い水準。民営化後にわずかに低下したが、再度改善。

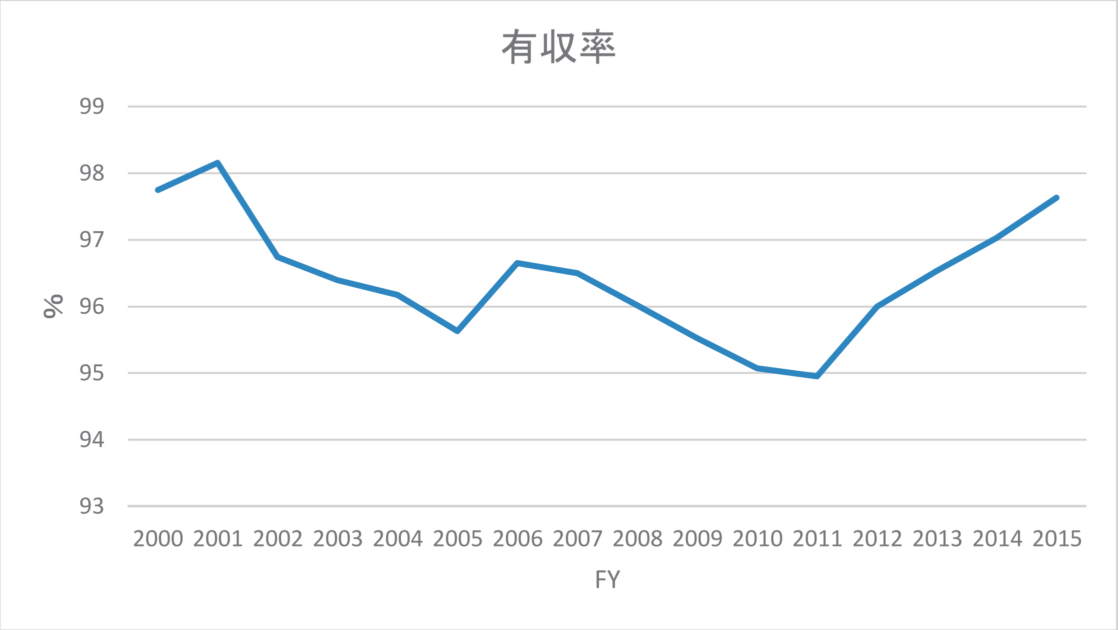

23

社会的・環境的な側面にわずかにシフト

- 経営戦略（2014年度「営業報告書」）
  - 料金、品質、地域への参加、効率、雇用面での役割⇒持続的な投資と雇用確保（4,500人以上）
  - 地域経済・知識のパートナーとして価値創造と能力開発を保証し、エネルギー転換の推進者となる
  - 「将来世代にも上下水道を保障するために、環境、経済、社会の利益のバランスをとること」⇒バランススコアカードに反映。
- 市民団体は批判的→民主的な経営を求める

24

再公営化をもたらしたもの

- 主導者ときっかけは様々（市民運動から提起だけではない）
- 品質や技術上の問題から再公営化が行われたわけではない
- 利益配当分を吸収できるほどの経費削減はできなかったため、料金が上昇
- 料金値上げ・高水準が直接的な問題だが、その背景には、財務・契約内容の不透明さがある
- 州民・市民請願や州民・市民投票のような、市民側からのイニシアティブの可能性と経験
- 一般的な市民の公的供給の選好

25

再公営化がもたらしたもの

- 民間企業の得るべき利益を用いて料金を引き下げ
- 再公営化後、社会的・環境的な配慮への言及が見られるようになった
- 競争市場での活動は縮小
- 市・公営企業官僚制による、公営企業の政策的利用が強まるが、市民による直接的統制は強まっていない

⇒再公営化は分配と自治の問題

示唆

1. 再公営化→「地方公営企業」の政策的利用の再評価？
   - 個別サービス単位の「持続可能」か→PPPによる効率化・経営健全化
   - 地域の「持続可能」か→地域内での雇用や資金循環環境への配慮
2. 経営形態選択に関する住民イニシアティブ
   - 公営企業に新たな「参加」の制度は必要か？　経営の自主性とどのように均衡させるべきか？
   - 「参加」によって得られると期待される公営企業経営の内容とはどのようなものか？

27

第３回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（神野座長）
議事概要

【日時】令和５年 11 月 22 日（水）18：00～20：00
【出席者（学識委員）】
神野座長、青木委員、池上委員、伊集委員、宇野委員、関口委員、高端委員、古市委員

【議事次第】
１　開会
２　議題
「ドイツにおける公営企業の現状と課題」
「地方公営企業等の現状と課題」
３　閉会

【議事概要】
１．「ドイツにおける公営企業の現状と課題」
（１）説明
発表資料に基づき、宇野委員より説明。

（２）質疑応答
○　フランスの場合、コミューンの規模が小さく、数が多いため、複数のコミューンが一緒に、包括委託手法（アフェルマージュ）をとることによって、民間企業が水道事業を担うというのが一般化している。一方で、スウェーデンでは 1990 年代から地方政府が 100％出資で株式会社化していく動きがあり、ガバナンスの観点から中央政府主導で公営化という方針で落ち着いていった。ドイツ（ベルリン）の運営形態からして、水道事業を民間事業者がやるとなった場合、それを担うことの出来る民間事業者がフランスのように国内にいるのか、それとも住民からの反発はあるものの外国資本が入ってくるのか、特徴があれば伺えればと思う。

→　ドイツでは伝統的に自治体が公営企業形態で運営してきた。そのためスウェーデンに近く、それを株式会社形態に転換していく動きが始まったのが1970年代。90年代まではそのような傾向が見られたが、90年代半ばから2000年代にかけて民間企業が参画する流れになり、はじめはフランス企業が多く参入していた（ベルリンでもヴェオリア（仏）やドイツ国内の電力企業が参入）。現在はフランス企業の大半は退出しており、地元の電力会社が買ったり、引き継いだりしているところがある。廃棄物処理や水道事業においても、国内企業が担っており、現在は90年代とは異なり、外資系が多く参入しているとは言えないという状況になっている。

○　民営化の前後で、ベルリン水道公社に補助金は交付されているのか。また、民営化前後で料金を比べると、民営化後に料金が上がったとのことだったが、その上昇は住民から負担増として受け止められていたのか。サービスの水準について民営化により何らかの問題が生じたり、逆に民営化前に不評であったサービスの質が民営化により改善されたりといった変化はあったのか。

→　補助金はなかなか追えていないが、基本的には独立採算制のため入っていないものと考えている。ただ、貸借対照表を見ると、建設事業に充当したであろう補助金の特別勘定があるため、下水道の建設事業に交付されていたのではないかはないかと考えられる。

料金については、90年代に東西合わせて設備投資を進めた関係で、減価償却費が発生する度に上昇していった。民営化した際は、2003年まで値上げ凍結とされたため横ばいであったが、凍結が解除された後は2006年までは上昇した（2006年以降は上がっていない）。住民の間では、不透明な契約によって利益保証が行われているがゆえに料金が上昇しているという話が広がっており、会社側の否定にもかかわらず批判的な風潮であった。

品質についてはおそらく全く問題が生じておらず、一切議論になっていないところ。水質の悪化など、サービスの質の観点からの住民運動はなかったと認識している。

○　資料 21 ページにおいて、職員数は足下では微増で、職業訓練研修生の数も微増だが、民営化時代前半の方が多いという説明があったが、民営化時代に職員数が多かったのは、民営化に由来した動きなのか、それとも何か別の要因によるものなのか。日本社会の考え方を踏まえると、雇用を増やすことができたということは、経営上も対応可能、かつ政治からも人的投資が要請されていたからではないかとも考えられるが、そうではなく、単純に以前の状態に戻す動きの一環でしかないという説明になるのだろうか。

→　料金水準はほぼ変動しておらず、変動せずとも一定の利益が確保されている企業であったため、経営上も職員数を増やしても問題は生じていなかった。利益率は高いまま推移している。また、職員数自体は企業の独断ではなく、州政府との契約において、雇用の増加もやるべきこととして規定されており、その履行として職員数の増加が実現しているという面もある。

ドイツにおいては大学進学者と職業訓練受講者とで教育体系が分かれており、インターンシップのようなものを経験した上で就職するという教育システムになっている。そのインターン生が「職業訓練生」であり、彼らを受け入れる体制を構築し、受入れ人数を増やすというのも再公営化後の目標の一つとなっている。人材の育成や雇用の強化は再公営化後に力を入れている事項であると言えるだろう。

○　再公営化後の変化として、競争市場での活動の縮小は大きなポイントかと思うが、これはイデオロギー的な話に由来するのか、それとも従前から競争力がなく、食傷することにより経営の効率化などを図ったためなのか、原因を教えてほしい。

→　後者であると考えている。1990 年代末に民営化した段階から、経営戦略において競争市場での活動を縮小させることは謳われてていた。その背景に、海外展開が難航していたこと、多角化によりあるグループ企業が、グループ全体の黒字を上回る大赤字を叩き出してしまっていたことなどがある。全く異なる事業分野への展開は経営的に上手くいかなかったため、縮小、整理していったということかと思う。

なお、出資比率が下げられているため表面的にはあまりみえてこないが、

周辺地域のコンセッションを担ったり、三セクへの出資を行ったりと、事業展開は一定程度行われている。

２．「地方公営企業等の現状と課題」

発表資料に基づき総務省より説明の後、質疑応答。

第２章

参 考 資 料

こども・子育て政策と骨太2023

令和５年７月28日
自治財政局財政課

令和５年度地方財政収支（通常収支分）

（単位：兆円）

歳出 92.0兆円（＋1.4）

給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
19.9（▲0.1）	42.1（＋0.6） うち 単独事業 15.0（＋0.1）※ 光熱費高騰への対応 デジタル田園都市国家構想事業費 1.25（＋0.05） 地域社会再生事業費 0.4（同額）	12.0（▲0.0） うち 脱炭素化推進事業費 0.1（+0.1）	11.3（▲0.2）	6.8（＋1.0）

歳入 92.0兆円（＋1.4）

国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	地方交付税	うち特会剰余金・機構準備金の活用等	臨時財政対策債〔元利償還分〕	建設地方債の増発
15.0（＋0.1）	11.2（＋0.1）	45.7（＋1.7）	18.4兆円（＋0.3兆円）	0.2	1.0（▲0.8）	0.8（同額）

財源不足額　2.0兆円（▲0.6兆円）

地方一般財源総額　65.1兆円（＋1.2兆円）
地方一般財源総額（水準超経費除き）　62.2兆円（＋0.2兆円）

注1：表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
注2：（　）内は令和4年度地方財政計画からの増減額

地方の財源不足額と地方税収

〔地方の財源不足額（地財計画ベース）の推移〕

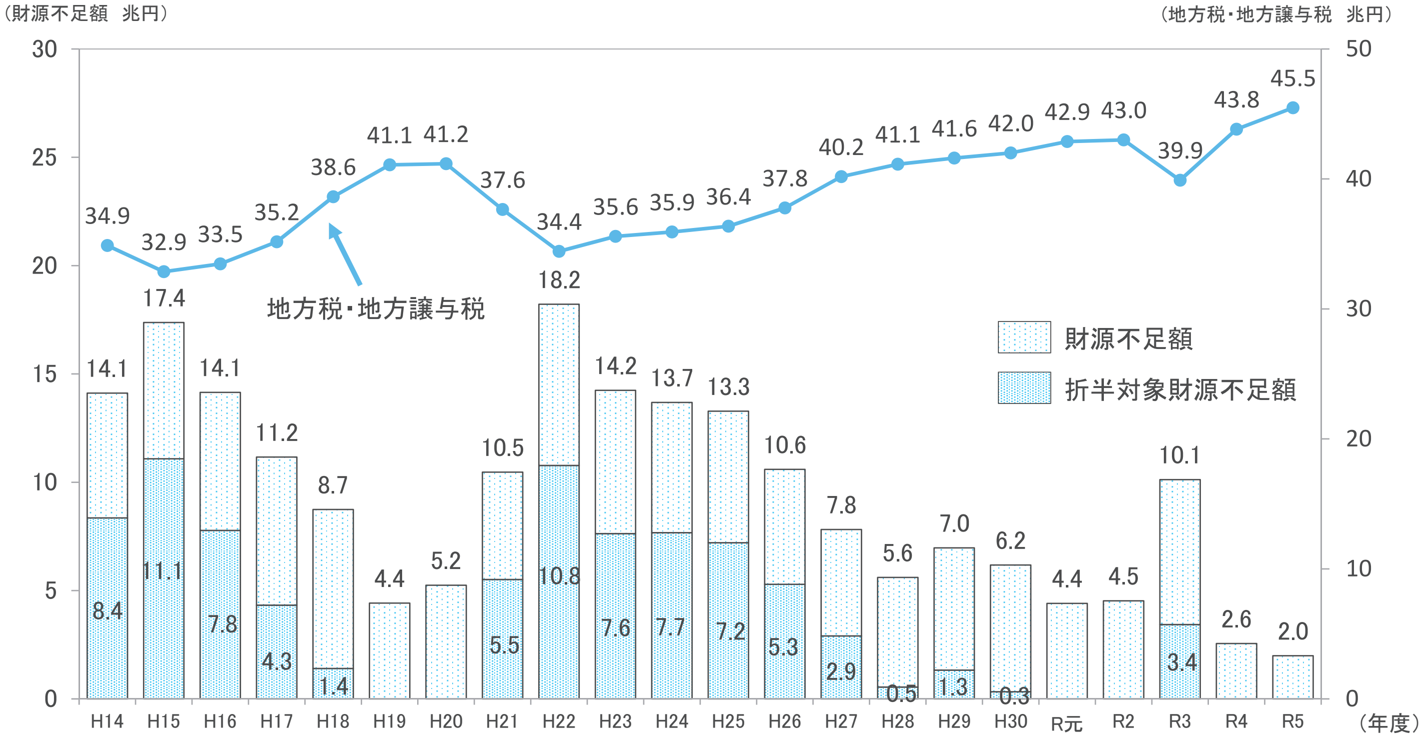

※　（　）は折半対象財源不足額

※　令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分（０．２兆円）を除いている。

2

地方一般財源総額の推移

「経済財政運営と改革の基本方針2023」（R5.6.16閣議決定）（抜粋）

令和６年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

＜参考＞「経済財政運営と改革の基本方針2021」（R3.6.18閣議決定）（抜粋）

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの３年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、②　（略）

③　地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

〔地方一般財源総額（地財計画ベース）の推移〕

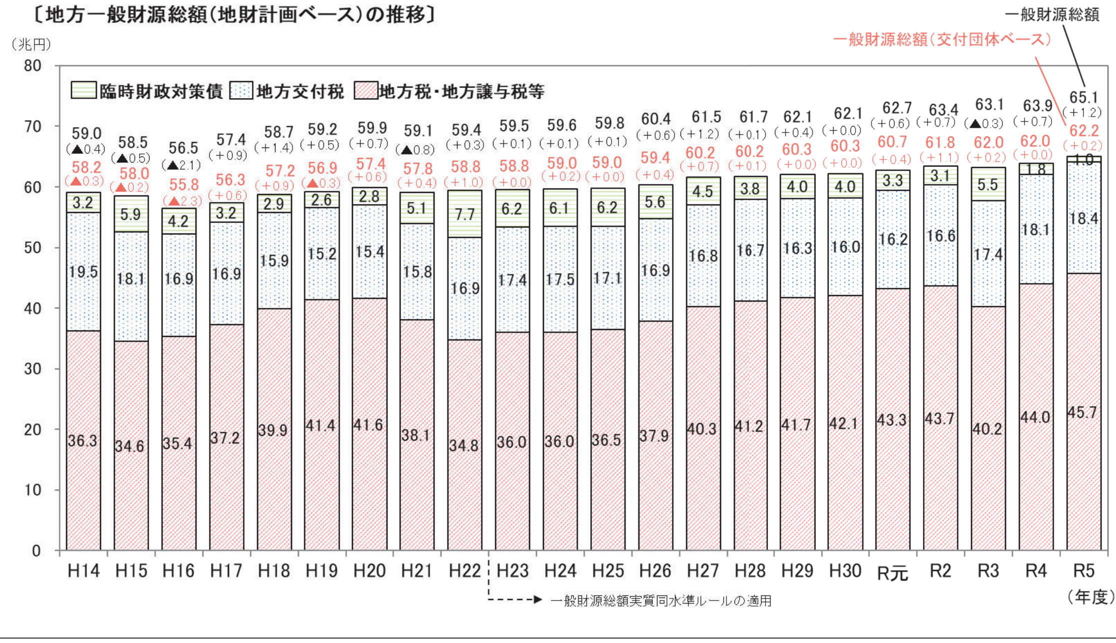

3

令和5年6月16日
閣議決定
（抜粋）（一部加工）

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（地方一般財源総額）

第5章　当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方
1．当面の経済財政運営について
2．令和6年度予算編成に向けた考え方
①（略）
② 令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
③、④（略）

＜参考＞経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）
第3章　感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革
7．経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

（中略）歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間（※1）について、これまで（※2）と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う（※3）。

① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※1 75歳以上人口の伸びは、2021年度0.5%の後、団塊の世代の75歳入りにより、2022年度4.1%、2023年度4.2%、2024年度3.9%と高い伸びとなる見込み。
※2 2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間。
※3 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

＜参考＞経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）
第5章　当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方
2．令和5年度予算編成に向けた考え方
② 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

4

地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額（地財計画ベース）の推移〕

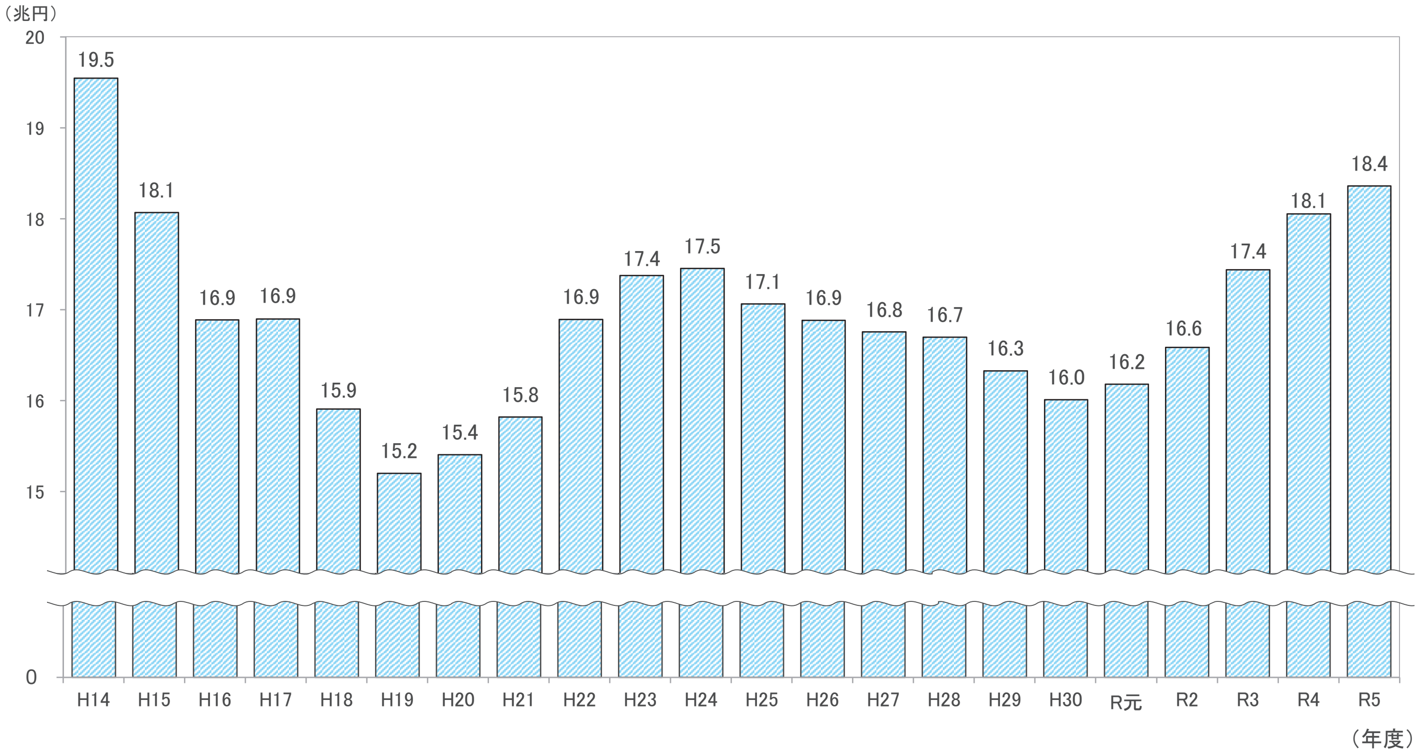

5

臨時財政対策債の発行額

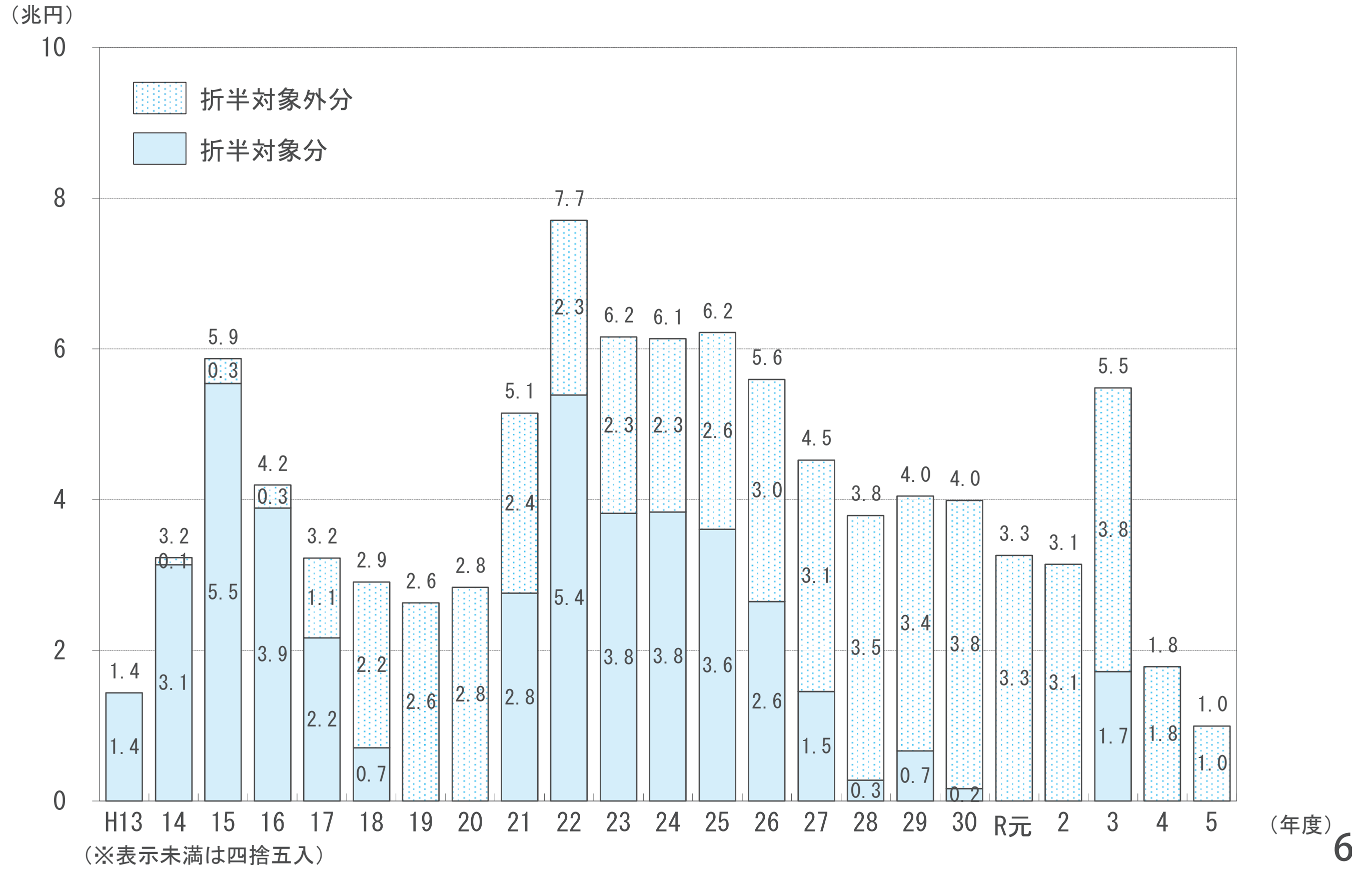

6

地方財政の借入金残高の状況

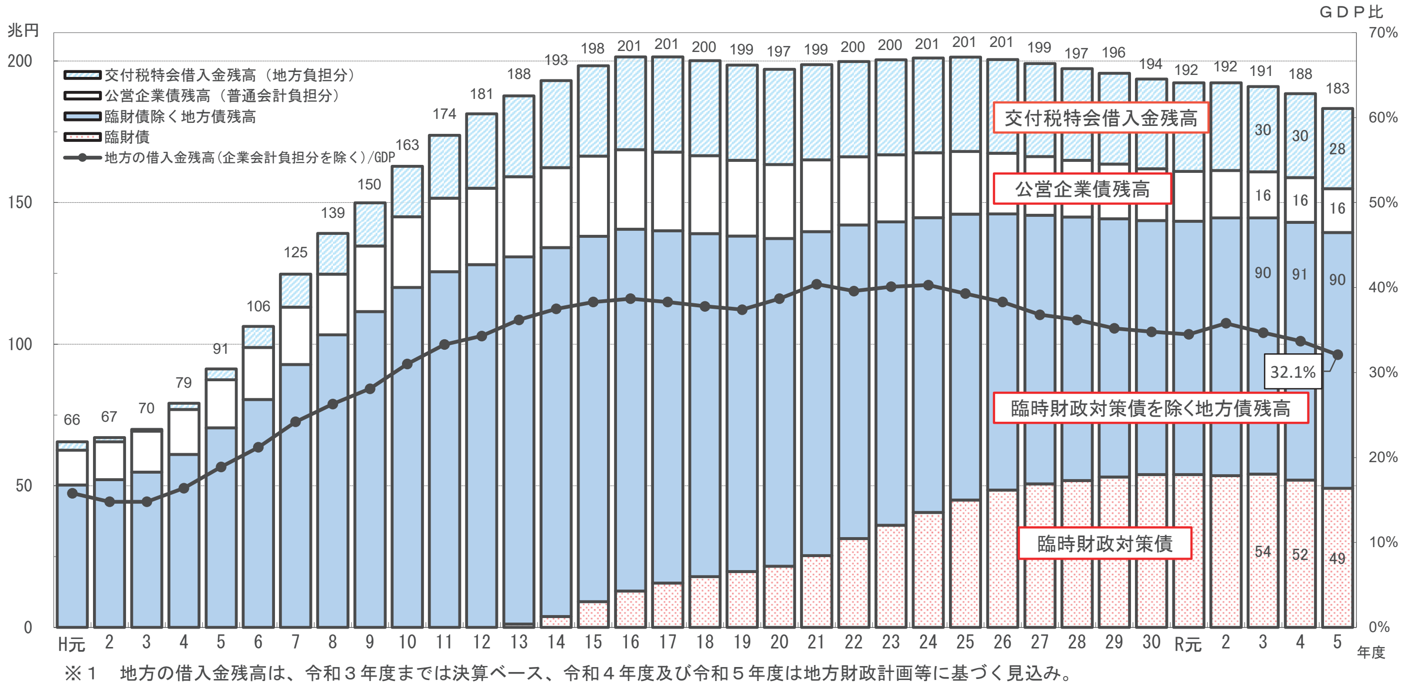

※１　地方の借入金残高は、令和３年度までは決算ベース、令和４年度及び令和５年度は地方財政計画等に基づく見込み。
※２　ＧＤＰは、令和３年度までは実績値、令和４年度は実績見込み、令和５年度は政府見通しによる。
※３　表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	20

7

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（国と地方の新たな役割分担等）

第４章　中長期の経済財政運営

４．　国と地方の新たな役割分担等

社会全体におけるＤＸの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にいかすことも見据えて行う。

また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化や、公営企業の経営戦略改定の更なる推進など、改革工程表に沿って地方行財政改革に着実に取り組む。

8

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

内閣府所管

区分	予算額　計	R2補正～R3補正分　計	R4．4予備費分	R4．9予備費分	R4補正分	R5．3予備費分
国庫補助事業等の地方負担分	１．３兆円	０．８兆円	－	－	０．５兆円	－
地方単独事業分	４．７兆円	４．７兆円	－	－	－	－
コロナ禍における原油価格･物価高騰対応分	０．８兆円	０．２兆円 ※２	０．６兆円	－	－	－
電力･ガス･食料品等価格高騰重点支援地方交付金	１．８兆円	－	０．２兆円 ※３	０．４兆円	－	１．２兆円
事業者支援分	０．６兆円	０．６兆円	－	－	－	－
協力要請推進枠即時対応特定経費	８．６兆円	８．６兆円	－	－	－	－
検査促進枠	０．６兆円	０．３兆円	－	－	０．３兆円	－
合計 ※１	１８．３兆円	１５．２兆円	０．８兆円	０．４兆円	０．８兆円	１．２兆円

※１　計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
※２　コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の０．２兆円については、Ｒ３年度補正の地方単独事業分の留保分を活用
※３　電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の０．２兆円については、Ｒ４年度４月予備費のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の留保分を活用

9

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（DX）

第２章　新しい資本主義の加速

２．　投資の拡大と経済社会改革の実行

（デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、ＡＩへの対応）

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行きわたりつつある状況を踏まえ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大など、マイナンバーカードの利便性・機能向上、円滑に取得できる環境整備に取り組む。

（略）マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の導入により、社会保障給付に要する事務コストを効率化し、行政機関間の情報連携を推進する。自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、2025年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行の取組を推進する。住民・事業者目線に立ったワンストップのデジタル・ガバメントの実現には、デジタルの力を活用して国が地方を支えることが重要との考え方に基づき、共通的なデジタル基盤の活用やローカルルールの見直しなどにより、国・自治体を通じた行政サービスの見直しを進め、国民の利便性を高める。また、総務省は、推進計画に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革など、行財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する。

10

地域のデジタル化の推進

○「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）

○ 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）

【事業期間】 令和５年度～令和７年度

【事業費】　令和５年度　２，５００億円　　うちマイナンバーカード利活用特別分　５００億円
（令和４年度　２，０００億円）

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組（想定される例）

高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり	地域におけるデジタル人材の育成・確保
デジタル技術を活用した安心・安全の確保	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組（想定される例）

各種証明書のコンビニ交付サービス	行政手続のオンライン申請	申請書作成支援（書かない窓口）
電子母子手帳サービス等のアプリ	図書館カードとしての利用	地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】　令和5年度　２，５００億円程度　うち道府県分　８００億円程度、市町村分１，７００億円程度
（令和4年度　２，０００億円程度　うち道府県分　８００億円程度、市町村分１，２００億円程度）

11

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（GX）

第２章　新しい資本主義の加速

２．　投資の拡大と経済社会改革の実行

（グリーントランスフォーメーション（ＧＸ））

　地域・くらしの脱炭素化に向けて、中小企業等の脱炭素経営や人材育成への支援を図りつつ、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するなどＧＸの社会実装を後押しする。また、新たな国民運動の全国展開等により、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、脱炭素製品等の需要を喚起する。環境制約・資源制約の克服や経済安全保障の強化、経済成長、産業競争力の強化に向け、産官学連携のパートナーシップを活用しつつ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に取り組む。また、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。

12

地域の脱炭素化の推進

○　GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設

○　公営企業についても地方財政措置を拡充

○　地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

１. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）

【事業期間】

令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】

1，000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー（太陽光・バイオマス発電、熱利用等）公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー（省エネ改修、LED照明の導入）		財政力に応じて30～50%
公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV）		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

２. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等）についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

３. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等（ESG債）への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行（令和5年度後半発行予定、参加希望団体：42団体）

13

対象事業と交付税措置率

類型	＜公適債（脱炭素化事業）＞ 対象事業	＜脱炭素化推進事業債＞ 対象事業（赤字は拡充部分）	交付税措置率
再エネ（注1）	太陽光発電（公共施設等の改修）	太陽光発電（公共施設等の**新築・改築**・改修）	50%
		太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般（バイオマス、風力等）	
省エネ	公共施設等のZEB化（注2）（改修）	公共施設等のZEB化（注2）（**新築・改築**・改修）	
	公共施設等の省エネ改修	公共施設等の省エネ改修（注3）	財政力に応じて 30～50%
	LEDの導入（公共施設等の改修）	LEDの導入（公共施設等の改修）	
電動車		**公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV）**	30%

注1：公共施設等適正管理推進事業債（脱炭素化事業）においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、脱炭素化推進事業債においても同様とする。
注2：ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ｱ)空調設備等(ｲ)照明設備(ｳ)給湯設備(ｴ)昇降機(ｵ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）(ｶ)BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）。
注3：省エネ改修の具体的な対象設備は、(ｱ)空調設備等(ｲ)照明設備(ｳ)給湯設備(ｴ)昇降機(ｵ)コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）(ｶ)BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）

14

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（感染症対応）

第３章　我が国を取り巻く環境変化への対応

３．国民生活の安全・安心

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に変更されたことに伴い、医療体制、公費支援など様々な政策・措置の段階的な移行を進めるとともに、基本的な感染対策を推進しつつ、重層的な流行状況の把握体制を確保するなど、必要な対策等を講じていく。また、罹患後症状（いわゆる後遺症）やワクチンの副反応についての実態把握に資する調査・研究等を進める。

次なる感染症危機への対応に万全を期すため、内閣感染症危機管理統括庁を今秋に設置し、感染症危機管理の司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の検証を踏まえて政府行動計画を見直す。国立健康危機管理研究機構を2025年度以降に創設し、質の高い科学的知見を迅速に提供する。また、医療措置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の対応力強化等に取り組む。

15

保健所等の恒常的な人員体制強化

○ 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(コロナ禍前)		(R4年度)		(R5年度)
約１，８００名(全国数)	⇨	**約２，７００名**	⇨	**約３，１５０名**
		R3・R4の２年間で 約900名増員		

普通交付税措置：標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数を36名（R4）から42名（R5）に増員

また、保健所及び地方衛生研究所の職員についても、それぞれ約150名（標準団体当たり各２名）増員するために必要な地方財政措置を講ずる

16

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（交通）

第２章　新しい資本主義の加速

５．　地域・中小企業の活性化

（「シームレスな拠点連結型国土」の構築と交通の「リ・デザイン」）

広域的な人口・諸機能の分散と連結強化等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークを深化・発展させ、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指す。

地域生活圏の形成等に向け、中心市街地を含む地方都市等の再生や競争力強化、公園の利活用等による人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりとその高度化、公共交通施設等のバリアフリー、通学路等の交通安全対策、道の駅の拠点機能強化、自転車等の利用環境の向上等を進めるとともに、戦略的なインフラメンテナンスの取組を加速化する。地域公共交通については、改正法の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。ＭａａＳ等の交通ＤＸ・ＧＸ、地域経営における連携強化、ローカル鉄道の再構築、地域の路線バスの活性化など「リ・デザイン」の取組を加速化するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に資する幹線鉄道ネットワークの地域の実情に応じた高機能化・サービスの向上、ラストワンマイルの移動手段であるタクシーや自家用有償旅客運送に関する制度・運用の改善等を通じて、豊かな暮らしのための交通を実現する。

中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展と「全国的な回廊ネットワーク」の形成を通じた交流・連携の強化、国際競争力の強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、モーダルコネクトの強化、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。加えて、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。また、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」を形成し、地方活性化や国際競争力強化を推進する。リニア中央新幹線について、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を取りまとめ、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、開業に伴う東海道新幹線の輸送余力を活用した東海エリアの利便性向上・地域にもたらす効果等について調査分析を行う。全線開業の前倒しを図るため、建設主体が本年から名古屋・大阪間の環境影響評価に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導・支援を行う。

17

地域公共交通（赤字ローカル線）への財政措置

○ 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築（上下分離等による鉄道輸送の高度化又はバスへの転換）を図るための経費について、国交省が新たに創設する「地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）」等の地方負担に対して地方財政措置を講ずる。

1．地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）

	鉄道事業	バス事業
補助対象施設	鉄道施設（駅、路盤、架線、信号・保安施設等）	バス施設（停留所、車庫、営業所等）
補助率	1／2	1／2

鉄道車両・バス車両については「効果促進事業」の対象。合わせて、個別の補助金による支援も実施。
本州三社及び大手民鉄事業者に係る線区の場合は、事業費の1/3を当該鉄道事業者が負担し、残りの事業費を国及び地方で折半

2．地方財政措置

＜鉄道事業＞

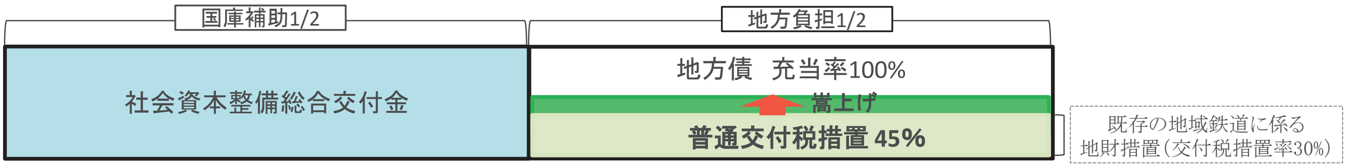

＜バス事業＞

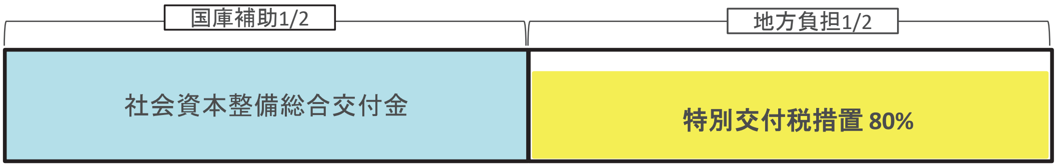

18

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（防災・減災、国土強靱化）

第３章　我が国を取り巻く環境変化への対応

２．防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。５か年加速化対策等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、５か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法（※）に基づき、必要な検討を行う。

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。

※ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（令和5年6月14日成立）

＜改正法の概要＞

（1）政府において、以下の内容とする「国土強靱化実施中期計画」の策定

① 計画期間

② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標

③ 施策の進捗状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

（2）「国土強靱化推進会議」の設置

19

防災・減災関連の地方債

○ 災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、地方財政措置。

補助／単独	地方債の名称	対象事業	地方財政措置	事業期間	令和5年度事業費
国庫補助事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業	充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%	令和3年度～令和7年度	8,179億円※
地方単独事業	緊急防災・減災事業債	地方単独事業として実施する緊急性が高く、即効性のある防災・減災対策のための施設整備等	充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和3年度～令和7年度	5,000億円
	緊急自然災害防止対策事業債	地方単独事業として緊急的に自然災害の防止のために実施する防災インフラの整備（道路防災、治山、砂防、河川等）	充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和3年度～令和7年度	4,000億円
	緊急浚渫推進事業債	緊急的に実施する必要がある河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）	充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%	令和2年度～令和6年度	1,100億円

※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」のうち、令和５年度分は令和４年度補正予算で措置

20

防災・減災のための取組の推進

○ 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1．社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

＜取組例＞

- 指定福祉避難所となっている社会福祉施設（養護老人ホーム等）における避難者の生活環境改善（要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等）のための取組への補助
- 指定避難所となっている私立学校施設（体育館）における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2．消防本部への水中ドローンの配備

（参考）緊急防災・減災事業費の概要

＜事業期間＞ 令和3年度～令和7年度　　＜事業費＞ 5，000億円（令和5年度）
＜現行の対象事業＞ 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等
＜地方財政措置＞ 緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源

緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%）

21

緊急自然災害防止対策事業

○ 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業　※事業費　4,000億円（令和5年度）

○ 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象）

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災、下水道

【事業イメージ】

小規模河川の護岸改修

山腹斜面の法面対策

ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源

22

緊急浚渫推進事業

○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業（事業期間は令和6年度まで）

対象事業　※事業費　1,100億円（令和5年度）

○ 地方団体が、各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫（地方単独事業）

※１　河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
※２　浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
※３　河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
※４　防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を指す

【事業イメージ（河川の浚渫）】

（浚渫前）

（浚渫後）

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置	一般財源

23

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

○ 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
○ そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】
① 集約化・複合化事業
・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
② 長寿命化事業
・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業）
（道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）
③ 転用事業
④ 立地適正化事業
⑤ ユニバーサルデザイン化事業
⑥ 除却事業

【充当率】 90%
【元利償還金に対する交付税措置率】
① ：50%
②～⑤：財政力に応じて30～50%
⑥：交付税措置なし
【事業期間】 令和8年度まで
【令和5年度事業費】 4，800億円

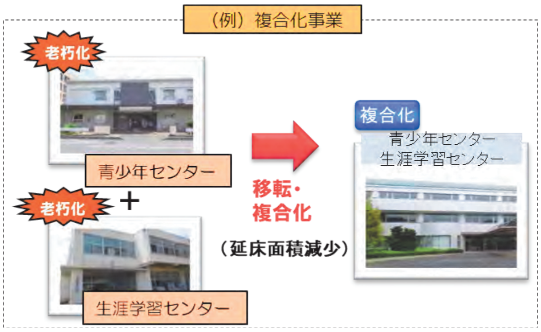

24

公立病院経営強化の推進について

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。
・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化　・医師・看護師等の不足
・医師の時間外労働規制(R6.4～)への対応　・新興感染症への備え　等

総務省　＜令和４年３月＞
「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

→

地方団体　＜令和４年度又は５年度中＞
「公立病院経営強化プラン」の策定

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化
・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
・ 機能分化・連携強化

（各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。）

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
・ 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
・ 医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化
・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等
・ 経営指標に係る数値目標

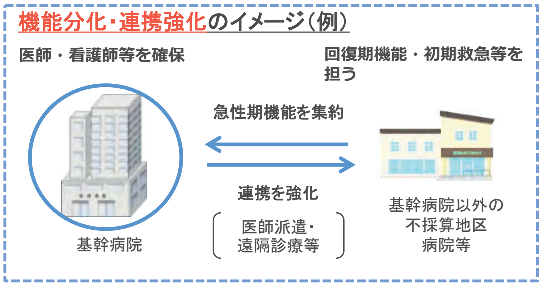

【病院事業債】
《通常の整備》

病院事業債（100%）
25%　元利償還金に応じて算入
※元利償還金の１／２について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》

病院事業債（100%）
40%　元利償還金に応じて算入
※元利償還金の２／３について一般会計から繰出

25

県立病院等における機能分化・連携強化の事例

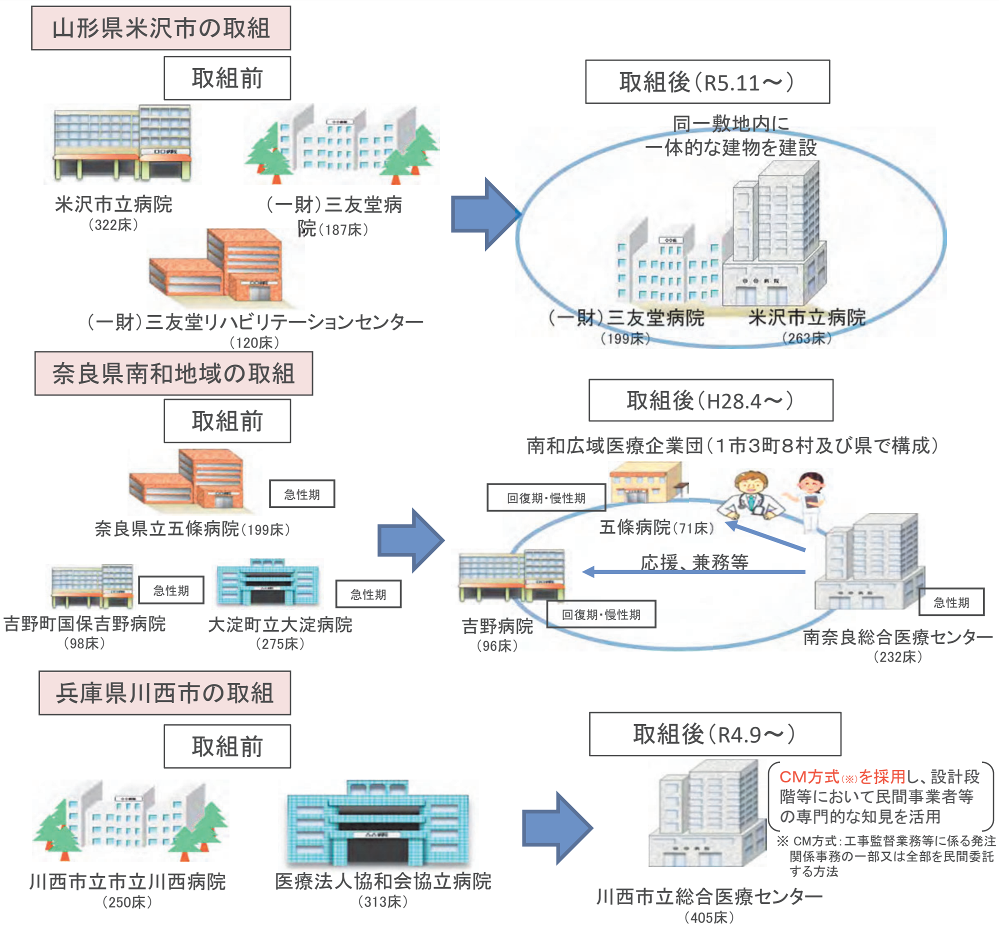

＜取組による主な効果＞

- 機能分化・医療連携を行い、急性期を担う米沢市立病院と回復期・慢性期を担う（一財）三友堂病院を同一敷地内に一体的な建物として両病院を建設し、安心して生活できる医療環境を提供。
  ※ 令和5年度に、同時開院予定。
- 米沢市と（一財）三友堂病院とで地域医療連携推進法人を設立。その中で両病院の連携を進める予定。
- （一財）三友堂リハビリテーションセンターは、（一財）三友堂病院に集約化予定。

＜取組による主な効果＞

- 新設した南奈良総合医療センターに急性期機能を集約し、他の2病院の急性期機能を回復期・慢性期に転換することで、切れ目のない医療提供体制を構築。
- 病院再編に伴い、県内医育大学の協力の下、基幹病院への指導医をはじめ専門医の派遣を確保。
  ※ 医師数： 45人（H27） → 66人（R3）
- 南奈良総合医療センターから不採算地区病院やへき地診療所への医師の応援・派遣を強化。

＜取組による主な効果＞

- 市立川西病院と医療法人協和会協立病院について、地域の医療機能分化・連携を進めるため、令和4年度の新病院への統合に合わせ、急性期病床を削減し、不足している高度急性期病床及び回復期病床の充実化を実施。
- 高度急性期機能を新たに担ったことにより、救急車の市内搬送率の向上など医療機能の充実が図られた。また、機能の充実に合わせ医師を確保。
  ※ 医師数：74人（統合前）→83人（R5）
- 新病院は医療法人協和会を指定管理者として運営

26

水道・下水道事業それぞれにおける広域化・共同化の推進について

＜広域化・共同化の推進の背景＞

○ 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、職員（特に技術職員）の減少等、上下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、上下水道事業の持続的な経営の確保が求められている。

○ そのため、各都道府県に対し、水道・下水道それぞれの広域化に関する計画を策定することを要請し、策定期限の令和４年度中にほぼ全ての都道府県で策定済み。

計画に基づく広域化の取組を市町村の経営戦略に反映し、着実に進めるとともに、
更なる広域化の取組を検討いただきたい。

＜地方財政措置＞

○水道（H27～、R1拡充、R5拡充）

- 広域化に伴い必要となる**施設整備やシステム共同化等に要する経費**について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）
- **都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置**（R5～R7。下水道も同様。）

○下水道（R元～、R4拡充、R5拡充）

- 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する**複数事業の施設統合**や、同一下水道事業内の処理区統合に必要となる管渠等の**広域化・共同化に要する施設整備費**について、処理区域内人口密度等に応じ、繰出基準を１割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常は16～44%（事業費補正分））
- **流域下水道への統合のための接続管渠等の整備**について、更に繰出基準を１割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- **複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を下水道事業債（広域化・共同化分）**の対象に追加（R5～）

27

上水道事業の広域化・共同化の事例（広島県）

● 取組の概要

県全域を範囲とし、経営組織を一元化する「統合による連携」を目指す。

◆具体的な取組（経営統合）

①市町と県で構成する企業団のもとで、水道事業と水道用水供給事業を一体的に運営し、全体最適による事業の効率化を図る。
②統合以外の連携を選択する市町は、企業団や関係市町間で、事務の広域的処理などに取り組み、業務の効率化を図る。

◆シミュレーションの結果

〇県全域で統合した場合の効果額は、約1,708億円／40年と見込まれる（建設改良費及び維持管理費の減 、国交付金収入による負担減 ）。

〇単独経営でも広域連携でも料金上昇は避けられない見込みだが、単独経営と比べ料金の上昇幅を26%抑制することが可能。

（１㎥あたり）	H29年度		R43年度	上昇幅
単独経営	176円	→	271円	+95円
広域連携	176円	→	246円	+70円

▲26%

● プラン策定後の取組

- 令和２年度
  水道広域連携推進方針（広域化プラン）策定
- 令和4年度　水道企業団設立（14市町・県）
- 令和5年度　事業開始

統合に参画していない7市町に対し、統合効果を示すことにより、全体最適を目指す

● 統合のイメージ

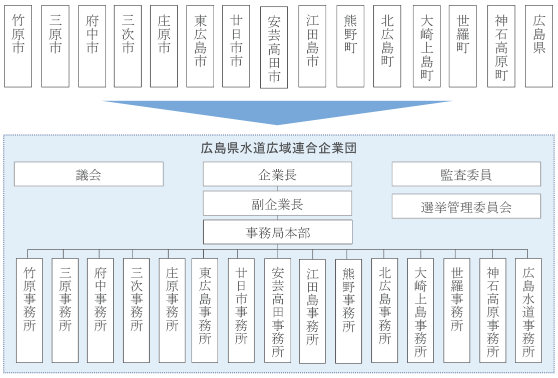

28

下水道事業の広域化・共同化の事例（長野県）

● 取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理。

（長野県）

◆課題

- 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大など

◆取組内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立（図１参照）
- 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の43場（他に農集排16場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託
- その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もあり（図２参照）

◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減
  （維持管理経費は、公社委託した方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）

（図１）下水道公社の活用イメージ図

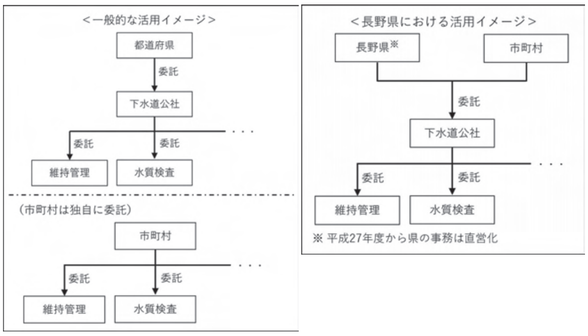

（図２）長野県下水道公社における一元管理・広域管理の状況

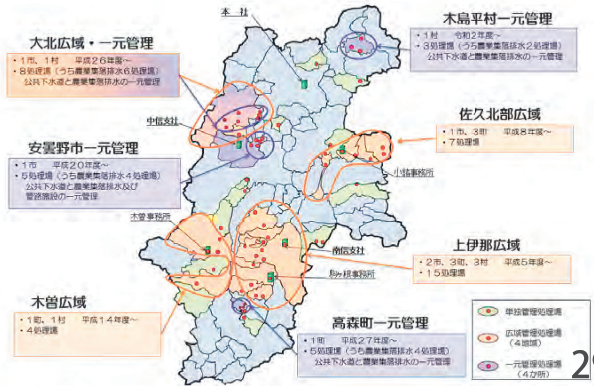

29

令和５年度地方債資金のポイント（公的資金の確保）

地方債計画額

※ 東日本大震災分を含む。

令和４年度		令和５年度	
計画額	うち公的資金	計画額	うち公的資金
101,814億円	43,728億円(42.9%)	94,994億円	40,657億円(42.8%)

個別事業における主な変更点

○ **市町村の資金要望及び国として特に推進する政策課題に対応するため、以下の事業における公的資金を重点的に確保**

区分	令和４年度			令和５年度		
	計画額	財政融資資金	地方公共団体金融機構資金	計画額	財政融資資金	地方公共団体金融機構資金
① 学校教育施設等整備事業	1,454億円	800億円	146億円	1,682億円	**925億円** (55.0%)	**166億円** (9.9%)
② 一般廃棄物処理事業	807億円	559億円	110億円	981億円	**680億円** (69.3%)	**131億円** (13.4%)
③ 脱炭素化推進事業	―	―	―	900億円	―	**360億円** (40.0%)
④ 辺地対策事業	530億円	514億円	16億円	540億円	514億円 (95.2%)	**26億円** (4.8%)
⑤ 過疎対策事業	5,200億円	4,465億円	730億円	5,400億円	4,465億円 (82.7%)	**930億円** (17.2%)

（注）資金欄の（%）は計画額に占める割合

30

（参考）国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合

「こども・子育て政策の強化について（試案）」（令和５年３月３１日）に示された主な事業

令和5年5月22日
第4回こども未来戦略会議
資料2　総務大臣提出資料

【経済的支援強化（現金給付）】

児童手当：国２／３　地方１／３

※0～3歳未満の被用者については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

出産・子育て応援交付金（経済的支援）：国２／３　地方１／３

【サービスの拡充（現物給付）】

保育所・幼稚園等（施設型給付費）

＜公立＞ 地方１０／１０

＜私立＞ 国１／２　地方１／２

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

放課後児童クラブ：国１／３　地方２／３

31

こども・子育て政策の強化に係る地方財源について

令和5年5月22日
第4回こども未来戦略会議
資料2　総務大臣提出資料

○　子育てなどの社会保障については、国は、世代間・地域間で水準に偏りが生じないよう公平性を重視すべき事業に係る制度設計を行う役割を、地方は、その執行及び地域の実情を踏まえて提供する事業を実施する役割を担っており、公費についてはその役割に応じた国と地方の負担により国民にサービスを提供。

○　我が国の長年の課題である少子化が深刻さを増す中で、今後、対人社会サービス（現物給付）や経済的支援（現金給付）の拡充の必要性は高まっており、特に児童手当のような現金給付については、国の役割はより一層重要。

○　また、こども・子育て政策の強化を国を挙げて進めるためには、国が全国的な制度として進める事業と地方独自の事業の双方に相まって取り組むことが効果的。

従って、国が全国的な制度として進める事業と、地方への人の流れの拡大にも資する地方独自の事業についても国として後押しすることが必要。

○　こども・子育て政策の強化に当たっては、徹底した歳出の見直し等を前提として、安定的な財源を確保する必要があるが、上記の観点を踏まえ、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があるとの認識の下、地方財源の確保についても十分な配意が必要。

（参考）
【国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合】
○経済的支援強化（現金給付）
　児童手当、出産・子育て応援交付金（経済的支援）：国2/3,地方1/3
○サービスの拡充（現物給付）
　保育所・幼稚園等（施設型給付費）：地方10/10（公立）、国1/2,地方1/2（私立）

【地域の実情に応じて自らの創意工夫により独自のきめ細やかな子育て支援策の例】
宮城県「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」、福岡県古賀市「スタンドアローン（一人で立つ）支援事業」
鹿児島県伊仙町「「地域で見守り、育てていく」子育て支援」

32

「こども未来戦略方針」（抜粋）

令和5年6月13日
閣議決定
（抜粋）（一部加工）

Ⅲ－1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（1）　児童手当の拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

○ 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

（2）　出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

○　これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

○　本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

（3）　医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～

○　おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、医学界など専門家の意見も踏まえつつ、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

33

（4） 高等教育費の負担軽減
～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）」の創設～

○ 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。

○ まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども２人世帯については500万円以下まで、こども３人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども１人につき33万円の所得控除を上乗せする。

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

○ 授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、Ⅲ－２．で後述するHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

○ 地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促す方策として、地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金において実施している移住支援について、大学卒業後に地方に移住する学生を対象とすることなどにより支援を強化する。

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1） 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 妊娠から産後２週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の６割が０歳児（うち５割は０か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。

○ このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も念頭に置きつつ制度設計を行う。

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。

34

○ 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

（2） 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

○ 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

○ このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。

○ 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された１歳児及び４・５歳児の職員配置基準について１歳児は６対１から５対１へ、４・５歳児は30対１から25対１へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

（3） 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○ ０～２歳児の約６割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

３．共働き・共育ての推進

（1） 男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

○ 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

○ なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということのないように十分に留意しなければならない。

35

制度面の対応

○ まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標（2025年までに30%）を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

（男性の育児休業取得率の目標）
2025年 公務員85%（1週間以上の取得率）、民間50%
2030年 公務員85%（2週間以上の取得率）、民間85%
（参考）民間の直近の取得率：女性85.1%、男性13.97%

○ また、2025年３月末で失効する次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

○ さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げる。

○ 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間（産後パパ育休期間と同じ期間）を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。

○ 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する。その際、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を検討する。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等を検討し、実施インセンティブの強化を図る。

○ あわせて、男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化する。

36

Ⅲ－2.「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

○ Ⅲ－1. の1. ～4. で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

（見える化）

○ こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

（財源の基本骨格）

① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。
歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う[14]。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

② 経済活性化、経済成長への取組を先行させる。経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう、ポストコロナの活力ある経済社会に向け、新しい資本主義の下で取り組んでいる、構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。

③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す。

④ 2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を３年間（2026年度まで）で実施し、「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。

⑤ その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債（こども金庫が発行する特会債）を発行する。

⑥ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

○ 上記の基本骨格等に基づき、Ⅲ－1. の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

14 こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

37

Ⅲ－3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度[18]となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

○「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。

○ 現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。また、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。

○ こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

18 国・地方の事業費ベース。

令和4年度普通会計決算の状況と自治体における財政マネジメントの課題

令和５年10月25日

総務省自治財政局財務調査課

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

目　次

１　令和4年度普通会計決算の概要（速報）　・・・２

２　健全化法の概要・指標の推移　・・・９

３　地方公会計・公共施設の適正管理　・・・19

1　令和4年度普通会計決算の概要（速報）

2

令和4年度普通会計決算の概要（速報）　都道府県

○　都道府県の令和4年度の普通会計決算額は、令和3年度に次ぐ過去2番目の大きさとなった。

○　コロナ禍前の令和元年度と比べると、歳入は12.83兆円の増、歳出は12.40兆円の増となっている。

【歳入決算額内訳の推移】

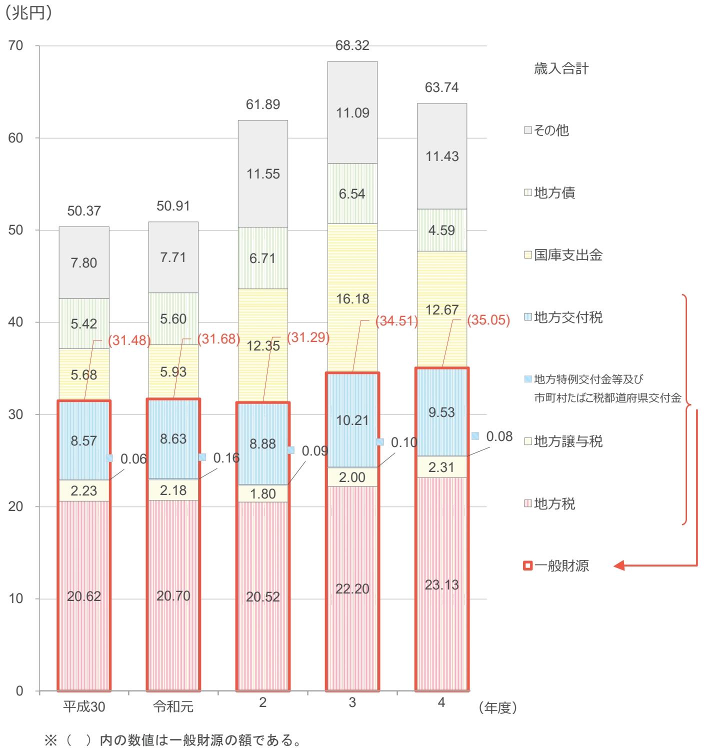

※（　）内の数値は一般財源の額である。

【歳出決算額の性質別内訳の推移】

3

令和4年度普通会計決算の概要（速報）　都道府県

都道府県の令和4年度の普通会計決算額は、歳入が63.7兆円（対前年度比▲4.6兆円）、歳出が61.7兆円（▲4.6兆円）となった。

〔歳　入〕

法人関係二税の増等により、地方税が＋0.9兆円①となった一方で、普通交付税の再算定などによる地方交付税の増額交付が令和3年度（1.1兆円）から令和4年度（0.2兆円）で減少した影響により、地方交付税が▲0.7兆円② となり、さらに臨時財政対策債が▲1.8兆円③となった。
また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少等により、国庫支出金が▲3.5兆円④となった。

〔歳　出〕

全国旅行支援などの観光支援事業の増加等により、物件費が＋0.7兆円⑤となった。
一方で、新型コロナウイルス感染症対策としての営業時間短縮要請等に応じた事業者に対する協力金の支給の減少等により、補助費等が▲4.5兆円⑥ となった。

【歳入の状況】

（単位：兆円）

区　　分	R4 決算額	対前年度 増減額	
一般財源	35.0	0.5	
地方税	23.1	0.9	①
地方譲与税	2.3	0.3	
市町村たばこ税都道府県交付金	0.0	0.0	
地方特例交付金等	0.1	▲ 0.0	
地方交付税	9.5	▲ 0.7	②
国庫支出金	12.7	▲ 3.5	④
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2.1	▲ 3.9	
うち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	3.3	0.4	
うちその他新型コロナウイルス感染症対策関係国庫支出金	0.9	▲ 0.1	
地方債	4.6	▲ 2.0	
うち臨時財政対策債	0.9	▲ 1.8	③
その他	11.4	0.3	
うち繰入金	2.1	1.0	
うち繰越金	1.9	▲ 0.2	
うち貸付金元利収入	5.1	▲ 0.4	
歳入合計	63.7	▲ 4.6	

【歳出の状況】

（単位：兆円）

区　　分	R4 決算額	対前年度 増減額	
義務的経費	20.5	▲ 0.1	
人件費	12.4	0.0	
扶助費	1.3	0.1	
公債費	6.8	▲ 0.2	
投資的経費	8.1	▲ 0.5	
うち普通建設事業費	7.8	▲ 0.4	
うち災害復旧事業費	0.3	▲ 0.1	
その他の経費	33.1	▲ 4.0	
うち物件費	3.5	0.7	⑤
うち補助費等	20.4	▲ 4.5	⑥
うち積立金	2.4	▲ 0.0	
うち貸付金	5.1	▲ 0.5	
歳出合計	61.7	▲ 4.6	

4

令和4年度普通会計決算の概要（速報）　市町村

○ 市町村の令和4年度の普通会計決算額は、令和2年度、令和3年度に次ぐ、過去3番目の大きさとなった。
○ コロナ禍前の令和元年度と比べると、歳入は7.62兆円の増、歳出は7.00兆円の増となっている。

【歳入決算額内訳の推移】

※（　）内の数値は一般財源の額である。

【歳出決算額の性質別内訳の推移】

5

令和4年度普通会計決算の概要（速報） 市町村

市町村の令和4年度の普通会計決算額は、歳入が68.4兆円（対前年度比▲1.5兆円）、歳出が65.9兆円（▲1.1兆円）となった。

〔歳　入〕
固定資産税や市町村民税の増等により、地方税が＋0.7兆円①となった一方で、普通交付税の再算定などによる地方交付税の増額交付が令和3年度（0.8兆円）から令和4年度（0.2兆円）で減少した影響により、地方交付税が▲0.2兆円②となり、さらに臨時財政対策債が▲1.0兆円③となった。
また、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金やその他新型コロナウイルス感染症対策関連国庫支出金の減少等により、国庫支出金が▲1.8兆円④となった。

〔歳　出〕
子育て世帯等臨時特別給付金事業の減少等により、扶助費が▲1.3兆円⑤となった。
一方で、情報システム整備関連や消費喚起事業の委託費の増加等により、物件費が＋0.5兆円⑥となった。

【歳入の状況】（単位：兆円）

区　分	R4決算額	対前年度増減額	
一般財源	34.5	0.4	
地方税	20.9	0.7	①
地方譲与税	0.5	0.0	
地方特例交付金等	0.1	▲ 0.2	
地方交付税	9.1	▲ 0.2	②
各種交付金	3.9	0.1	
国庫支出金	13.9	▲ 1.8	④
うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1.1	0.2	
うち子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（子育て世帯への臨時特別給付）	0.9	▲ 0.9	
うちその他新型コロナウイルス感染症対策関係国庫支出金	1.5	▲ 1.2	
都道府県支出金	4.7	0.1	
地方債	4.1	▲ 1.0	
うち臨時財政対策債	0.8	▲ 1.0	③
その他	11.2	0.9	
うち寄附金	1.0	0.1	
うち繰入金	1.9	0.3	
うち繰越金	2.5	0.4	
うち貸付金元利収入	1.4	▲ 0.2	
歳入合計	68.4	▲ 1.5	

【歳出の状況】（単位：兆円）

区　分	R4決算額	対前年度増減額	
義務的経費	31.6	▲ 1.3	
人件費	10.1	0.0	
扶助費	16.0	▲ 1.3	⑤
公債費	5.5	▲ 0.0	
投資的経費	7.4	▲ 0.4	
うち普通建設事業費	7.1	▲ 0.3	
うち災害復旧事業費	0.3	▲ 0.0	
その他の経費	26.9	0.5	
うち物件費	9.7	0.5	⑥
うち補助費等	7.1	0.3	
うち積立金	2.7	▲ 0.2	
うち貸付金	1.4	▲ 0.2	
歳出合計	65.9	▲ 1.1	

6

令和4年度普通会計決算（速報）における積立金現在高について

○ 令和4年度の積立金現在高は対前年度比で1.8兆円増の26.4兆円となっている。

○ これは、法人関係二税や固定資産税等の地方税が当初見込みから増加※1したことを踏まえ、各地方公共団体が、将来を見据えた財政運営として、交付税の減額精算やコロナ関連の国庫支出金返還への備え※2、公共施設の老朽化対策など将来的に歳出増大が見込まれる様々な行政課題への対応※3のため、基金への積立てを行ったことによるものである。

※1 R4当初予算と決算の差額は＋2.8兆円。なお、国税はR4当初予算と決算の差額は＋5.9兆円。
※2 法人関係二税などは、普通交付税の算定に用いた税収を上回る税収となった場合に、その後、交付税を減額する精算制度がある。
また、新型コロナ感染症対応関連などの国庫支出金の返還が予定されており、これらへの備えとして積立てを行っている。
※3 公共施設の老朽化対策、環境保全・脱炭素化対策、子育て・少子化対策、社会保障関連、災害対策などの将来の歳出増への備えとして積立てを行っている。

積立金現在高

区分	全国	都道府県分	市町村分
財政調整基金	9.0兆円（＋0.4兆円）	2.4兆円（▲0.0兆円）	6.5兆円（＋0.5兆円）
減債基金	2.9兆円（＋0.0兆円）	1.3兆円（＋0.0兆円）	1.6兆円（＋0.0兆円）
特定目的基金	14.5兆円（＋1.3兆円）	5.2兆円（＋0.5兆円）	9.3兆円（＋0.8兆円）
合計	26.4兆円（＋1.8兆円）	9.0兆円（＋0.5兆円）	17.4兆円（＋1.3兆円）

7

経常収支比率の推移

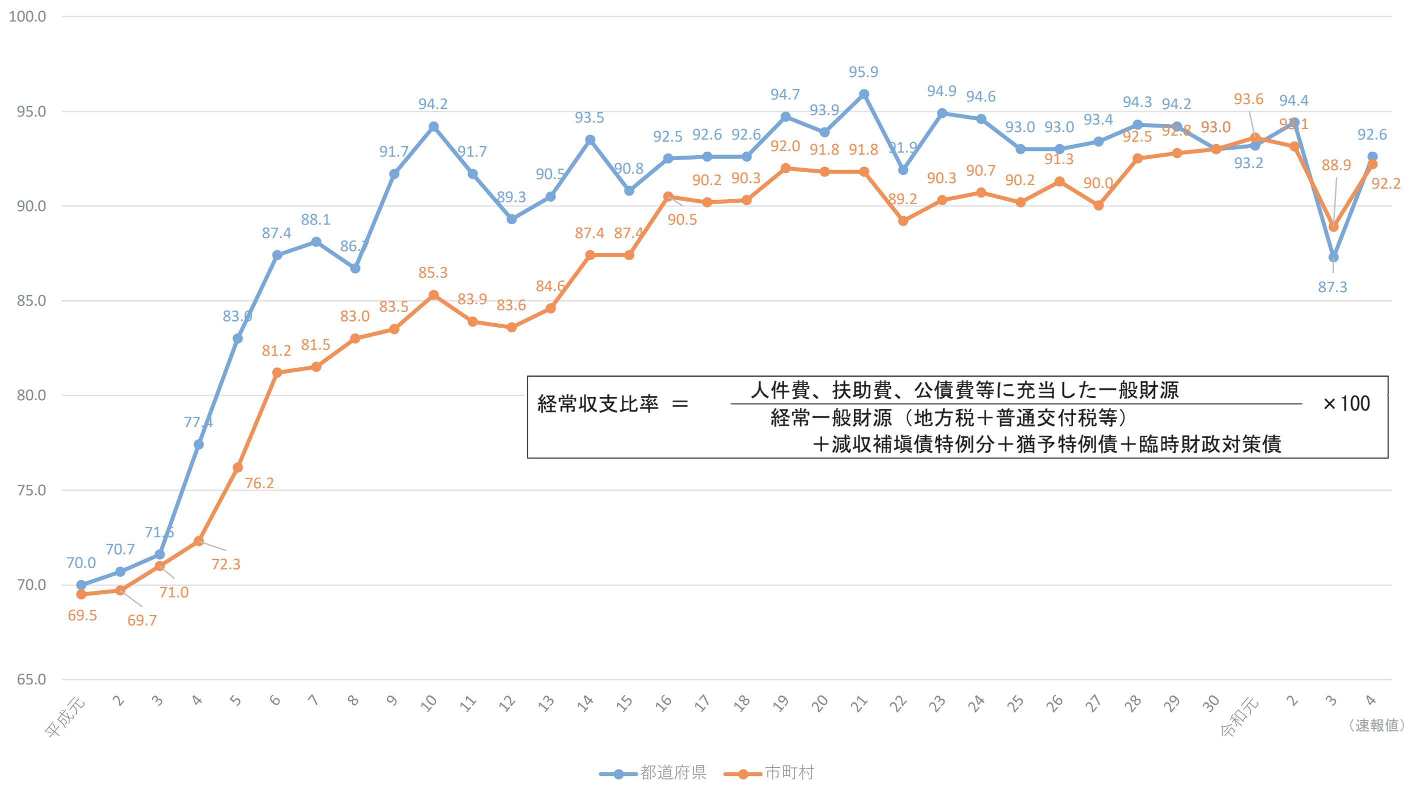

経常収支比率 ＝ 人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源 ／ 経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋猶予特例債＋臨時財政対策債 ×100

8

２　健全化法の概要・指標の推移

9

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

早期健全化基準未満の地方公共団体

○ 指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標
  - **実質赤字比率**
    一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
  - **連結実質赤字比率**
    公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率
  - **実質公債費比率**
    一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・ストック指標
  - **将来負担比率**
    地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率
公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

経営健全化基準未満の公営企業

財政の早期健全化（財政健全化団体）

○ 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画を策定（議会の議決）
  （策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化（経営健全化団体）

- ・経営健全化計画を策定（議会の議決）
  （策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生（財政再生団体）

○ 国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画を策定（議会の議決）
  （策定にあたり外部監査の要求を義務付け）
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
  【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

（健全財政） ⇔ （財政悪化）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	道府県：3.75% 市区町村：11.25%～15%	道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市区町村：16.25%～20%	道府県：15% 市区町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%	
資金不足比率（公営企業ごと）	20%（経営健全化基準）	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

10

健全化判断比率等の算定の対象となる会計

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。

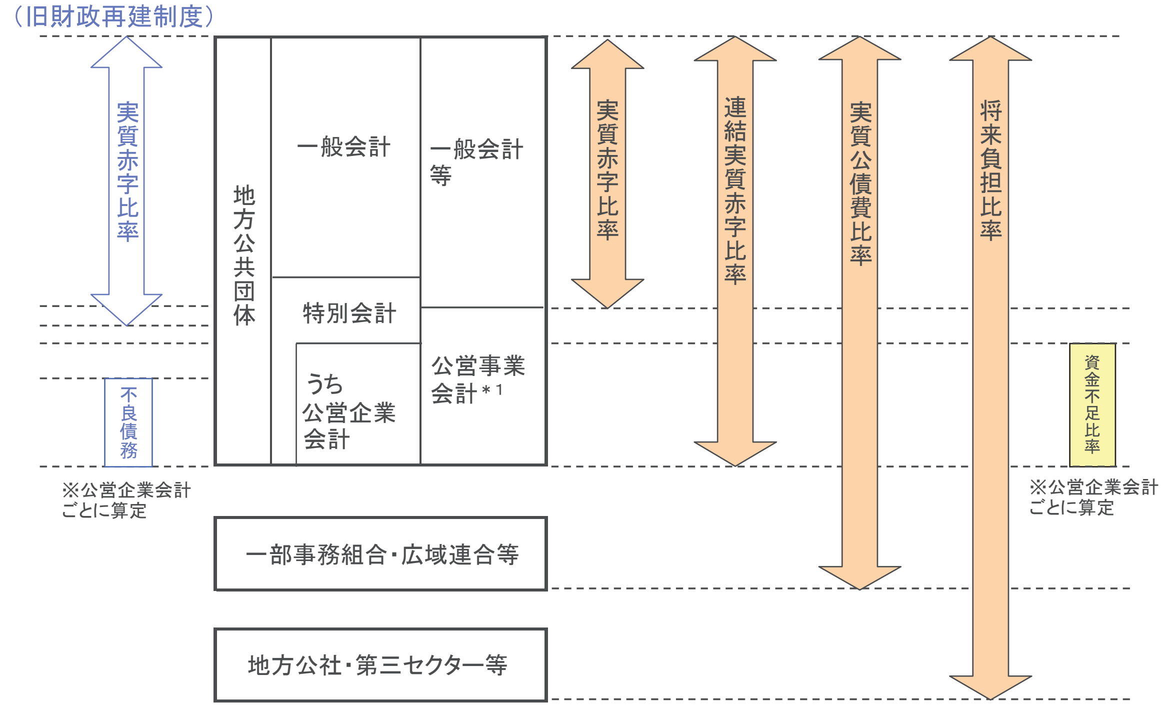

＊1 公営事業会計：地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

11

財政再生団体及び財政健全化団体の推移（令和4年度決算）

		平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算		令和４年度決算
財政再生団体	北海道　夕張市※①②③④									
財政健全化団体	青森県　大鰐町※④									
	大阪府　泉佐野市※②④									
	北海道　洞爺湖町※③ 奈良県　御所市※①③ 沖縄県　座間味村※③ 伊是名村※③									
	北海道　江差町※③ 由仁町※③ 中頓別町※③ 福島県　双葉町※③ 奈良県　上牧町※③ 鳥取県　日野町※③ 沖縄県　伊平屋村※③									
	北海道　歌志内市※③ 浜頓別町※③ 利尻町※③ 山形県　新庄市※③ 群馬県　嬬恋村※③ 長野県　王滝村※③ 兵庫県　香美町※③ 高知県　安芸市※③									
団体数合計		22団体（１団体）	14団体（１団体）	７団体（１団体）	３団体（１団体）	３団体（１団体）	２団体（１団体）	１団体（１団体）		１団体（１団体）

※団体の横の数字は、平成20年度決算における各団体の状況を示す。（夕張市は①～③全て財政再生基準以上）

①実質赤字比率が早期健全化基準以上

②連結実質赤字比率が早期健全化基準以上

③実質公債費比率が早期健全化基準以上

④将来負担比率が早期健全化基準以上

12

団体種類別実質公債費比率の推移（令和4年度決算（速報））

実質公債費比率（3か年平均） ＝ ｛（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）－（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）｝ ／ ｛標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）｝

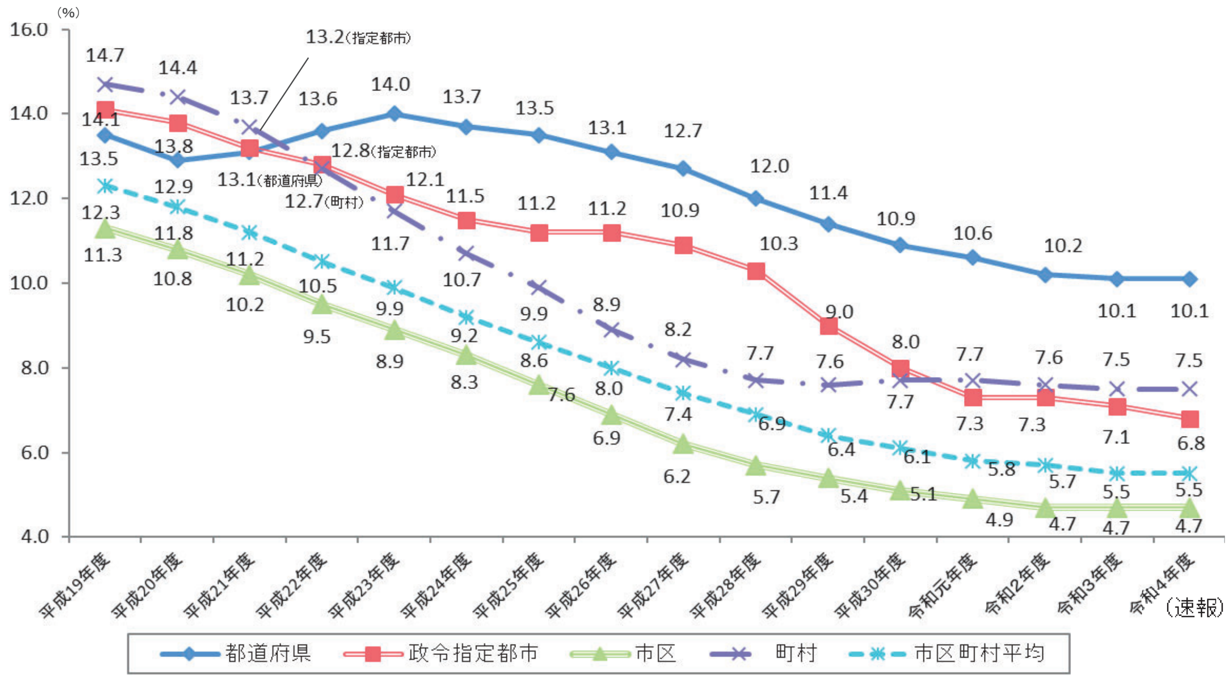

13

団体種類別将来負担比率の推移（令和4年度決算（速報））

将来負担比率 ＝ $\frac{\text{将来負担額 －（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$

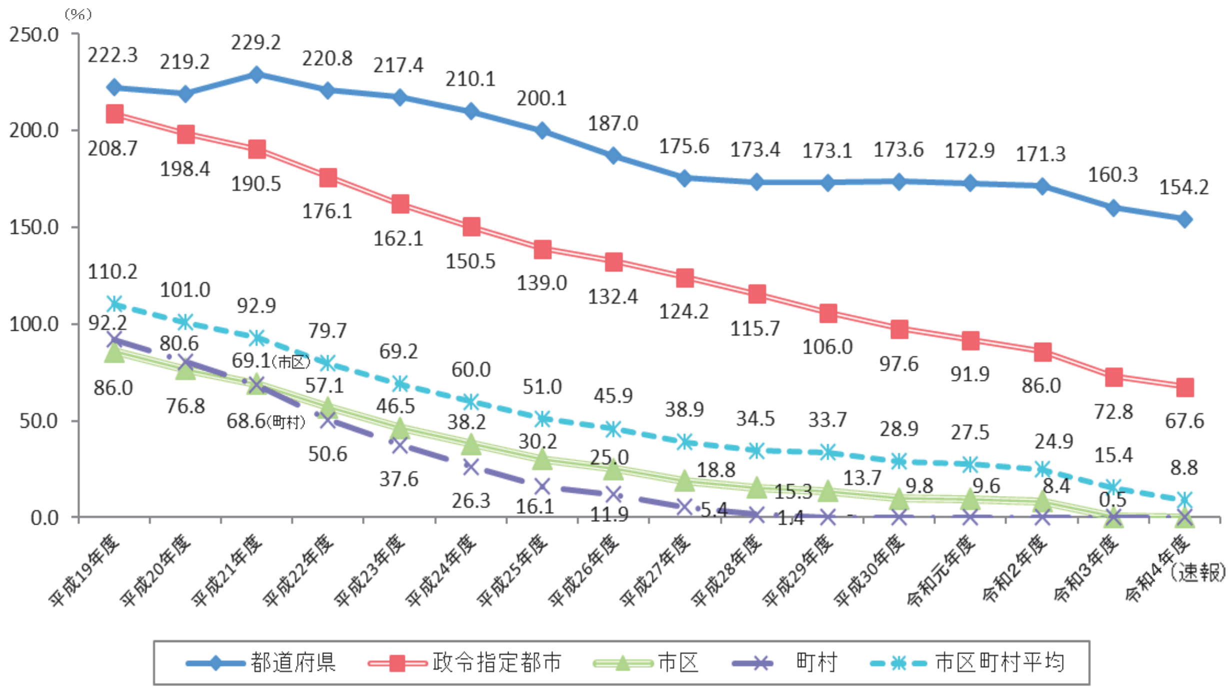

14

健全化判断比率等の算出式　①

○　健全化判断比率・資金不足比率の算出式は次のとおり。

実質赤字比率 ＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

・ 一般会計等の実質赤字額 ： 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・ 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋（支払繰延額＋事業繰越額）

連結実質赤字比率 ＝ $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

15

健全化判断比率等の算出式　②

実質公債費比率（3か年平均） ＝ 〔（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）〕／〔標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）〕

※償還期限が到来した満期一括償還地方債について減債基金に積み立てられていない額（減債基金積立不足額）を加算。

・**準元利償還金**：イからホまでの合計額

イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ　一時借入金の利子

・**元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額**：
地方債に係る元利償還金・準元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

16

健全化判断比率等の算出式　③

将来負担比率 ＝ 〔将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）〕／〔標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）〕

・**将来負担額**：イからヌまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高　※満期一括償還地方債も含む
ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
リ　連結実質赤字額
ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・**充当可能基金額**：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

・**地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額**：
地方債現在高等に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

17

健全化判断比率を用いた「見える化」

○ 地方公共団体の財政分析については、一つの財政指標だけで判断するのではなく、様々な観点から分析することが重要。
○ 健全化判断比率を、地方公会計の整備により把握される新しい指標などと組み合わせて分析することにより、より総合的な財政分析を行うことが期待される。
※ 有形固定資産減価償却率：資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を示すもの

$$有形固定資産減価償却率＝\frac{減価償却累計額}{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額 ＋ 減価償却累計額}$$

①「将来負担比率」と「実質公債費比率」との組合せ

（例）

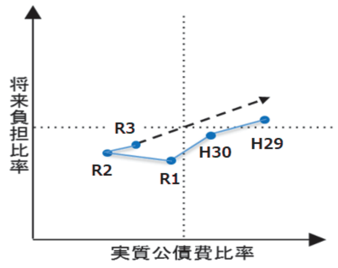

【考えられる分析】

令和元年度までは将来負担比率及び実質公債費比率が低下していることから、投資が抑制された結果、地方債残高が減少し、令和2年度以降は、将来負担比率が下げ止まり、上昇傾向にあることから、公共施設等の老朽化対策などを行うことにより地方債発行額が増加している可能性が考えられる。
今後も引き続き地方債発行額が増加していくと、将来負担比率、実質公債費比率ともに上昇していくと想定される。

②「将来負担比率」と「有形固定資産減価償却率」との組合せ

（例）

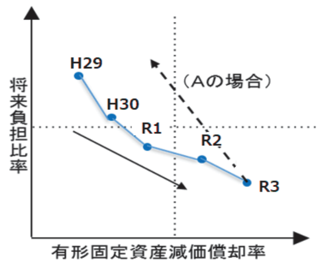

【考えられる分析】

将来負担比率が低下している一方、 有形固定資産減価償却率が上昇していることから、
A 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性、 あるいは
B 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性
が考えられる。
Aの場合は、今後、地方債を発行して老朽化対策を行えば、点線のように、有形固定資産減価償却率が低下し、将来負担比率が上昇していくと想定される。

⇒ 上記①・②の分析について、財政状況資料集において毎年公表

18

3 地方公会計・公共施設の適正管理

19

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計を補完

＜財務書類＞

地方公会計	⟷	企業会計
・ 貸借対照表		・ 貸借対照表
・ 行政コスト計算書		・ 損益計算書
・ 純資産変動計算書		・ 株主資本等変動計算書
・ 資金収支計算書		・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

20

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル（総務省方式）が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び平成18年に施行された行政改革推進法（平成18年法律第47号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。
○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。
⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進
○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度　統一的な基準の設定（平成26年）

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。
○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）を公表。

21

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした
財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度　統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

〇平成27年度から平成29年度までの３年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年１月）。
〇平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
〇その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度　要請期間終了後

〇平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

〇各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度～

〇令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。
（公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。）

22

統一的な基準による財務書類等の作成状況

〇　令和5年3月末時点で、令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の95.5%にあたる1,707団体が整備（更新）済み。
〇　令和5年3月末時点で、令和3年度決算に係る財務書類については全団体の93.7%にあたる1,676団体が作成済み。

【令和3年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備（更新）状況】（令和5年3月31日時点）
※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要　（単位：団体）

整備（更新）状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く市区町村	合計
整備（更新）済み	47（100.0%）	1,660（95.3%）	20（100.0%）	1,640（95.3%）	1,707（95.5%）
対象団体数	47（100.0%）	1,741（100.0%）	20（100.0%）	1,721（100.0%）	1,788（100.0%）

【令和3年度決算に係る一般会計等財務書類（財務4表）の作成状況】（令和5年3月31日時点）
※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体で決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要　（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く市区町村	合計
作成済み	47（100.0%）	1,629（93.6%）	19（95.0%）	1,610（93.6%）	1,676（93.7%）
対象団体数	47（100.0%）	1,741（100.0%）	20（100.0%）	1,721（100.0%）	1,788（100.0%）

「令和3年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

⇒ 決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる）ことが必要。

23

公共施設マネジメントの必要性

背景

○ 過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える。

○ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

○ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

≪建設後50年以上経過する社会資本の割合≫

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 ［約73万橋注1)（橋長2m以上の橋）］	約25%	約39%	約63%
トンネル ［約1万1千本注2)］	約20%	約27%	約42%
河川管理施設（水門等） ［約1万施設注3)］	約32%	約42%	約62%
下水道管きょ ［総延長：約47万km注4)］	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 ［約5千施設注5)（水深－4．5m以深）］	約17%	約32%	約58%

注1） 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）
注2） トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）
注3） 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1，000施設を含む。（ 50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）（2017年度集計）
注4） 建設年度が不明な約2万kmを含む。（30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）（ 2017年度集計）
注5） 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。（2017年度集計）

国土交通省公表資料

道路（橋梁）の現状

○建設年度別橋梁数

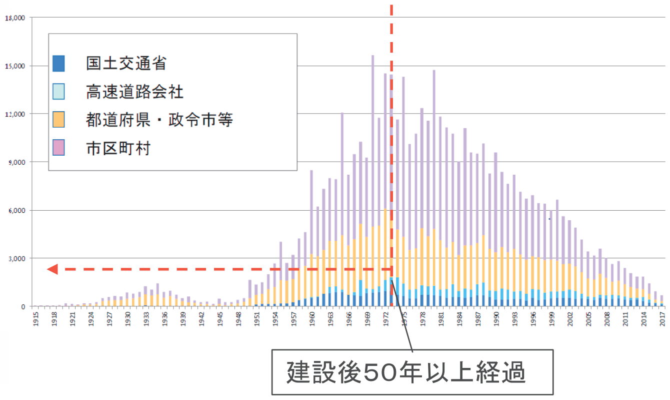

※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

公共施設マネジメントの必要性②

文部科学省公表資料

○公立小中学校施設保有面積の推移

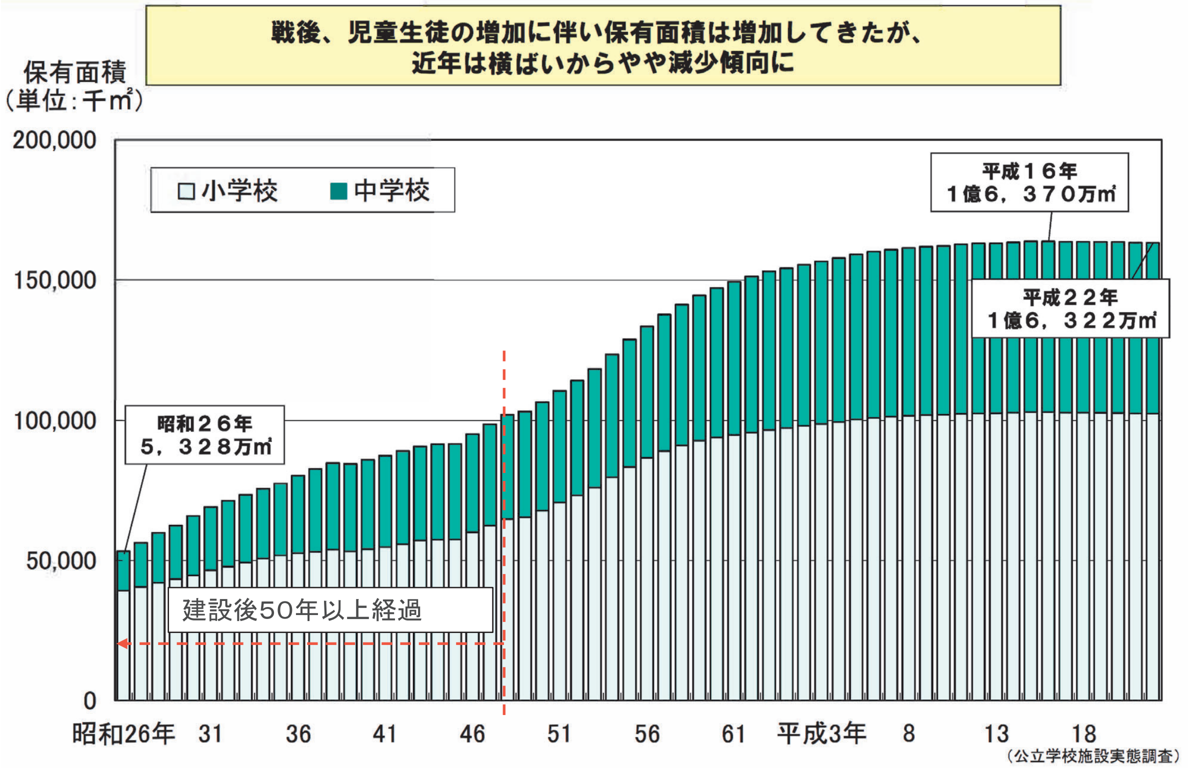

（公立学校施設実態調査）

これまでの公共施設マネジメントに係る経緯等

年度	公共施設マネジメント	公共施設等適正管理事業債等
H25	・国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定	
H26	・「公共施設等総合管理計画」策定要請（大臣通知） ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」策定（財務調査課長通知） ・公共施設等総合管理計画作成に要する経費に対する特別交付税措置創設（～H28）	
H27		・公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）を創設
H28	・「公共施設マネジメントの一層の推進について」発出（財務調査課事務連絡） ※事例集の公表等を周知 ≪総合管理計画の策定期限（改革工程表）≫	
H29	・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」改訂（財務調査課長通知）	・公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、市町村役場機能緊急保全、除却）を創設
H30	・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」発出（財務調査課事務連絡） ※総合管理計画見直しの考え方等を周知	・対象事業を追加（ユニバーサルデザイン化） ・一部事業における交付税措置率のかさ上げ（30%→30 ～50%） ・長寿命化事業に対象施設を追加（河川管理施設等）
Ｒ元		・長寿命化事業に対象施設を追加（橋梁、都市公園施設、林道等）
Ｒ２	・「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」発出 ※総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を周知	・集約化・複合化事業を広域で実施する場合の要件緩和 ・長寿命化事業に対象施設を追加（砂防関係施設） ≪市町村役場機能緊急保全事業の措置期限≫
Ｒ３		・集約化・複合化事業に対象施設を追加（グラウンド等）
R4	≪個別施設計画の策定期限（改革工程表）≫	・公共施設等適正管理推進事業債延長 ・対象事業追加（脱炭素化事業） ・長寿命化事業に対象事業を追加（空港施設等）
R5	≪公共施設等総合管理計画見直し期限（改革工程表）≫	・脱炭素化推進事業債を創設

26

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背　　景

・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

○ 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
○ また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

＜公共施設等総合管理計画の策定の状況＞

令和５年３月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99．9％の団体において策定が完了。

＜公共施設等総合管理計画の見直し＞

令和３年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請（新型コロナウイルス感染症等により令和４年度以降となる場合は、令和５年度まで）。

個別施設計画の策定 ※令和４年度までに策定

各施設所管省庁所管

＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策（※）の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策
次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】

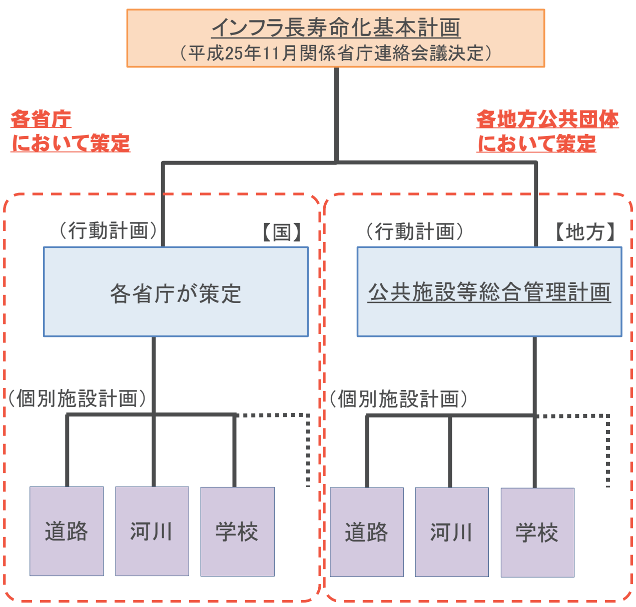

27

公共施設等総合管理計画への固定資産台帳の活用（長崎県島原市）

事例概要

○ 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

○ 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や有形固定資産減価償却率を算出し、現状分析を実施。

○ また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。

○ 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。

○ 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

図表　施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
社会教育系施設	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
	その他社会教育系施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
	レクリエーション施設	3	2	1	0	0	0	0	84.8%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
学校教育系施設	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	学童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
行政系施設	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
その他	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
比　率		-	21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	市全体
合　計		144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年３月）より抜粋

図表　公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額（単位：億円）

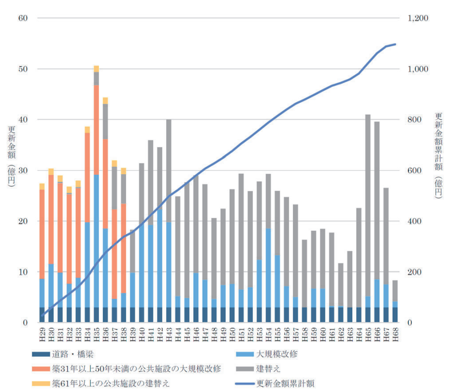

※大規模改修は築後30年目の年から2年間で、建替えは築後60年目の年から3年間で実施することとして試算
築後31年以上50年未満の大規模改修及び築後61年以上の建替えは、平成29年度から平成38年度までの10年間で実施することとして試算

出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

○ 固定資産台帳のデータをもとに算出した有形固定資産減価償却率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。

○ 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

28

令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について
（令和３年１月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）

１ 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中（※）に総合管理計画の見直しを行うこと。※新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

２ 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

１ 必須事項

① 基本的事項
・計画策定年度及び改訂年度　・計画期間　・施設保有量　・現状や課題に関する基本認識　・過去に行った対策の実績
・施設保有量の推移　・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費（総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること）
・現在の維持管理経費　・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み　・長寿命化対策を反映した場合の見込み
・対策の効果額
※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
・公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針
・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

２ 記載が望ましい事項

① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
② 施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針
③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方
④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

３ 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携の取組
② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

29

公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
令和3年度までに個別施設計画等を踏まえた見直しを要請
（新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで）

総合管理計画策定の目的
・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み ｜ 対策による効果額

比較

充当可能な財源の見込み

取組効果反映

反 映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

●計画期間等
●全庁的な取組体制等
●公共施設等の管理の基本的な考え方
① 点検・診断等の実施方針
② 維持管理・更新等の実施方針
③ 安全確保の実施方針
④ 耐震化の実施方針
⑤ 長寿命化の実施方針
⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
⑦ 脱炭素化の推進方針
⑧ 統合や廃止の推進方針

●PDCAサイクルの推進方針

⑨数値目標の設定
・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
・トータルコストの縮減・平準化に関する目標　等

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
⑫ 広域連携
⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
※将来的なまちづくりの視点から検討
※ PPP／PFI の活用などの考え方

対策の内容等反映

反映

令和4年度までに策定完了

個別施設計画 A ｜ 個別施設計画 B ｜ 個別施設計画 C ｜ 個別施設計画 D

30

公共施設等総合管理計画を個別施設計画を踏まえて見直した例（大分県大分市）

大分市公共施設等総合管理計画の記載事項（抜粋）

投資的経費の推計（従来手法：30年）

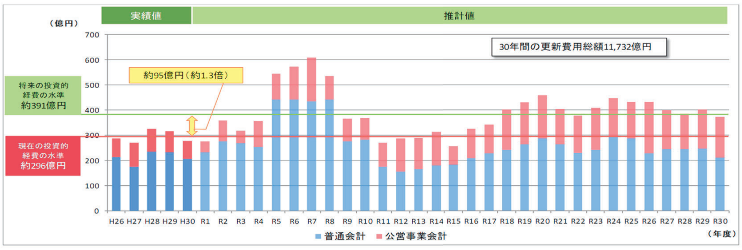

総合管理計画に沿って
長寿命化等を実施した場合

投資的経費の推計（計画に沿った手法：30年）

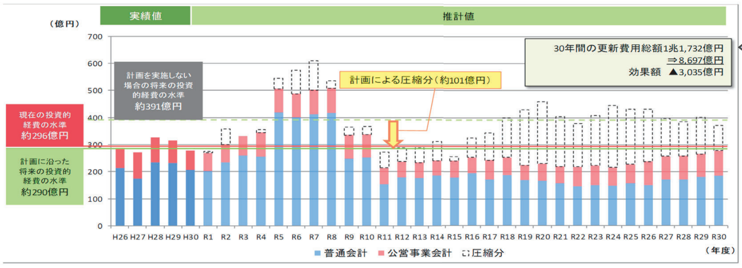

２）今後の方向性
今後も、長寿命化、集約・複合化等の公共施設の適切な維持管理に努めることにより、維持管理費や延床面積の縮減をはかります。主なものは、佐野清掃センターと福宗環境センターを、周辺市との広域処理を含めた集約化を行うとともに、学校施設において引き続き長寿命化改修を実施します。さらに、その他の施設においても長寿命化、集約・複合化を進めるなど本計画の推進を図ります。

個別施設計画の内容を踏まえた総合管理計画の見直しにより、
①費用推計の精緻化
②公共施設マネジメントに係る今後の方向性の提示
が可能となっている。

①費用推計の精緻化
見直し前は、上段の「従来手法」（※１）による推計のみだったが、個別施設計画を踏まえた見直しにより、下段の「計画に沿った手法」（※２）による推計が可能となった。
また、これにより、計画に基づく対策による具体的な効果額も算出可能となった。

※１ 機械的に一定期間で施設の建替を行うと仮定

※２ 個別施設計画に沿った時期に施設の建替又は長寿命化改修を行うことを想定

②今後の方向性の提示
具体的な施設を前提とした今後の公共施設マネジメントの方向性を示すことが可能となった。

31

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

○ 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要

○ 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

○ 公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化等を進める。

各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

公共施設等適正管理

○ 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

○ 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。

※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

○ 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。

32

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報（団体全体、施設類型ごと）を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

財務書類の概要

（抜粋）

令和2年度　財務書類に関する情報①

団体名　新潟県新潟市

団体コード　151009

人口	784,774 人(R3.1.1現在)	職員数（一般職員等）	9,381 人
面積	726.27 ㎢	実質赤字比率	－ %
標準財政規模	233,709,954 千円	連結実質赤字比率	－ %
類似団体区分	政令指定都市	実質公債費率	10.9 %
		将来負担比率	134.7 %

1. 資産・負債の状況

（単位：百万円）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等	資産	1,285,386	1,278,478	1,268,341	1,268,589	1,263,416
	負債	646,511	714,367	722,775	738,290	749,247
全体	資産	2,072,377	2,077,393	2,068,467	2,055,859	2,045,326
	負債	1,293,116	1,362,062	1,367,924	1,370,571	1,373,094
連結	資産	2,100,713	2,103,456	2,094,202	2,080,913	2,072,384
	負債	1,305,916	1,374,695	1,380,534	1,382,867	1,384,837

2. 行政コストの状況
3. 純資産変動の状況
4. 資金収支の状況
も同様に公表

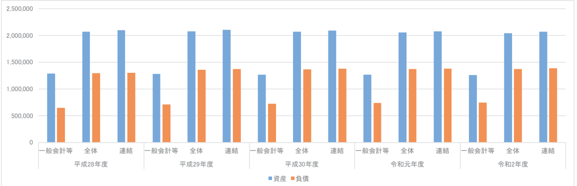

分析：
令和２年度の一般会計等における資産の総額は、前年度に比べ52億円の減少となっている。　固定資産は66億円減少しており、これは減価償却の影響などによる有形固定資産の減少が進んだことが主な要因となっている。流動資産は、財政調整基金を10億円取り崩した一方、繰越金が前年度比で20億円増加したことなどから、流動資産全体では14億円の増加となった。
一般会計等における負債の総額は、前年度に比べ109億円の増となっている。固定資産の財源である地方債について、公共施設整備などにおける地方債の発行や普通交付税の代替財源となる臨時財政対策債の残高が103億円増加したことによるものである。
連結での資産総額は２兆724億円である。これは下水道事業会計（5,804億円）や水道事業会計（1,650億円）をはじめとする公営企業会計の公共資産が加算されることによるものである。また、負債総額は１兆3,848億円で、これも資産同様に下水道事業会計（5,391億円）及び水道事業会計（826億円）などの加算によるものである。
負債は将来世代への負担となるため、引き続き、公共施設の最適化を進めるとともに、投資的経費の厳正な選択に努めていく。

地方公会計に係る指標

令和2年度　財務書類に関する情報②（一般会計等に係る指標）

1．資産の状況
①住民一人当たり資産額（万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産合計	128,538,582	127,847,811	126,834,142	126,858,853	126,341,564
人口	800,112	796,773	792,868	788,465	784,774
当該値	160.7	160.5	160.0	160.9	161.0
類似団体平均値	240.0	241.9	240.5	240.7	241.4

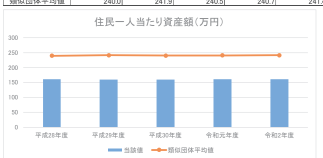

分析欄：
1．資産の状況
令和２年度決算を類似団体と比べると、「市民一人当たり資産額」は低くなっている。これは、類似団体に比べ地価が低いため、減価償却の無い土地の市民一人あたり資産額が低いことが影響していると考えられる。
また、「有形固定資産減価償却率」は他団体に比べて低くなっていることから、他団体に比べ新規施設の整備がなされていると考えられる。

2.資産と負債の比率
3.行政コストの状況
4.負債の状況
5.受益者負担の状況　　も同様に公表

【ストック情報の「見える化」（財政状況資料集の充実）】

有形固定資産減価償却率（全体）

（抜粋）

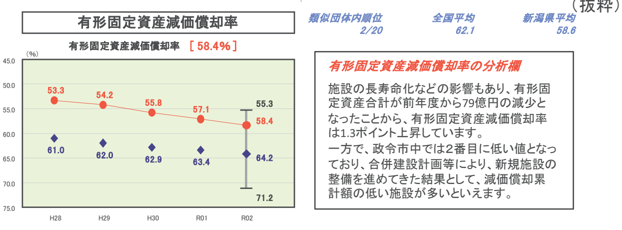

有形固定資産減価償却率の分析欄
施設の長寿命化などの影響もあり、有形固定資産合計が前年度から79億円の減少となったことから、有形固定資産減価償却率は1.3ポイント上昇しています。
一方で、政令市中では2番目に低い値となっており、合併建設計画等により、新規施設の整備を進めてきた結果として、減価償却累計額の低い施設が多いといえます。

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等

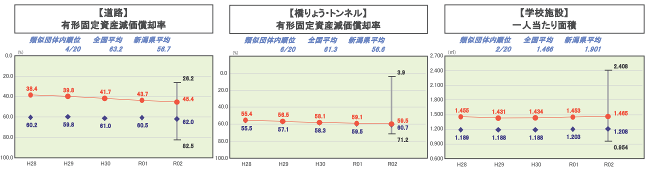

施設情報の分析欄
本市は平成17年度の広域合併により、施設数が増加し、公営住宅を除く市民一人当たりの公共施設面積は、全政令市のうち最も大きくなっています。
道路については、一人当たり延長が政令市3位、政令市平均の2.4倍と長く、歳出に占める土木費の割合も政令市で一番大きくなっています。
有形固定資産減価償却率は、政令市で2番目に低くなっていますが、償却率は上昇傾向にあり、今後維持管理、更新費用の増加が見込まれています。
学校施設については、一人当たり面積が政令市2位、政令市平均の1.2倍と大きくなっていますが、これまで適正配置基本方針に基づき、学校の統廃合を実施してきたため、減少傾向にあります。
有形固定資産減価償却率は、政令市平均が増加傾向にあるのに対し、統廃合の実施により増加が抑制されています。

施設類型：
道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

33

地方公会計指標～有形固定資産減価償却率～

有形固定資産減価償却率

- 健全化判断比率には現れないストック情報を加味した財政分析に資するもの
- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標
- 将来負担比率と組み合わせて用いることにより、老朽化対策の進捗状況の分析を深めることが期待

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

団体種類別有形固定資産減価償却率の推移（簡易試算）

（個別団体ごとの有形固定資産減価償却率から、健全化指標と同様に団体別のマクロの値を試算）
有形固定資産減価償却率は、平成29年以降、都道府県、政令市、市区、町村の各平均について、一貫して増加している。
例えば将来負担比率と比較すると、将来負担比率は低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇していることから、

- 必要な投資が行われず、老朽化対策が先送りされている可能性
- 単純な施設更新を行うのではなく、既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性　　などが考えられる。

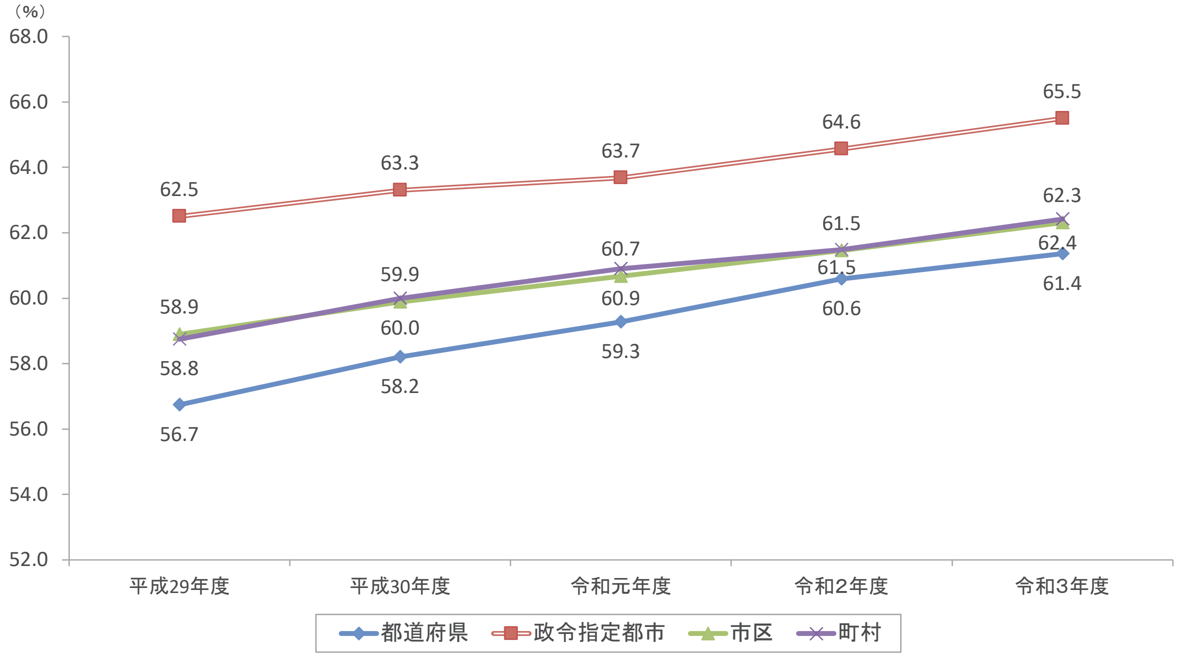

※各団体の有形固定資産減価償却率（資産全体）を単純平均したもの。（出典：地方公会計の整備により得られるストック情報に関する調査）

（参考）将来負担比率と有形固定資産減価償却率の組み合わせ

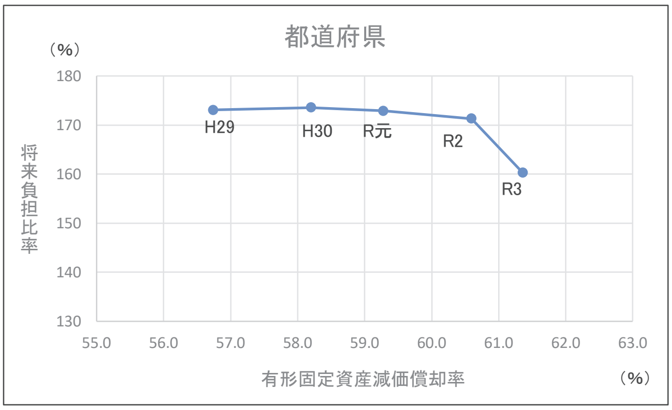

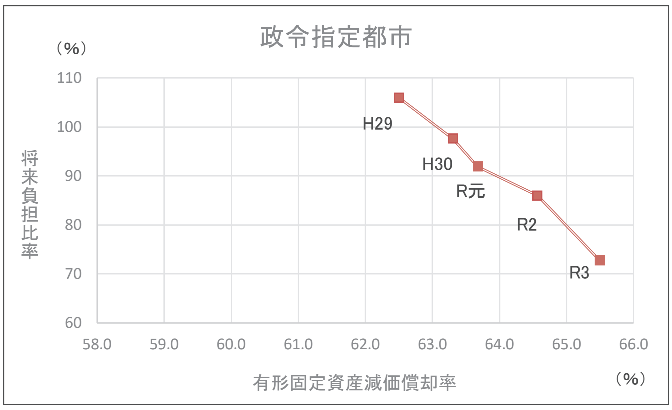

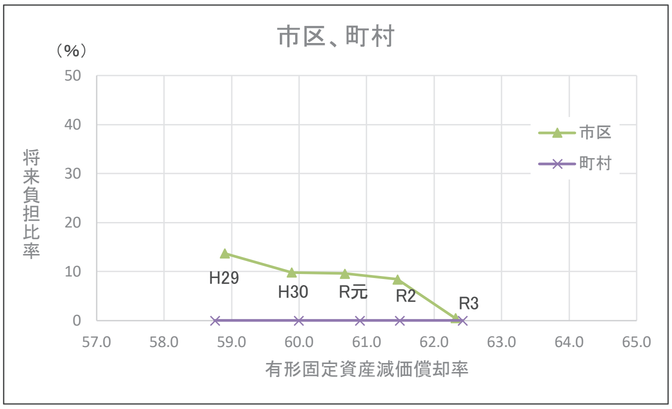

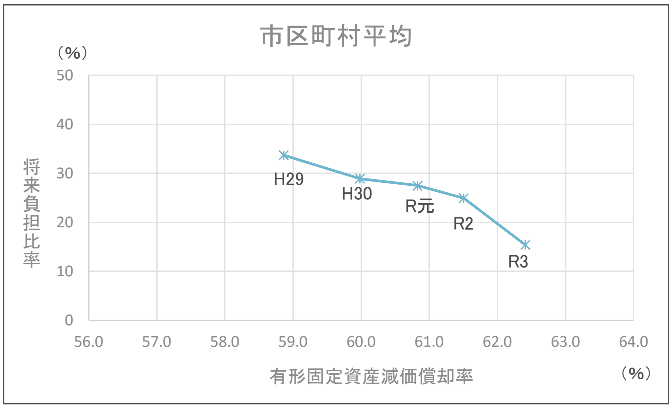

36

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

1. 背景・課題

○平成26年に設定した「統一的な基準」に基づき、財務書類の作成を推進してきた結果、令和3年度末には、1,638/1,788団体（91.6%）の自治体で毎年度作成がなされるなど、定着してきた。
○一方で、以下の課題がある。
①資産管理等への活用が2割程度に留まるなど、公共施設マネジメント等への更なる活用の余地（活用に関する課題）
②これまでの統一的な基準の運用等を踏まえ、統一的な基準の精度を検証し、必要に応じて改善が必要。（基準のメンテナンスに関する課題）

2. 検討項目

①地方公会計情報の一層の活用方法の検討
・固定資産台帳の活用（公共施設マネジメント等）
・財務書類の活用（セグメント分析）
②統一的な基準の検証・改善
・固定資産台帳の精緻化（精度の底上げ、施設との紐付け）
・固定資産台帳と他の台帳（公有財産台帳等）との連携
・財務書類の計上方法の精査
・予算執行との連携による早期作成・精緻化・負担軽減　など

3. スケジュール

令和4年8月1日（月）から2年間

4. 委員

※敬称略

（座長）関口　智　立教大学経済学部教授
（委員）天川　竜治　熊本県宇城市総務部長
石川　恵子　日本大学経済学部教授
伊集　守直　横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
遠藤　尚秀　大阪公立大学大学院都市経営研究科教授
川口　克仁　大阪府大東市政策推進部次長兼行政サービス向上室長兼課長
小室　将雄　有限責任監査法人トーマツパートナー
菅原　正明　公認会計士・税理士
高橋　晶子　EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士
高橋　優治　横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長
中川　美雪　合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表
安武　昌樹　東京都会計管理局新公会計制度担当課長
（オブザーバー）小田切　慎一　財務省主計局法規課公会計室長

37

今後の地方公会計のあり方に関する研究会　中間取りまとめのポイント

R5.3.31
公表資料

1. 地方公会計の更なる活用

地方公会計の活用推進のために、下記4つの視点から整理検討。

地方公共団体の活用認識

○ 実態調査の結果、財務書類や固定資産台帳自体を「活用」した認識はなくても、公共施設マネジメント等において、地方公会計情報（減価償却等）を利用している状況が把握できた。

○ 財務書類全体の活用ではなく、部分的な活用を「活用」と捉えるなど、活用の認識範囲を広げ、自然体で活用することも重要。（具体事例を検討）

議会説明や住民理解への活用

○ 地方公会計は資産情報やフルコスト情報を示す上で有効であり、決算統計や他の財務情報と同様に、意思決定に役立つ根拠数字の一つとして、地方公会計情報を使用するという考え方が重要。合理的な説明根拠として用いられれば、議会説明や住民理解への活用につながっていく。

○ また、更なる活用を推進するため、早期作成に向けた作業負担の軽減策等について引き続き検討。

個別施設におけるライフサイクルコストを含めた中長期の分析

○ 全国的に喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策を進める上で、個別施設の資産状況の把握やライフサイクルコストも含めた中長期の分析には、減価償却など発生主義に基づく地方公会計情報が必要。（具体の分析方法等については引き続き検討）

○ なお、中長期の分析を行う際には、コスト縮減の観点だけでなく、住民サービスの目的達成の状況等多角的な分析が重要。

外部専門人材

○ 地方公会計情報を活用するには一定の専門知識が必要となるが、知識・ノウハウのない地方公共団体においては、外部専門人材の活用が有効。現在実施している「経営・財務マネジメント強化事業」は一定の効果を上げており、引き続き、現場ニーズに適した優良事例の収集や周知が必要。

2. 統一的な基準の検証・改善（所有外資産関係）

○ 所有外資産（国所有・地方管理の資産等）の整備に係る支出は、支出年度に一括で費用処理するため資産計上していない一方、当該資産の整備費用に対する地方債充当分は負債計上しており、両者でアンバランスな取扱いが続いている。今般、その整備・管理の実態を踏まえ、地方公会計の資産定義への該当性を改めて検討した結果、当該団体が管理権限を持つ所有外資産の整備に係る支出は、資産計上すべきと整理。

○ 財務書類に対する影響度や地方団体の実施可能性を考慮し、都道府県管理の国道・河川（指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川）を優先して計上すべき。（ただし、それ以外の所有外資産も、実態に応じて資産計上を妨げない）

○ マニュアル改正等、実務的取扱いが具体的に決まった年度の次年度から1～2年間を整備期間とすべき。　　等

38

地方公営企業等の現状・課題及び対応

令和5年11月22日
総務省　自治財政局　公営企業課

【目次】

1. 地方公営企業の制度 ・・・ p.　2

2. 地方公営企業等の現状（令和4年度地方公営企業等決算より） ・・・ p.　10

3. 地方公営企業の課題と改革への取組状況 ・・・ p.　24

4. 各事業ごとの現状・課題及び対応

（1）　水道事業 ・・・ p.　40

（2）　下水道事業 ・・・ p.　46

（3）　病院事業 ・・・ p.　51

（4）　交通事業 ・・・ p.　60

5. 公営企業の民間活用・ DX・ GX ・・・ p.　65

1. 地方公営企業の制度

2

「公営企業」とは

○ 公営企業とは、地方公共団体が経営する企業であって、主としてその経費を当該事業により生ずる収入をもって充てることのできる事業を指すもの。

＜参考＞ 広辞苑 第6版より抜粋
「公営」･･･公の機関が経営すること。特に、地方公共団体が経営または設置・管理すること。
「企業」･･･生産・営利の目的で、生産要素を統合し、継続的に事業を経営すること。または、その経営の主体。

○ 主に水道、下水道、病院、交通（地下鉄・バス）等の事業を実施し住民へサービスを提供。
○ 企業の経済性の発揮や公共の福祉の増進といった経営の基本原則に基づき運営される限りにおいて、公営企業の範囲に限定はない。
※港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業を実施している例もある
※水道事業などの地方公営企業法第2条に規定される事業のほか、地方公営企業の経営に相当因果関係を持つ附帯事業（例：交通事業における高架下スペース・駅構内テナントの賃貸事業）を実施することができるが（法第2条）、同事業は十分な採算性を有することが必要
○ 民間と競合する公的施設（宿泊施設等）について、廃止、民営化その他の合理化を行うとの閣議決定（平成12年5月26日）に留意が必要。

公営企業の例（令和4年度末現在）

3

地方財政法における公営企業

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、**地方債をもつてその財源とすることができる**。

一　**交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業**（以下「**公営企業**」という。）に要する経費の財源とする場合

（公営企業の経営）

第六条 **公営企業**で**政令で定めるもの**については、その経理は、**特別会計を設けて**これを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の**経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費**及び当該公営企業の**性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費**を除き、当該企業の**経営に伴う収入**（第五条の規定による地方債による収入を含む。）**をもつてこれに充てなければならない**。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

（地方財政法施行令第四十六条で定める事業）

一　水道事業	二　工業用水道事業	三　交通事業
四　電気事業	五　ガス事業	六　簡易水道事業
七　港湾整備事業	八　病院事業	九　市場事業
十　と畜場事業	十一　観光施設事業	十二　宅地造成事業
十三　公共下水道事業		

4

地方公営企業法の適用範囲

＜法適用事業＞
（地方公営企業法の規定を適用する事業）

＜当然適用事業＞（地公企法2①②）	**＜任意適用事業＞**（地公企法2③）
【全部適用事業】 水道 工業用水道 交通（軌道） 〃（自動車） 〃（鉄道） 電気 ガス	
【財務規定等適用事業】 病院	

適用推進中

自主的な適用を促進中

簡易水道
公共下水道
その他下水道
交通（船舶）
港湾整備
市場
と畜場
観光施設
宅地造成
介護サービス
駐車場整備
有料道路
その他
（有線放送等）

※ 法適用事業は4,760事業、法非適用事業は3,295事業（令和4年度末）

⇒ 法適用事業は地方公営企業法に基づき、発生主義会計・複式簿記を採用。 公営企業会計を適用し、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することにより、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むことができる。

5

公営企業繰出金について

○　公営企業においては、事業の経営に伴う収入（料金収入）を財源として事業が行われることが原則。

○　ただし、次の経費については一般会計が負担すべきこととし、その財源を一般会計から公営企業の特別会計へ繰り出すこととしている。（経費負担の原則）

・　事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
（例：水道事業における公共消防のための消火栓に要する経費　など）

・　能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費　（例：病院事業におけるへき地における医療の確保に要する経費　など）

○　一般会計が負担すべき経費については、毎年度、地方公共団体に対し「繰出基準」として通知している。

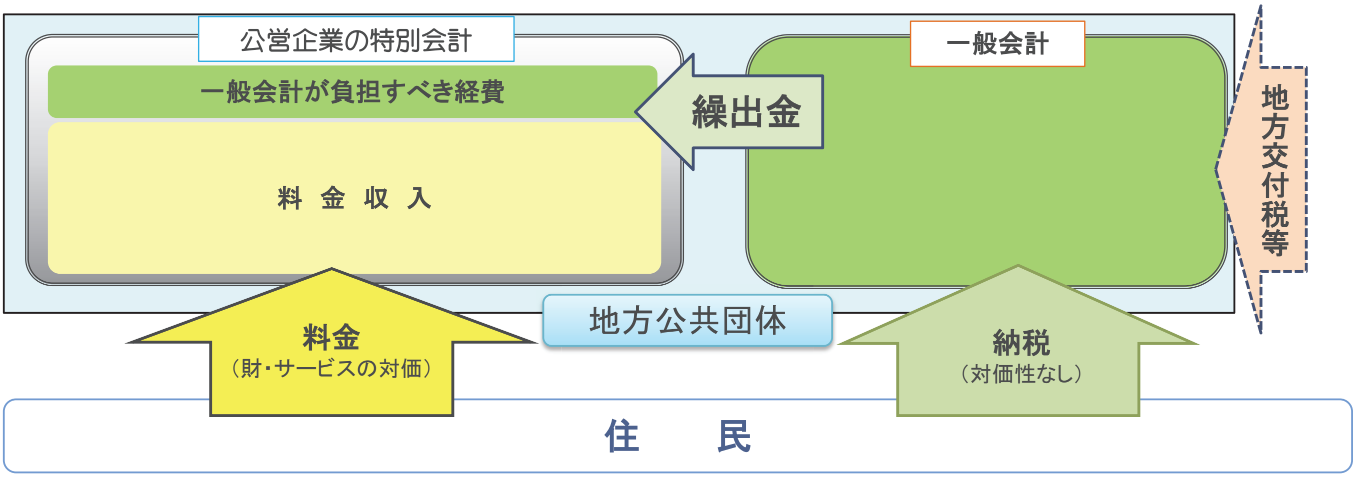

6

（参考）首長部局と公営企業の関係【組織・職員関係】

○　企業としての合理的・能率的な経営を確保するため、公営企業の経営組織を首長部局から切り離し、その経営のための独自の権限を有する管理者を設置する。

○　管理者は、公営企業の業務に関する限りにおいて、地方公共団体の執行権・代表権を有し、公営企業の機動的・能率的経営を図るため、管理者を補助する組織を設ける。

○　管理者を補助する企業職員については、企業の経済性の発揮の観点から、勤務条件等に関して首長部局の職員と一部異なる取扱いがなされる。

組織・職員規定に係る首長部局と公営企業の関係イメージ

首長部局

首長　…　地方公営企業の経営の最終的責任者

＜権限＞
- 予算を調製すること
- 決算を監査委員の審査、議会の認定に付すこと　など

※そのほか、議案を提出する権限、過料を徴収する権限及び法令に特別の定めがある場合を除き、首長は公営企業の経営について執行権・代表権を有さない

首長部局の職員

＜勤務条件＞
- 給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定める
- 給与の種類・支給基準・額・支給方法は全て条例で定める
- 条例で定める事項に抵触しない事項についてのみ協定を締結できる
- 勤務条件は人事委員会の勧告対象

公営企業

管理者　…　地方公営企業の業務執行の責任者

＜権限＞
- 予算に関する説明書を作成し、長に送付すること
- 決算を調製し、長に提出すること
- 契約を締結すること
- 企業管理規程を制定すること
- 企業職員の身分取扱い（任免、勤務条件、懲戒等）に関する事項を掌理すること
- 企業職員を指揮監督すること　など

企業職員

＜勤務条件＞
- 給与は生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況、その他の事情を考慮して定める
- 給与の種類・支給基準のみ条例で定める
- 給与の額・支給方法は企業管理規程で定める
- 給与の額・支給方法について団体交渉を経て労働協約を締結できる
- 勤務条件は人事委員会の勧告対象でない

※人事委員会は、原則として採用等を除き企業職員の身分取扱いに関与しない

首長 → 管理者：特別職として任命
※議会の議決・同意は不要

首長部局の職員 ↔ 企業職員：いわゆる「出向」
※首長部局からの出向だけでなく、管理者により直接採用することも可能

首長部局の職員 ↔ 企業職員：兼務可能

7

（参考）首長部局と公営企業の関係【財務関係】

○ 公営企業の事業ごとの財務状況を明らかにして経営するため、事業ごとに特別会計を設置。
○ 公営企業は、独立採算の原則に基づき、一般会計又は他の特別会計（以下「一般会計等」という。）において負担すべき経費を除き、その経費について企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

首長部局と公営企業の関係イメージ

首長部局（首長）

料金の制定・改定

・料金のうち使用料（地方自治法第225条に基づくもの。本頁において同じ。）に該当するものについては、首長が料金の条例に関する議案を議会へ提出

公営企業の用に供する資産の取得及び処分

・重要な資産（※）の取得及び処分については、首長が予算案を議会へ提出

※資産のうち、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定めるもの。本頁において同じ

議案の作成に関する資料を送付

予算の原案を送付

公営企業（管理者）

料金の制定・改定

・料金のうち使用料に該当するもの（水道事業の料金等）については、条例の議案の作成に関する資料を首長へ送付

・料金のうち使用料に該当しないもの（電気事業の卸電気料金等）については、管理者が決定

公営企業の用に供する資産の取得及び処分

・重要な資産の取得及び処分については、その予算の原案を作成し、首長へ送付

・重要な資産以外の取得及び処分については、管理者が実施

一般会計繰出金

一般会計等 → 特別会計

○一般会計等が負担すべき経費（法第17条の2）

- 性質上企業の収入をもって充てることが適当でない経費（例：公共施設における無償給水に要する経費）
- 能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例：不採算地区病院の運営に要する経費）

○補助（法第17条の3）、出資（法第18条）、長期貸付（法第18条の2）

毎年、副大臣通知（いわゆる繰出金通知）で示す内容については、地方交付税等において考慮

その他（短期貸付・繰入等、予算の定めるところによる）

8

（参考）公営企業の経営

○ 公営企業は、継続的に事業を行うため、経営戦略（中長期的な経営の基本計画）を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を実施。
○ 毎事業年度の事業経営の結果について発生主義会計方式（企業会計）に基づき決算を作成。
○ 決算により経営の状況・資産の情報を把握し、翌事業年度の経営に活用。

公営企業の事業実施の流れ

事業の実施

- 経営戦略に基づき、計画的かつ合理的な経営を行う。
- サービス提供の対価として料金を収入し、収入をもって事業の経営に要する経費を賄う。

決算の作成

- 毎事業年度の事業経営の結果について、発生主義会計方式に基づき、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を作成。
- 損益計算書により収益・費用の2面から事業経営のフロー情報を、貸借対照表により資産・負債・資本の3面から事業経営のストック情報を把握。

経営戦略との比較

- 決算情報と経営戦略の指標を比較。
- 収支ギャップが生じる場合には、その解消を図るよう事業を実施。

持続的なサービスの提供

9

2. 地方公営企業等の現状（令和4年度地方公営企業等決算より）

10

令和4年度地方公営企業等決算の概要（1）

事業数

水道事業及び下水道事業における事業統合等により減少し、8,055事業（対前年度比△53事業、△0.7%）。
うち法適用企業※の事業数は4,760事業（対前年度比＋77事業、＋1.6%）で、全体に占める割合は59.1%（前年度末に比べて1.3ポイント増加）。
※法適用企業とは、地方公営企業法に基づき、発生主義会計、複式簿記を採用している地方公営企業をいう。

経営状況

全体の総収支は、物価高騰による営業費用の増加等により黒字幅が減少し、8,126億円の黒字（対前年度比△2,066億円、△20.3%）。
黒字事業数は6,973事業（対前年度比△132事業）で、全体の87.2%（前年度は88.3%）。
赤字事業数は1,019事業（対前年度比＋75事業）で、全体の12.8%（前年度は11.7%）。

＜主なポイント＞

○ 水道事業は、物価高騰による営業費用（動力費等）の増加（対前年度比＋870億円、＋3.2%）等により、総収支の黒字幅が705億円減少した（R4：2,618億円の黒字、R3：3,324億円の黒字）。

○ 交通事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客数が増加傾向にあることから、料金収入が増加（対前年度比＋525億円、＋12.6%）したこと等により、総収支は黒字に転じた（R4：71億円の黒字、R3：371億円の赤字）。しかしながら、料金収入はコロナ前の水準までは回復しておらず、依然として厳しい経営状況が続いている。（料金収入　R4：4,705億円、 R1：5,434億円）

○ 病院事業は、診療収入（料金収入）が増加（対前年度比＋1,765億円、＋4.3%）したものの、総費用の増加（対前年度比＋1,749億円、＋3.2%）及び新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助金等の減少（△1,051億円、△18.2%）等により、総収支の黒字幅が1,299億円減少した（R4：1,996億円の黒字、R3：3,296億円の黒字）。

11

令和4年度地方公営企業等決算の概要 (2)

事業別総収支の推移

（単位：億円、%）

事業＼年度	H30	R1	R2	R3 (A)	R4 (B)	対前年度比較 増減額 (B)－(A)	対前年度比較 増減率 ((B)－(A)) / (A)
水道（含簡水）	3,699	3,385	2,860	3,324	2,618	△ 705	△ 21.2
工業用水道	246	237	235	179	56	△ 123	△ 68.6
交通	829	642	△ 764	△ 371	71	442	119.1
電気	226	167	245	212	217	5	2.3
ガス	158	67	77	72	146	74	102.1
病院	△ 861	△ 984	1,366	3,296	1,996	△ 1,299	△ 39.4
うち公営企業型地方独立行政法人	△ 21	△ 50	422	888	552	△ 335	△ 37.8
下水道	2,713	2,806	2,218	2,327	2,042	△ 286	△ 12.3
その他	5,569	1,152	724	1,154	980	△ 173	△ 15.0
合計	12,579	7,472	6,962	10,192	8,126	△ 2,066	△ 20.3

料金収入の推移

（単位：億円、%）

事業＼年度	H30	R1	R2	R3 (A)	R4 (B)	対前年度比較 増減額 (B)－(A)	対前年度比較 増減率 ((B)－(A)) / (A)
水道（含簡水）	27,125	26,983	26,037	26,598	26,097	△ 501	△ 1.9
工業用水道	1,255	1,263	1,249	1,248	1,226	△ 22	△ 1.7
交通	5,479	5,434	3,858	4,180	4,705	525	12.6
電気	918	910	939	927	951	25	2.7
ガス	763	634	536	593	684	90	15.2
病院	40,757	41,773	39,605	41,234	42,999	1,765	4.3
うち公営企業型地方独立行政法人	8,563	9,210	8,754	9,733	11,274	1,541	15.8
下水道	15,537	15,367	15,115	15,226	15,128	△ 99	△ 0.6
その他	4,552	4,757	3,886	4,313	4,286	△ 28	△ 0.6
合計	96,385	97,121	91,224	94,320	96,076	1,756	1.9

12

令和4年度地方公営企業等決算の概要 (3)

（1）事業数

事業数は、令和４年度末現在8,055事業で、水道事業及び下水道事業における事業統合等により、前年度末に比べ53事業、0.7%減少している。

事業別にみると、下水道事業（全体の44.7%）が最も多く、次いで水道事業（同22.1%）、病院事業（同8.4%）となっている。

事業別割合

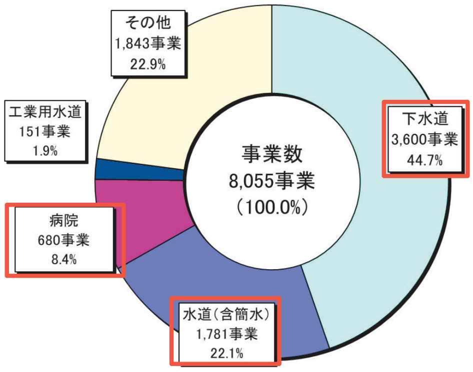

※病院事業には公営企業型地方独立行政法人を含む。

事業別推移（H30～R4）

（単位：事業、%）

事業＼年度	H30 (A)	R1	R2	R3 (B)	R4 (C)	対前年度比較 増減数 (C)－(B)	対前年度比較 増減率 ((C)－(B)) / (B)	（参考）対平成30年度比較 増減数 (C)－(A)	（参考）対平成30年度比較 増減率 ((C)－(A)) / (A)
水道（含簡水）	1,882	1,856	1,794	1,787	1,781	△ 6	△ 0.3	△ 101	△ 5.4
工業用水道	156	155	154	151	151	0	0.0	△ 5	△ 3.2
交通	86	85	85	85	86	1	1.2	0	0.0
電気	100	98	99	97	99	2	2.1	△ 1	△ 1.0
ガス	26	25	22	21	21	0	0.0	△ 5	△ 19.2
病院	683	683	683	681	680	△ 1	△ 0.1	△ 3	△ 0.4
うち公営企業型地方独立行政法人	56	60	61	63	66	3	4.8	10	17.9
下水道	3,628	3,617	3,606	3,605	3,600	△ 5	△ 0.1	△ 28	△ 0.8
その他	1,803	1,763	1,722	1,681	1,637	△ 44	△ 2.6	△ 166	△ 9.2
合計	8,364	8,282	8,165	8,108	8,055	△ 53	△ 0.7	△ 309	△ 3.7

（注）各年度の事業数は、年度末の数値であり、建設中の事業を含む。

13

令和4年度地方公営企業等決算の概要(4)

(2)決算規模

決算規模は、18兆4,367億円で、物価高騰による営業費用の増加等により、前年度に比べ4,600億円、2.6%増加している。

事業別にみると、病院事業(全体の34.2%)が最も大きく、次いで下水道事業(同29.5%)、水道事業(同23.0%)となっている。

事業別割合

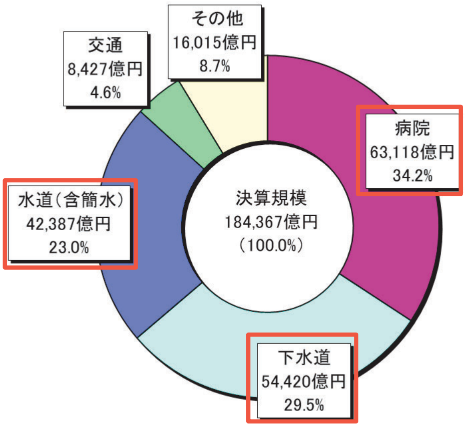

事業別推移(H30〜R4)

(単位:億円、%)

事業＼年度	H30 (A)	R1	R2	R3 (B)	R4 (C)	対前年度比較 増減額 (C)-(B)	対前年度比較 増減率 ((C)-(B))/(B)	(参考)対平成30年度比較 増減額 (C)-(A)	(参考)対平成30年度比較 増減率 ((C)-(A))/(A)
水道(含簡水)	39,335	39,528	40,268	40,215	42,387	2,171	5.4	3,052	7.8
工業用水道	1,746	1,886	1,869	1,904	2,174	270	14.2	428	24.5
交通	12,713	9,197	8,956	8,694	8,427	△ 267	△ 3.1	△ 4,286	△ 33.7
電気	1,266	1,312	1,344	1,223	1,416	193	15.8	150	11.8
ガス	1,005	833	852	746	1,113	367	49.2	108	10.7
病院	58,108	58,450	59,712	60,958	63,118	2,160	3.5	5,010	8.6
うち公営企業型地方独立行政法人	11,550	12,141	12,638	13,801	16,609	2,808	20.3	5,059	43.8
下水道	53,958	54,345	55,517	54,993	54,420	△ 573	△ 1.0	462	0.9
その他	13,215	12,469	12,232	11,033	11,312	278	2.5	△ 1,903	△ 14.4
合計	181,346	178,020	180,750	179,766	184,367	4,600	2.6	3,021	1.7

(注)決算規模の算出は次のとおりとした。
・法適用企業:総費用(税込み)−減価償却費+資本的支出
・法非適用企業:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

令和4年度地方公営企業等決算の概要(5)

(3)経営状況

全体の総収支は、8,126億円の黒字で、物価高騰による営業費用の増加等により、前年度に比べ2,066億円、20.3%減少①しているが、前年度に引き続き黒字となっている。

また、黒字事業は、6,973事業で全体の87.2%②を占めており、割合は前年度に比べ1.1ポイント減少している。

黒字・赤字事業数の推移

(単位:事業、億円)

区分＼年度	法適用企業 R3 (A)	法適用企業 R4 (B)	法適用企業 増減 (B)−(A)	法非適用企業 R3 (C)	法非適用企業 R4 (D)	法非適用企業 増減 (D)−(C)	合計 R3 (E)	合計 R4 (F)	合計 増減額 (F)−(E)	合計 増減率 ((F)−(E))/(E)
黒字事業数	3,805 (81.4%)	3,799 (80.0%)	△ 6	3,300 (97.9%)	3,174 (97.9%)	△ 126	7,105 (88.3%)	② 6,973 (87.2%)	△ 132	△ 1.9
黒字額	10,760	8,679	△ 2,080	842	855	13	11,602	9,534	△ 2,068	△ 17.8
赤字事業数	872 (18.6%)	951 (20.0%)	79	72 (2.1%)	68 (2.1%)	△ 4	944 (11.7%)	1,019 (12.8%)	75	7.9
赤字額	1,288	1,302	14	121	106	△ 15	1,410	1,408	△ 2	△ 0.1
総事業数	4,677	4,750	73	3,372	3,242	△ 130	8,049	① 7,992	△ 57	△ 0.7
収支	9,471	7,377	△ 2,094	721	749	28	10,192	8,126	△ 2,066	△ 20.3

(注)・事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。
・黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。
・( )は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

令和4年度地方公営企業等決算の概要(6)

(4)建設投資額

建設投資額は、４兆1,304億円で、水道事業における更新費・修繕費の増加等により、前年度に比べ1,011億円、2.5%の増加となっている。
事業別にみると、下水道事業（全体の40.9%）が最も多く、次いで水道事業（同34.2%）、病院事業（同10.5%）となっている。

事業別割合

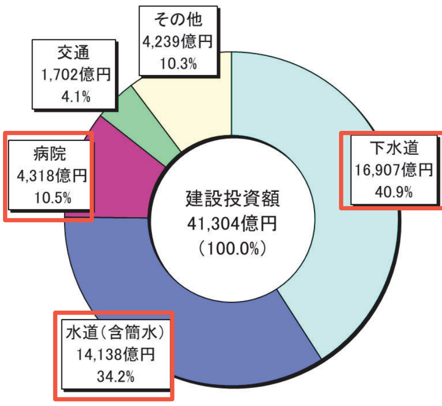

事業別推移(H30～R4)

(単位：億円、%)

事業＼年度	H30 (A)	R1	R2	R3 (B)	R4 (C)	対前年度比較 増減額 (C)－(B)	対前年度比較 増減率 ((C)－(B))／(B)	(参考)対平成30年度比較 増減額 (C)－(A)	(参考)対平成30年度比較 増減率 ((C)－(A))／(A)
水道（含簡水）	12,290	12,484	13,033	13,132	14,138	1,007	7.7	1,849	15.0
工業用水道	511	650	632	618	665	47	7.6	154	30.1
交通	1,261	1,556	1,749	1,800	1,702	△ 98	△ 5.4	440	34.9
電気	251	359	450	332	401	69	20.6	150	59.7
ガス	102	111	98	90	70	△ 20	△ 21.9	△ 32	△ 31.1
病院	4,419	3,917	4,187	4,095	4,318	222	5.4	△ 102	△ 2.3
うち公営企業型地方独立行政法人	722	569	857	897	1,239	342	38.1	517	71.7
下水道	15,656	16,220	17,278	17,354	16,907	△ 447	△ 2.6	1,251	8.0
その他	2,828	2,899	3,005	2,871	3,102	231	8.1	275	9.7
合計	37,318	38,196	40,431	40,293	41,304	1,011	2.5	3,986	10.7

(注)建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

16

令和4年度地方公営企業等決算の概要(7)

(5)企業債発行額

企業債発行額は、２兆3,124億円で、前年度に比べ67億円、0.3%の微減となっている。
事業別にみると、下水道事業（全体の48.6%）が最も多く、次いで水道事業（同20.4%）、病院事業（同14.2%）となっている。

事業別割合

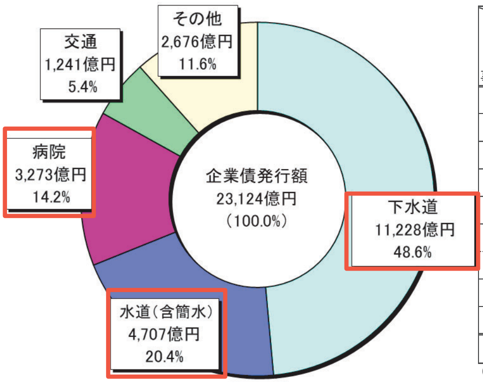

事業別推移(H30～R4)

(単位：億円、%)

事業＼年度	H30 (A)	R1	R2	R3 (B)	R4 (C)	対前年度比較 増減額 (C)－(B)	対前年度比較 増減率 ((C)－(B))／(B)	(参考)対平成30年度比較 増減額 (C)－(A)	(参考)対平成30年度比較 増減率 ((C)－(A))／(A)
水道（含簡水）	3,710	3,853	4,172	4,345	4,707	362	8.3	997	26.9
工業用水道	175	218	251	220	237	17	7.7	62	35.4
交通	1,074	1,325	1,660	1,491	1,241	△ 250	△ 16.8	167	15.5
電気	90	165	154	124	153	29	23.0	63	70.3
ガス	25	21	16	16	17	1	7.8	△ 8	△ 33.3
病院	3,478	3,080	2,930	2,913	3,273	360	12.4	△ 205	△ 5.9
うち公営企業型地方独立行政法人	596	420	667	615	930	315	51.2	334	56.0
下水道	11,377	11,543	11,624	11,834	11,228	△ 606	△ 5.1	△ 149	△ 1.3
その他	2,486	2,558	2,195	2,247	2,268	21	0.9	△ 218	△ 8.8
合計	22,415	22,764	23,003	23,191	23,124	△ 67	△ 0.3	709	3.2

(注) 企業債発行額には、前年度同意等債で当年度収入分及び借換債を含み、当年度同意等債で未収入分は含まない。

17

令和4年度地方公営企業等決算の概要(8)

(6)企業債現在高

企業債現在高は、36兆3,841億円で、前年度に比べ１兆983億円、2.9%減少している。
事業別にみると、下水道事業（全体の57.1%）が最も多く、次いで水道事業（同19.4%）、病院事業（同9.9%）となっている。

事業別割合

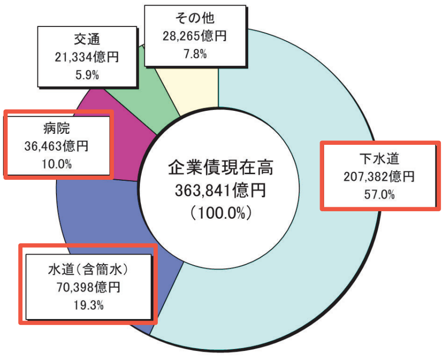

事業別推移(H30～R4)

（単位：億円、%）

事業＼年度	H30 (A)	R1	R2	R3 (B)	R4 (C)	対前年度比較 増減額 (C)－(B)	対前年度比較 増減率 ((C)－(B))／(B)	（参考）対平成30年度比較 増減額 (C)－(A)	（参考）対平成30年度比較 増減率 ((C)－(A))／(A)
水道（含簡水）	76,938	74,908	73,221	71,575	70,398	△ 1,177	△ 1.6	△ 6,540	△ 8.5
工業用水道	3,087	3,016	2,976	2,923	2,911	△ 12	△ 0.4	△ 176	△ 5.7
交通	23,795	22,663	22,217	21,841	21,334	△ 507	△ 2.3	△ 2,461	△ 10.3
電気	868	900	963	997	1,053	56	5.6	185	21.3
ガス	663	603	501	451	351	△ 100	△ 22.2	△ 312	△ 47.1
病院	39,673	39,077	38,270	37,075	36,463	△ 612	△ 1.7	△ 3,210	△ 8.1
うち公営企業型地方独立行政法人	4,330	4,364	4,679	4,931	5,337	406	8.2	1,007	23.3
下水道	238,157	230,144	222,413	214,963	207,382	△ 7,581	△ 3.5	△ 30,775	△ 12.9
その他	29,477	28,392	26,204	25,000	23,950	△ 1,050	△ 4.2	△ 5,527	△ 18.8
合計	412,657	399,705	386,767	374,824	363,841	△ 10,983	△ 2.9	△ 48,817	△ 11.8

（注）公営企業型地方独立行政法人においては、地方債（転貸債）償還債務残高を計上。

令和4年度地方公営企業等決算の概要(9)

(7)他会計繰入金

他会計繰入金は、２兆9,258億円で、下水道事業における企業債元利償還金に対する繰入金の増加等により、前年度に比べ862億円、3.0%増加している。
事業別にみると、下水道事業（全体の56.6%）が最も多く、次いで病院事業（同29.9%）、水道事業（同7.5%）となっている。

事業別割合

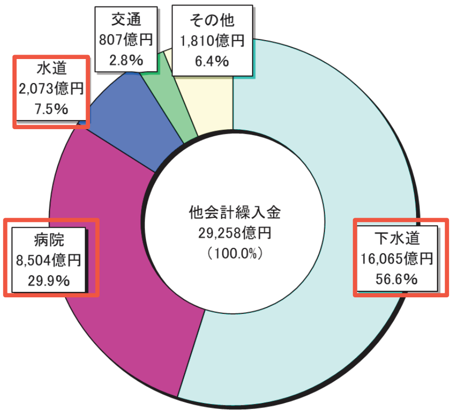

事業別推移(R3～R4)

（単位：億円、%）

事業＼区分・年度	収益的収入への繰入金 R3 (A)	収益的収入への繰入金 R4 (B)	収益的収入への繰入金 増減額 (B)－(A)	資本的収入への繰入金 R3 (C)	資本的収入への繰入金 R4 (D)	資本的収入への繰入金 増減額 (D)－(C)	合計 R3 (E)	合計 R4 (F)	合計 増減額 (F)－(E)	合計 増減率 ((F)－(E))／(E)
水道（含簡水）	708	819	112	1,184	1,253	69	1,892	2,073	181	9.5
工業用水道	25	25	△ 1	79	81	3	104	106	2	1.8
交通	360	327	△ 32	489	480	△ 9	848	807	△ 41	△ 4.8
電気	1	1	0	0	0	0	1	1	0	△ 14.4
ガス	2	2	△ 1	0	1	1	3	2	0	△ 3.6
病院	6,384	6,538	154	2,026	1,966	△ 60	8,411	8,504	94	1.1
うち公営企業型地方独立行政法人	1,302	1,726	424	139	160	22	1,441	1,886	445	30.9
下水道	11,865	11,959	94	3,886	4,105	219	15,751	16,065	314	2.0
その他	587	617	30	800	1,083	283	1,387	1,700	313	22.6
合計	19,932	20,288	356	8,465	8,970	505	28,397	29,258	862	3.0

（注）・収益的収入への繰入金には、特別利益のうち他会計繰入金を含んでいる。
・資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。
・公営企業型地方独立行政法人においては、運営費負担金等を計上。

令和4年度地方公営企業等決算の概要（10）

（8）累積欠損金

累積欠損金を抱える法適用企業は、1,232事業で、その金額は、３兆6,929億円となっている。病院事業における純利益の計上等により、前年度に比べ1,374億円、3.6%減少している。
事業別にみると、病院事業が最も多く、次いで交通事業、下水道事業となっている。

事業数内訳

		令和４年度	令和３年度	増減
水道		151	148	3
工水		17	16	1
交通		31	32	△ 1
	路面電車	3	3	0
	自動車運送	15	17	△ 2
	都市高速鉄道	8	8	0
	懸垂電車	1	1	0
	船舶	4	3	1
電気		5	4	1
ガス		7	6	1
病院合算		413	429	△ 16
	地公企病院	389	409	△ 20
	地独法	24	20	4
下水道		509	510	△ 1
その他合算		99	98	1
	港湾	1	1	0
	市場	6	6	0
	と畜場	0	0	0
	観光	19	19	0
	宅造	18	18	0
	有料道路	0	0	0
	駐車場	1	2	△ 1
	その他	29	28	1
	介護	25	24	1
合計		1,232	1,243	△ 11

事業別推移（H30～R4）

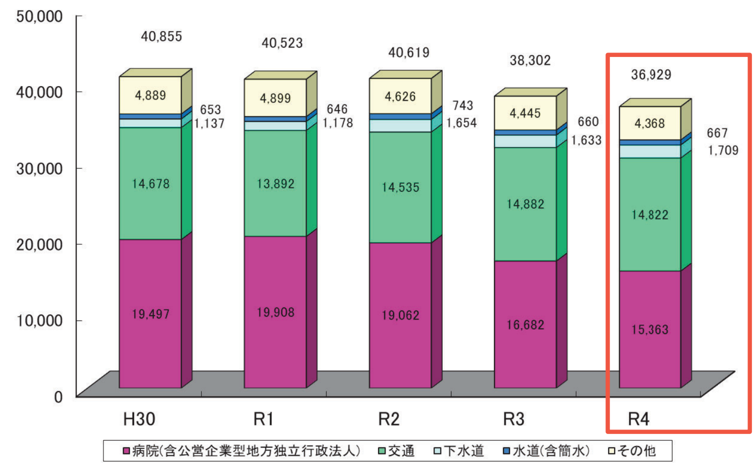

地方公営企業等の事業数の推移

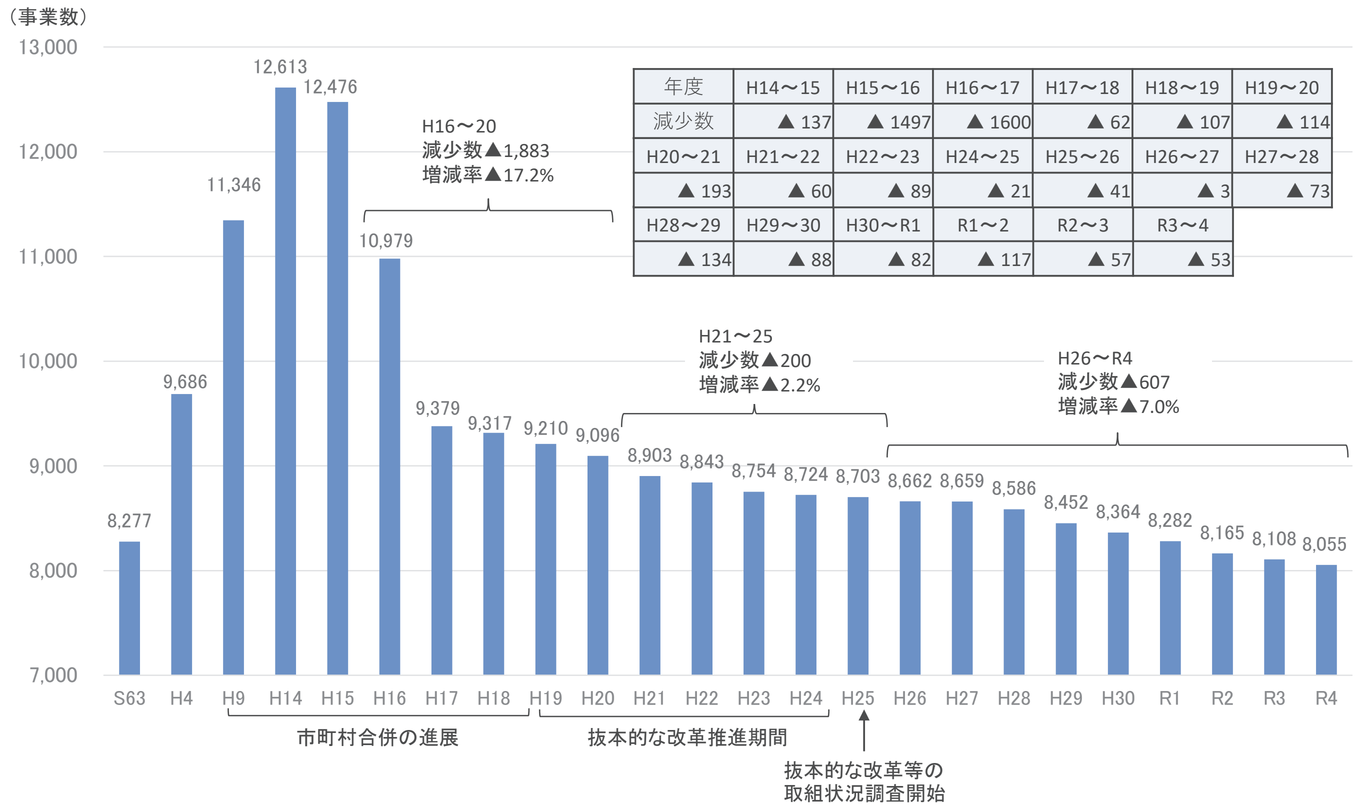

年度	H14～15	H15～16	H16～17	H17～18	H18～19	H19～20
減少数	▲ 137	▲ 1497	▲ 1600	▲ 62	▲ 107	▲ 114
H20～21	H21～22	H22～23	H24～25	H25～26	H26～27	H27～28
▲ 193	▲ 60	▲ 89	▲ 21	▲ 41	▲ 3	▲ 73
H28～29	H29～30	H30～R1	R1～2	R2～3	R3～4	
▲ 134	▲ 88	▲ 82	▲ 117	▲ 57	▲ 53	

※平成26年度から公営企業型地方独立行政法人を含む。

地方公営企業等の現状～コロナ禍の影響～（1）

○ 平成27年１月の総務大臣通知より、公営企業会計の適用拡大に向けた取組を推進したため、令和4年度の法適用事業は令和元年度と比較して、978事業（＋25.9%）増加した。

○ 令和4年度の総収益は約14.3兆円で令和元年度と比較して10.8%増加した。営業収益は令和元年度と比較して横ばいである一方、営業外収益が37.3%増加しているため、本業での収益力を表す営業収益の回復が課題となっている。

年度ごとに業績比較

＜業績推移＞ 単位：億円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象事業数	3,482	3,782	4,662	4,683	4,760
総収益	128,947	128,762	137,405	140,984	142,728
営業収益	101,599	104,018	103,114	106,714	108,977
料金収入	88,866	91,455	88,140	91,067	92,797
その他	12,734	12,563	14,973	15,647	16,181
営業外収益	21,456	23,494	32,656	32,839	32,250
繰入金	8,341	8,920	10,959	10,330	10,279
補助金	252	258	4,146	4,938	4,457
その他	12,863	14,316	17,551	17,571	17,515
特別利益	5,892	1,250	1,635	1,431	1,501
総費用	117,795	122,704	131,030	131,512	135,351
営業費用	108,807	113,912	121,303	122,566	126,724
減価償却費	31,946	34,322	39,387	39,355	39,456
その他	76,862	79,590	81,916	83,211	87,267
営業外費用	7,760	7,729	8,106	7,568	7,286
支払利息	5,402	5,165	5,259	4,683	4,190
その他	2,358	2,564	2,847	2,885	3,096
特別損失	1,227	1,063	1,621	1,378	1,342
純損益	11,152	6,058	6,375	9,471	7,377
経常収支比率	105.6	104.8	104.9	107.2	105.4
経常収益	123,055	127,512	135,770	139,552	141,228
経常費用	116,568	121,641	129,409	130,134	134,009
営業収支比率	93.4	91.3	85.0	87.1	86.0

※病院事業：公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。

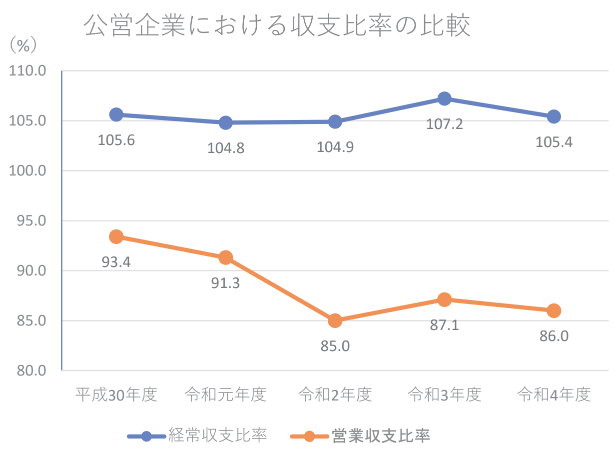

22

地方公営企業等の現状～コロナ禍の影響～（2）

○ 新型コロナウイルス感染症の流行による経営への影響は事業ごとに大きく異なる。

○ 交通事業は、令和元年度と比較して、料金収入が724億円（△13.4%）減少しており、コロナ前の水準まで回復していない。病院事業は、令和元年度と比較して、補助金収入が3,627億円（＋1,879.3%）増加し、純損益が黒字となった。

事業ごとに業績比較

単位：億円

	令和元年度の事業別状況					令和4年度の事業別状況				
	水道	交通	電気	病院	その他	水道	交通	電気	病院	その他
対象事業数	1,374	46	28	683	1,651	1,430	47	31	680	2,572
総収益	32,093	6,587	930	52,070	37,082	32,008	5,923	1,094	58,851	44,853
営業収益	28,068	5,801	885	45,526	23,737	27,407	5,061	919	48,737	26,853
料金収入	26,693	5,391	856	41,773	16,743	25,922	4,667	892	42,999	18,316
その他	1,375	411	29	3,754	6,994	1,485	394	27	5,737	8,537
営業外収益	3,857	776	39	6,187	12,636	4,368	834	31	9,703	17,314
繰入金	504	330	2	3,978	4,106	605	304	1	3,825	5,545
補助金	32	6	0	193	26	438	67	0	3,820	133
その他	3,321	440	37	2,015	8,503	3,326	464	30	2,058	11,636
特別利益	168	10	6	357	709	232	28	144	411	686
総費用	28,752	5,949	773	53,054	34,177	29,423	5,857	886	56,854	42,331
営業費用	27,053	5,531	684	50,056	30,587	28,166	5,542	723	53,601	38,692
減価償却費	10,710	1,645	198	3,988	17,781	10,949	1,662	209	4,044	22,592
その他	16,344	3,886	486	46,068	12,806	17,217	3,880	514	49,557	16,100
営業外費用	1,427	390	26	2,637	3,250	1,126	310	21	2,907	2,923
支払利息	1,278	341	11	572	2,964	942	225	6	428	2,588
その他	149	49	15	2,065	286	183	85	15	2,479	334
特別損失	272	27	63	361	341	131	5	143	346	717
純損益	3,342	638	157	△984	2,905	2,585	66	208	1,996	2,522

※病院事業：公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。

23

3．地方公営企業の課題と改革への取組状況

24

公営企業における課題と対策

○ 現時点においては、公営企業の多くが黒字事業※であるが、今後、①人口減少に伴う料金収入の減少、②更新費の増大、③人材不足により、経営環境が厳しくなる見込み。

※令和4年度決算では、黒字事業は全体の87.2％

○ 現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念される。

○ 今後も、⑴経営戦略の策定・改定、⑵見える化（公営企業会計の適用）、⑶抜本的な改革等に取り組み、将来にわたり持続可能な経営を確保することが重要である。

課題

① 人口減少に伴う料金収入の減少

○ 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ

② 更新費の増大

○ 施設の老朽化に伴う更新需要が増大

③ 人材不足（技術職員、医師・看護師等）

○ 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要

対策

⑴ 経営戦略の策定・改定

○ 中長期の人口減少の推計等を踏まえ、ストックマネジメントや将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定

○ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上

○ 各公営企業において令和7年度までに見直しを行う

⑵ 見える化（公営企業会計の適用）

○ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進

○ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

⑶ 抜本的な改革等

○ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

○ 具体的な検討の方向としては、事業廃止、民営化、地独法化、広域化等、民間活用、DX・GXなどが考えられる

※ 各公営企業における上記⑴～⑶の取組を推進するため、経営・財務マネジメント強化事業による支援を実施（R3～）

25

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

- 水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少
- 水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ
- 専門人材の確保が困難に

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

着実な更新のための投資額の増大

＋

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

（管路等については更新需要の平準化と着実な更新、浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化）

- 水道・下水道事業の経営環境は更に厳しさを増していくことが予想される。
- 特に、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等、更なる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- □ 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- □ 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- □ 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

26

「経営戦略」の基礎

次の内容を「投資・財政計画」に的確に反映することが持続可能なサービスの提供に不可欠

① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映

② 賃金上昇や物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向の的確な反映

③ 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における更新費用の的確な反映

④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

収益的収支　（単位：千円、税抜）

款	項	目	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
	営業収益		4,952,486	4,931,660	4,895,800	4,848,489	4,812,889	4,778,363	4,755,277	4,710,979	4,675,130	4,638,860
		給水収益	4,621,000	4,585,000	4,548,877	4,501,244	4,465,264	4,430,299	4,406,717	4,361,864	4,325,405	4,288,468
		加入金	93,830	94,410	92,522	90,672	88,858	87,081	85,339	83,633	81,960	80,321
		下水道受託収益	203,679	215,092	217,243	219,415	221,609	223,825	226,063	228,324	230,607	232,913
		その他の営業収益	33,977	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158
		受取利息及び配当金	298	1,827	1,600	1,382	1,134	930	692	515	369	210
		他会計補助金	14,484	12,585	10,652	9,022	7,788	6,873	6,296	6,025	5,904	5,895
		長期前受金戻入益	498,019	486,434	482,539	479,296	477,432	477,568	477,515	474,021	459,754	437,580
		雑収益	29,063	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	特別収益		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
		固定資産売却益	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
事業費用			5,392,062	5,247,514	5,247,635	5,207,270	5,139,601	5,586,693	5,832,444	5,392,563	5,511,198	5,517,821
	営業費用		5,159,590	5,037,861	5,054,883	5,027,875	4,970,363	5,425,328	5,676,525	5,239,059	5,357,433	5,362,910
		原水及び浄水費	1,033,660	974,102	1,097,772	973,642	977,426	990,385	892,749	856,973	859,933	862,846
		配水費	632,881	696,710	686,095	721,377	691,427	694,251	697,289	699,942	702,805	705,651
		給水費	301,061	330,185	331,863	333,561	335,261	336,980	338,701	340,444	342,211	343,978
		業務費	325,880	312,570	313,350	314,135	314,924	315,720	316,515	317,319	318,133	318,945
		総係費	356,518	330,053	242,652	291,603	222,550	241,993	389,653	265,206	265,562	307,521
		減価償却費	2,342,751	2,276,420	2,266,457	2,265,224	2,310,264	2,364,408	2,477,235	2,600,961	2,710,575	2,666,074
		資産減耗費	166,839	117,821	116,694	128,333	118,511	481,591	564,383	158,214	158,214	157,895
		支払利息及び企業債取扱諸費	226,844	202,546	185,644	172,340	162,137	154,270	148,543	146,176	146,507	147,706
		雑支出	4,569	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	特別損失		1,059	507	508	455	501	495	776	728	658	605

資本的収支　（単位：千円、税込）

款	項	目	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
資本的収入			1,852,254	1,773,995	1,875,586	2,060,085	1,882,988	1,900,031	2,224,227	2,168,070	2,160,863	2,128,861
	企業債		1,600,000	1,554,600	1,661,400	1,856,700	1,688,400	1,717,400	2,055,500	2,006,500	2,006,400	2,000,600
	国庫補助金		29,000	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	
	出資金		68,076	66,663	61,432	50,664	41,856	29,910	15,940	8,783	1,687	1,696
	[illegible]担金		155,156	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499
	固定資[illegible]金		22	33	55	22	33	22	88	88	77	66
	建設改良費		3,236,179	3,542,377	3,533,762	3,869,488	3,536,416	3,615,272	3,643,657	3,581,088	3,581,423	3,571,412
		事務費	118,372	117,863	117,968	118,074	118,179	118,286	118,390	118,496	118,601	118,707
		資産購入費	24,997	24,826	24,999	25,174	25,349	25,526	25,704	25,884	26,066	26,248
		原浄水施設費	758,468	1,145,992	495,385	492,413	250,470	519,310	625,039	294,652	339,721	712,630
		給配水施設費	2,334,190	2,232,696	2,874,410	3,212,827	3,121,418	2,931,150	2,853,524	3,121,056	3,076,035	2,692,827
		業務施設費	152	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	国庫補助金返還金		2,364									
資本的収支不足額			▲2,830,124	▲3,251,023	▲3,164,692	▲3,315,753	▲3,181,564	▲3,251,168	▲2,943,078	▲2,925,239	▲2,935,279	▲2,946,511

※「長岡市水道事業経営戦略」（計画期間：令和3年度～令和12年度）より抜粋

27

「経営戦略」の策定事例（1）

※「長岡市水道事業経営戦略〔リーフレット版〕」より抜粋

経営戦略（上水道）

戦略

- 与板・寺泊浄水場の妙見浄水場への統合の実施
- 老朽設備の優先的な更新と長寿命化に努めた目標耐用年数での更新

アセットマネジメント（投資計画）

法定耐用年数で更新した場合に必要となる更新費用
76億円/年（3,776億円/50年）

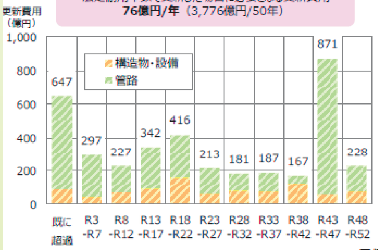

目標耐用年数の採用による更新サイクルの延長等

目標耐用年数で更新した場合などに必要となる更新費用
34億円/年（1,675億円/50年）

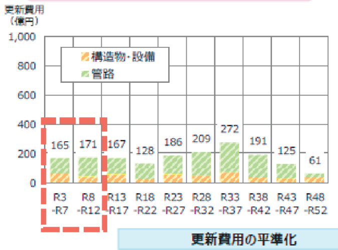

更新費用の平準化

与板・寺泊浄水場の妙見浄水場への統合事業の概要

【統合事業の効果】
1. 更新事業費を40億円程度削減
2. 1年あたり1.3億円の維持管理コストを削減
3. 水量・水質面の安定化が図れる

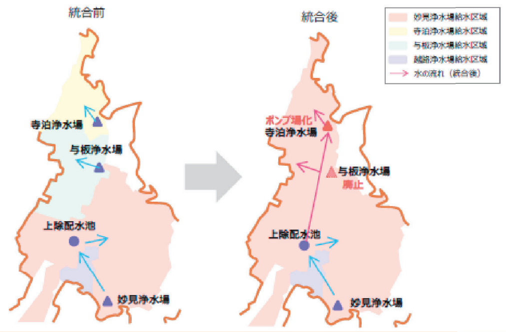

更新費用削減の取組み
- ○ 目標耐用年数の採用による更新サイクルの延長
- ○ 与板・寺泊浄水場の妙見浄水場への統合
- ○ 更新計画対象管路の選択

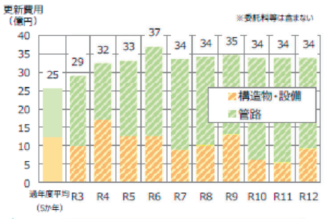

1年あたりの更新費用は34億円程度となる

＜削減効果＞

アセットマネジメントを実施することにより42億円/年の更新費用を削減

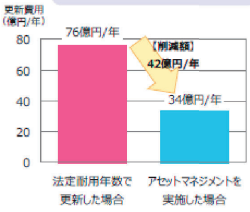

「経営戦略」の策定事例（2）

※「長岡市水道事業経営戦略〔リーフレット版〕」より抜粋

財政計画

- 収益的収支は、料金収入の減少に加え、与板・寺泊統合事業に伴う除却費の計上や、更新費用の増加に伴う減価償却費の増加により、令和8年度から純損失が生じる見込み
- 資本的収支は、更新事業費の増加に伴い内部留保資金の使用額が増加するため、令和9年度には資金残高はマイナスとなる見込み

今後の取組方針

- 業務の効率化や資産のスリム化など経費の節減に努めたうえで、資金不足が生じないよう適切な時期に料金改定を行います。
- 内部留保資金の活用と企業債の借入れで資金を確保し、企業債残高に留意し、過度な借入れとならないよう努めます。

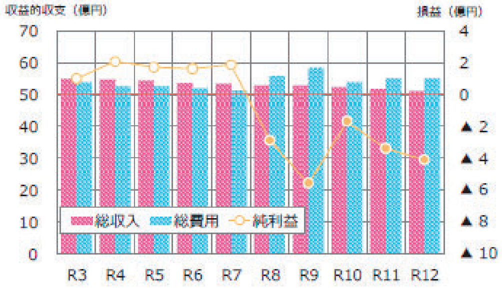

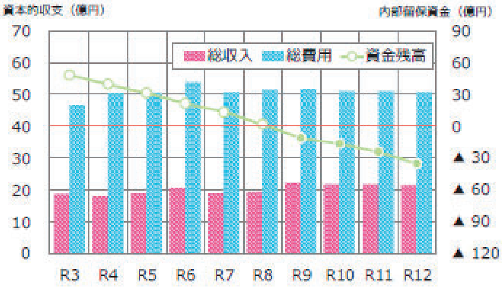

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
（平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知）

・複数の経営指標を組み合わせた分析
・経年比較や他の地方公共団体等との比較

・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

・抜本的な改革（廃止、民営化・民間譲渡、広域化）の検討
・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

①<u>経営の健全性</u>…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等

②<u>経営の効率性</u>…料金回収率、給水原価、乗車効率等

③<u>老朽化の状況</u>…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

・ 各公営企業の基本データ（普及率、給水人口等）
・ 経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の<u>経年変化・類似団体比較</u>を示したグラフ・表
・ 各公営企業による<u>分析コメント</u>
・ 毎年度２月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移

2016　2018　2020

集中改革期間

水道・下水道事業を公表
（2016.2～）

バス・電気事業を公表
（2017.9～）

観光施設（休養宿泊施設）、駐車場整備事業を公表
（2018.4～）

病院事業を公表
（2018.11～）

工業用水事業を公表
（2020.3～）

公表分野を拡大

公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進

誰もが比較検討しやすいイメージで公表

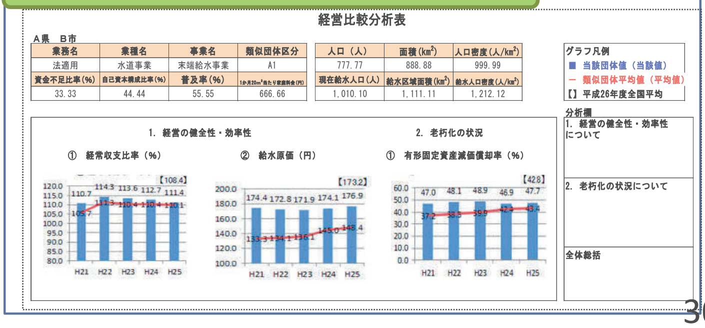

30

「経営比較分析表」の作成事例

経営比較分析表（令和3年度決算）

新潟県　長岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m³当たり家庭料金(円)	
-	66.00	93.31	3,003	

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
263,728	891.06	295.97
現在給水人口(人)	給水区域面積(km²)	給水人口密度(人/km²)
244,842	519.45	471.35

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
― 類似団体平均値（平均値）
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

2. 老朽化の状況

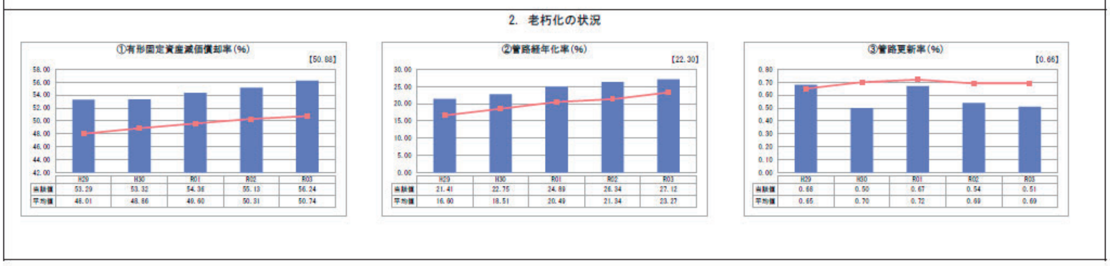

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、経常費用が減少したため2.57%増加し、全国平均とほぼ同率であるが、類似団体平均値を下回っている。
③流動比率は、短期債務に対して十分な支払能力を有し、一般的に望ましいとされる200%を超えており、全国平均値は上回っているが類似団体平均値を下回っている。
④企業債残高対給水収益比率は、平成29年度から企業債発行額を抑制し低下させてきたが、給水収益の減少により類似団体平均値や全国平均を上回っている。
⑤料金回収率は100%超を維持し、給水原価の減少により4.1%増加したが、類似団体平均値を下回っている。
⑥給水原価は、経常費用の減少により6.19円下がり、類似団体平均値や全国平均を下回っている。
⑦施設利用率は、給水人口の減少に伴う配水量の減少により、類似団体平均値、全国平均を下回っている。現在、配水運用の効率化を図るため、浄水場の統廃合事業を実施している。
⑧有収率は、老朽管の更新や漏水調査を計画的に行っているが、市域が広く全国トップクラスの管路延長を有しているため、発見し難い少量の漏水の累積により、類似団体平均、全国平均を下回っている。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、設備や管路の更新を計画的に行っているが、浄水場やポンプ場等が多く、管路延長が非常に長いことから、類似団体平均値、全国平均を上回っている。限られた投資財源を施設の効率化を図る浄水場の統廃合事業での施設、管路の新規事業に優先し、老朽施設の更新量を制限しているため、高い値となっている。
②管路経年化率は、管路延長が長く更新需要に更新が追い付かず年々増加しており、管路延長の27%が法定耐用年数を超え、類似団体平均値や全国平均を上回っている。
③管路更新率は、類似団体平均値や全国平均に比べ低い値となっているが、限られた財源の中、令和３年度からの経営戦略で優先事業とした浄水場の統廃合が完了するまでは、管路更新を制限せざるを得ない状況にある。

全体総括

少子高齢化や人口減により給水収益が減少している中、管路等の耐震化や施設の更新を進めていくために必要な財源の確保が困難になりつつあり、経営状況は一層厳しさを増していくと見込んでいる。
このような状況を踏まえ、事務事業の見直しや新技術による効率的な漏水調査により有収率の向上を図るなど一層の経費削減に努めるほか、施設のダウンサイジングや適切な施設の維持管理による長寿命化などにより更新事業費を抑制するとともに、水道料金の適正な水準の検討を行い、健全な事業経営に取り組んでいく。

31

公営企業における更なる経営改革の取組の概要

①　公営企業の経営戦略の策定・改定

公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、令和2年度までの策定及び令和7年度までの改定を要請

→ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上

＜経営戦略のイメージ＞

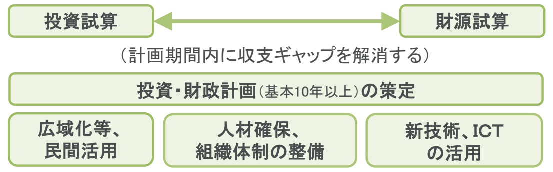

②　公営企業の抜本的な改革の取組

公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

→ 公営で行う必要性が低い事業においては、事業廃止及び民営化・民間譲渡により、地方財政の健全化に寄与

→ 公営で行う必要性が高い事業においては、広域化等や包括的民間委託及びPPP／PFI等により、持続可能な経営を確保

＜抜本的な改革の検討プロセスと方向性＞

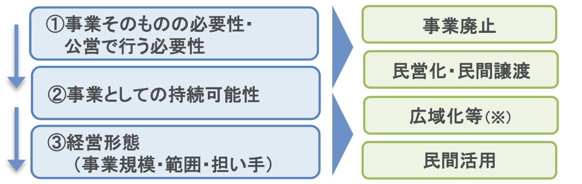

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

③　公営企業会計適用の取組

発生主義・複式簿記を採用することで、経営・資産の状況の「見える化」を推進

→ 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能

→ 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与

＜公営企業会計の適用と期待される効果＞

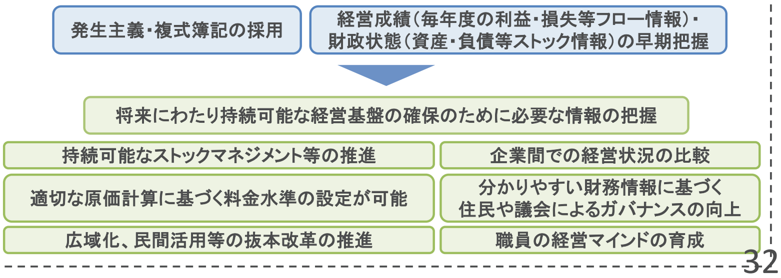

32

公営企業における更なる経営改革の取組状況の概要

○　公営企業における経営改革の取組状況について、令和5年度の調査結果の概要は以下のとおり。

①　公営企業の経営戦略の策定・改定状況（R5.3.31時点）

○経営戦略の策定状況　R2年度までの策定を要請してきたところ、「策定済」の事業の割合は96.8％（前年度比＋1.3ポイント）となっている。未策定の事業については、引き続き策定を促進していく。

○経営戦略の改定状況　R7年度までの改定を要請しているところ、改定の取組や検討が進んだため、「改定済」又は「R7年度までに改定予定」の事業の割合が85.1％（前年度比＋8.1ポイント）となり、着実な進捗が見られる。

策定済	未策定
6,325事業（96.8％）	207事業（3.2％）
［R4調査］6,258事業（95.5％）	295事業（4.5％）

改定済	R7年度までに改定予定	R8年度以降に改定予定	未定
1,639事業（25.9％）	3,742事業（59.2％）	531事業（8.4％）	413事業（6.5％）
1,170事業（18.7％）	3,646事業（58.3％）	546事業（8.7％）	896事業（14.3％）

②　公営企業の抜本的な改革の取組状況（R4年度実績）

○事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件などの取組が実施されている。

○R4年度においても、事業の特性に応じた取組が着実に進められている。

事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人	広域化等	指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI	計
103件	14件	3件	83件	4件	46件	17件	270件

（参考）これまでの取組数

R1	R2	R3
277件	351件	261件

③　公営企業会計適用の取組状況（R5.4.1時点）

※表は、公営企業会計の適用について、「適用済」又は「適用に取組中」と回答した事業を集計したもの

○人口3万人以上の団体における簡易水道・下水道（公共・流域）事業について、R1年度までに公営企業会計を適用することを要請してきたところ、全事業が「適用済」となっている。

○人口3万人未満の団体における簡易水道・下水道事業及び人口3万人以上の団体におけるその他下水道事業について、R5年度までに公営企業会計を適用することを要請しているところ、「適用済」又は「適用に取組中」の事業の割合がそれぞれ97.9％（前年度比＋3.9ポイント）、99.1％（同＋1.4ポイント）、96.9％（同＋3.9ポイント）となり、着実な進捗が見られる。

R1年度までに適用することを要請してきた事業		R5年度までに適用することを要請している事業		
人口3万人以上		人口3万人未満		人口3万人以上
簡易水道	下水道（公共・流域）	簡易水道	下水道	その他下水道
117事業（100％）	1,155事業（100％）	418事業（97.9％）	1,600事業（99.1％）	711事業（96.9％）
［R4調査］121事業（100％）	1,155事業（100％）	405事業（94.0％）	1,582事業（97.7％）	688事業（93.0％）

33

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和５年３月31日時点）

経営戦略の策定状況

○ **令和２年度までの策定を要請**（平成28年１月）

○ 6,532事業(※)のうち、**策定済の事業は6,325事業（96.8%）、未策定の事業は207事業（3.2%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和５年３月31日時点）　（単位：事業）

	①策定済 事業数（構成比）		②未策定 事業数（構成比）		合計 事業数（構成比）	
水道	1,748	(98.9%)	20	(1.1%)	1,768	(100.0%)
うち上水道	1,296	(98.9%)	14	(1.1%)	1,310	(100.0%)
うち簡易水道	452	(98.7%)	6	(1.3%)	458	(100.0%)
工業用水道	138	(96.5%)	5	(3.5%)	143	(100.0%)
交通	74	(90.2%)	8	(9.8%)	82	(100.0%)
電気	83	(92.2%)	7	(7.8%)	90	(100.0%)
ガス	18	(100.0%)	0	(0.0%)	18	(100.0%)
港湾整備	81	(89.0%)	10	(11.0%)	91	(100.0%)
市場	118	(83.7%)	23	(16.3%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	168	(83.6%)	33	(16.4%)	201	(100.0%)
宅地造成	208	(81.6%)	47	(18.4%)	255	(100.0%)
駐車場	143	(87.2%)	21	(12.8%)	164	(100.0%)
下水道	3,517	(99.3%)	24	(0.7%)	3,541	(100.0%)
合計	6,325	(96.8%)	207	(3.2%)	6,532	(100.0%)

経営戦略の改定状況

○ **令和７年度までの改定を要請**（令和３年１月、令和４年１月）

○ 策定済の6,325事業のうち、改定済の事業は1,639事業（25.9%）、令和７年度までに改定予定の事業は3,742事業（59.2%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和７年度までに5,381事業（85.1%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和５年３月31日時点）　（単位：事業）

	①改定済 事業数（構成比）		②改定予定（令和5年度～7年度） 事業数（構成比）		小計（①＋②） 事業数（構成比）		③改定予定（令和8年度以降） 事業数（構成比）		④未定 事業数（構成比）		合計 事業数（構成比）	
水道	400	(22.9%)	1,036	(59.3%)	1,436	(82.2%)	183	(10.5%)	129	(7.4%)	1,748	(100.0%)
うち上水道	357	(27.5%)	734	(56.6%)	1,091	(84.2%)	129	(10.0%)	76	(5.9%)	1,296	(100.0%)
うち簡易水道	43	(9.5%)	302	(66.8%)	345	(76.3%)	54	(11.9%)	53	(11.7%)	452	(100.0%)
工業用水道	43	(31.2%)	67	(48.6%)	110	(79.7%)	16	(11.6%)	12	(8.7%)	138	(100.0%)
交通	16	(21.6%)	47	(63.5%)	63	(85.1%)	5	(6.8%)	6	(8.1%)	74	(100.0%)
電気	15	(18.1%)	43	(51.8%)	58	(69.9%)	11	(13.3%)	14	(16.9%)	83	(100.0%)
ガス	7	(38.9%)	10	(55.6%)	17	(94.4%)	0	(0.0%)	1	(5.6%)	18	(100.0%)
港湾整備	9	(11.1%)	54	(66.7%)	63	(77.8%)	10	(12.3%)	8	(9.9%)	81	(100.0%)
市場	5	(4.2%)	69	(58.5%)	74	(62.7%)	31	(26.3%)	13	(11.0%)	118	(100.0%)
と畜場	1	(3.4%)	21	(72.4%)	22	(75.9%)	4	(13.8%)	3	(10.3%)	29	(100.0%)
観光施設	14	(8.3%)	99	(58.9%)	113	(67.3%)	25	(14.9%)	30	(17.9%)	168	(100.0%)
宅地造成	38	(18.3%)	104	(50.0%)	142	(68.3%)	23	(11.1%)	43	(20.7%)	208	(100.0%)
駐車場	5	(3.5%)	99	(69.2%)	104	(72.7%)	24	(16.8%)	15	(10.5%)	143	(100.0%)
下水道	1,086	(30.9%)	2,093	(59.5%)	3,179	(90.4%)	199	(5.7%)	139	(4.0%)	3,517	(100.0%)
合計	1,639	(25.9%)	3,742	(59.2%)	5,381	(85.1%)	531	(8.4%)	413	(6.5%)	6,325	(100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

○ 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省ＨＰにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和５年度は10月に公表）

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、**「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」**のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

34

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和4年度実績）

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
○令和4年度において、事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件などの取組が実施されている。

	事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
件数	103 件		14 件		3 件		83 件		4 件		46 件		17 件	
	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村
	10 件	93 件	4 件	10 件	2 件	1 件	5 件	78 件	0 件	4 件	3 件	43 件	9 件	8 件

	事業廃止	民営化・民間譲渡	公営企業型地方独立行政法人	広域化等	指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI
水道	16	0	0	19	0	11	6
工業用水道	3	0	0	0	0	0	2
交通	0	0	0	0	0	0	0
電気	4	1	0	0	0	0	0
ガス	2	2	0	0	0	0	0
病院	2	1	3	3	1	0	1
下水道	19	0		57	0	34	7
簡易水道	3	0		4	0	1	0
港湾整備	1	0		0	0	0	0
市場	2	1		0	0	0	1
と畜場	0	0		0	0	0	0
宅地造成	18	0		0	0	0	0
有料道路	0	0		0	0	0	0
駐車場	2	1		0	0	0	0
観光	5	1		0	2	0	0
介護サービス	21	7		0	1	0	0
その他	5	0		0	0	0	0

（※1）公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
（※2）広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。
事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
（※3）都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。
（※4）民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、１つの取組をそれぞれの類型に計上している。
（※5）※4のほか、１つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計247事業となる。

合計
270件
（令和3年度実績　261件）

35

地方公営企業の抜本的な改革等に係る事例①

民営化・民間譲渡（交通）

〔民営化〕**民間への一部バス路線の移譲による事業規模の縮小**
（鹿児島県鹿児島市⇒民間事業者）

【ポイント】

○市が運営していたバス事業について、一部の路線を民間事業者に移譲した事例

・民間事業者の路線エリアを考慮しながら、公営バス事業の路線の約50%、便の約40%を民間事業者に移譲

・民営化に際し、移譲路線の維持に必要な資産について、市から民間事業者へ譲渡や貸付を実施

・公営バス事業の規模縮小に合わせ、営業所の廃止や不要となった資産の売却を実施

広域化（下水道）

〔広域化等〕**農業集落排水施設の流域下水道への接続**
（富山県南砺市）

【ポイント】

○集落排水等の小規模下水道において、処理施設の老朽化に伴い広域化・共同化を実施した事例

・農業集落排水施設の処理場を廃止し、県の流域下水道に接続

・改築費及び維持管理費を削減

・従来の処理場は、処理機能を廃止後、建屋を機材倉庫として活用

接続図

PPP（水道）

〔民間活用・広域化等〕**PPPの導入による浄水場の共同整備**
（福岡県大牟田市・熊本県荒尾市）

【ポイント】

○県域を越えて、共同でPPPの導入により浄水場の整備を行った事例

・閉山した炭鉱の専用水道から市営水道へ給水設備を切り替えるにあたり、必要となる新規原水の確保及び浄水場の整備を２市共同で実施

・両市ともに、従来、浄水場を所有しておらず、浄水場建設や維持管理のノウハウが無いことから、PPPの導入を検証し、DBO方式を採用。民間活用による経費削減効果に加え、共同整備による建設費の削減を実現

・浄水場以外の施設（ポンプ場・配水池など）の監視及び維持管理についても、２市が同一事業者に一括して民間委託を行うことで、効率的な対応を可能に

※　抜本的な改革等に係る先進・優良事例集は総務省ＨＰで公開　（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html）　36

公営企業の抜本的な改革等に係る事例②

複数事業を通じた管理者設置

（千葉県 習志野市）

複数事業を通じた管理者の設置・同時施工による効率化（R元～）
〔水道・ガス・下水道事業〕

○水道・ガス事業で一の管理者を設置し、水道管及びガス管の新設・更新工事を同一溝で実施することにより、個別に工事を行うのではなく、同時施工で一括実施することが可能に。

○また、令和元年度から下水道事業も統合し、水道・ガス・下水道事業を通じて一の管理者を設置することで、意思決定の更なる効率化を実現。

【効果】

○同時施工による建設費の削減（個別工事の場合と比較し約３割程度削減）。

○掘削幅縮小による産業廃棄物排出量の削減等の環境負荷の低減及び工期短縮による周辺住民の負担軽減。

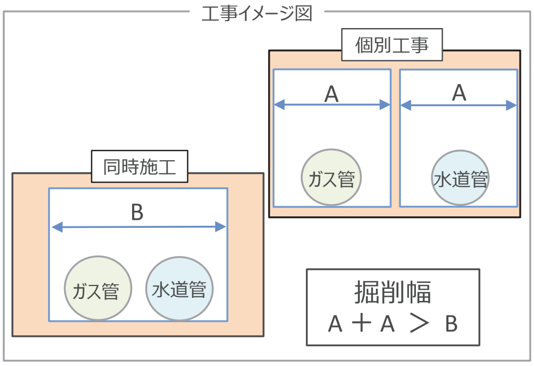

DX

（福島県 南会津町）

水道施設の遠隔監視（H29～）
〔水道事業〕

○合併前の旧町村（１町３村）がそれぞれ設置していた複数の水道施設（浄水場等）を統一的に監視するため、監視・通信端末を設置。

○それぞれの施設で個別に監視業務を行うのではなく、端末により取得される計測データをクラウド化することで管理を一元化し施設外部の携帯端末による監視を実現。

【効果】

○システム導入費用の削減（▲約2.6億円）。

○専用回線ではなく通信費の安価な携帯電話網を利用することによる監視箇所の増加（11施設→56施設）。

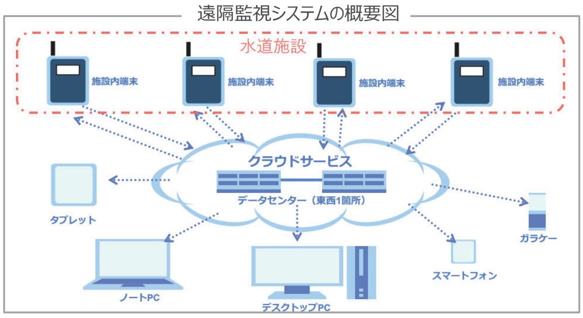

※　先進・優良事例集は総務省HPで公開（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html）　37

公営企業の抜本的な改革等に係る事例③

広域化（最適化）

（佐賀県 佐賀市）

下水道事業における浄化槽への転換（H21～）

〔下水道事業〕

○ 合併前の旧市町村（１市６町１村）がそれぞれ整備していた下水道施設について、処理区域の見直しを行い、公共下水道の処理場を削減（▲１施設）するとともに、農業集落排水の処理場を削減（▲12施設）。

○ 処理場を廃止した地域において、廃止分を低コストで整備可能な浄化槽に転換。

【効果】

○ 処理施設削減により、建設改良費及び維持管理費の削減（建設改良費▲約248億円、維持管理費年間▲約2.8億円）。

処理区域の見直し結果

	処理区域（単位：ha）			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,561	38,008	+447	―	―	―

包括的民間委託

下水道管路に係る包括的民間委託の導入（H30～）

〔下水道事業〕

○ 管路の老朽化対策等の新規業務に対応するため、業務を個別に発注するのではなく、下水道管路の維持管理・設計・改築等の複数業務をパッケージ化し一括委託。

【効果】

○ 事業費の削減（個別発注と比較し年間▲約１億円）。

○ 複数業務の一括委託及び複数年契約による業務負担の軽減（職員数▲４名）。

【受託者】積水化学工業(株) 他7社による共同企業体

柏市による包括的民間委託イメージ図

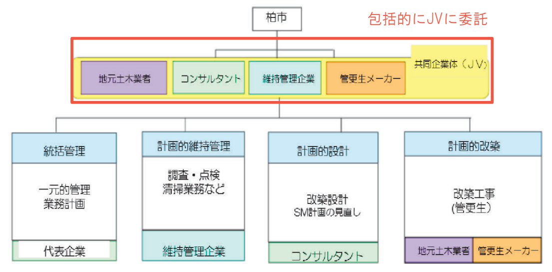

※ 先進・優良事例集は総務省HPで公開 （URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html） 38

公営企業会計適用の取組状況（R5.4.1時点）

○ ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。

○ 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は97.9%、下水道事業は99.1%、人口3万人以上のその他下水道事業は96.9%が「適用済及び適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

○ ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業

（単位　事業）

	人口３万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
①適用済	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
②検討中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)

○ 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業

（単位　事業）

	人口３万人未満				人口３万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
①適用済及び適用に取組中	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
②検討中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
③検討未着手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、
・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度決算に基づく算定から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

39

4．各事業ごとの現状・課題及び対応

（1） 水道事業

水道事業の現状と課題（１）

- ○ 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- ○ 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- ○ 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

上水道事業における給水人口別の料金回収率

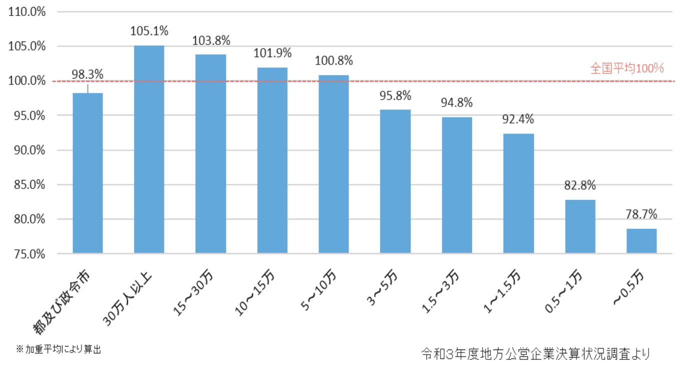

上水道事業における給水人口別団体数に占める赤字団体の割合

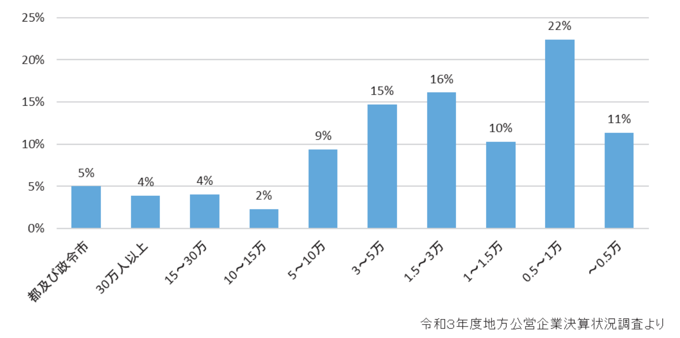

【水道への投資額の推移】

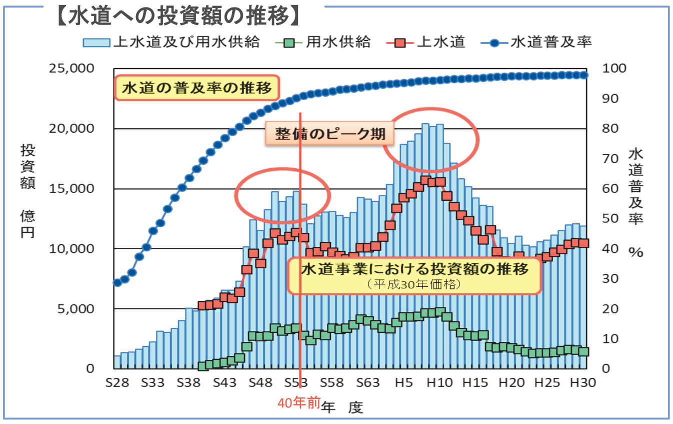

【管路経年化率及び管路更新率の現状】

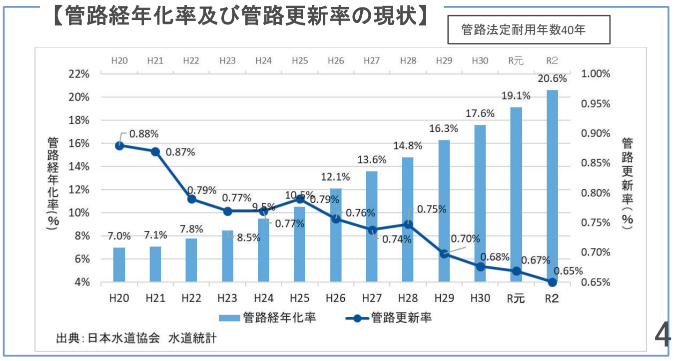

水道事業の現状と課題（２）

○ 急速な人口減少により、2050年には有収水量がピーク時の約2／3程度まで減少する見通し
○ これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。

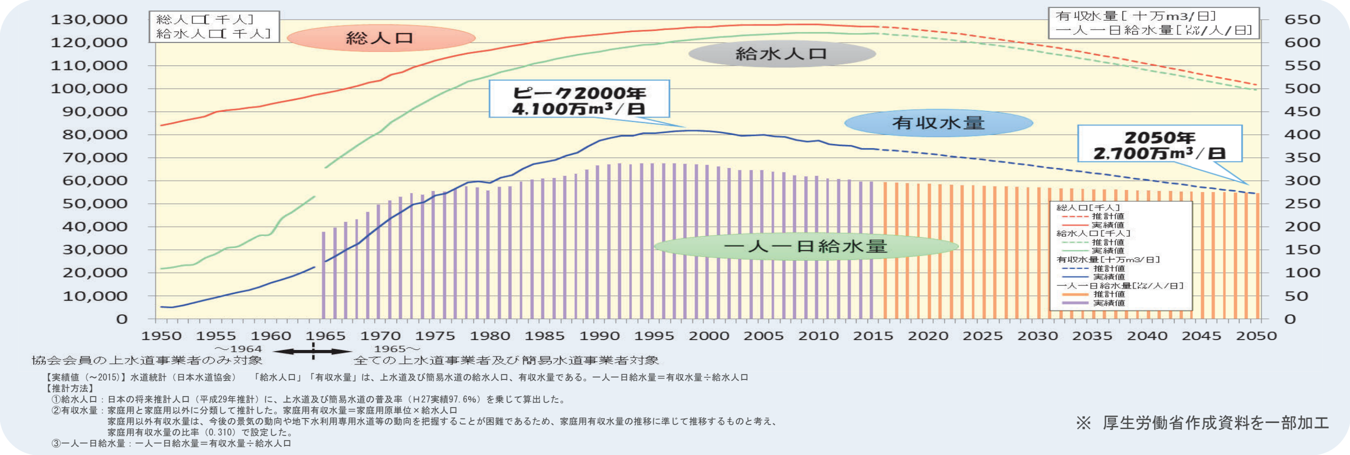

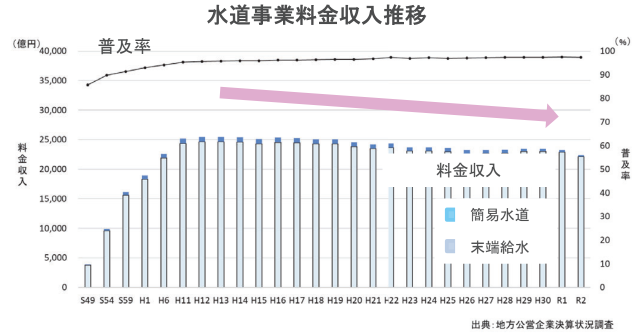

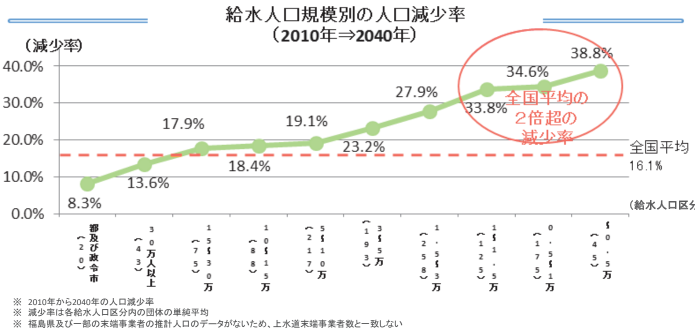

42

水道事業における広域化の推進について

＜広域化の推進の背景・効果＞

○ 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。

○ 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進

○ 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

＜「水道広域化推進プラン」の策定＞（厚労省と連携）

○ 平成31年１月に、「「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和４年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請

○ 平成31年３月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表

○ 令和２年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出

○ 令和３年５月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和４年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出

＜地方財政措置＞

○ 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

○ 計画策定後においても、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図ることが重要
⇒都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和５～７年度）

43

広域連携の推進

（出典）厚生労働省資料

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・経営主体も事業も一つに統合された形態 （水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている）	香川県広域水道企業団 （香川県及び県下８市８町の水道事業を統合：H30.４～）
経営の一体化		・経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 （組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる）	大阪広域水道企業団 （大阪広域水道企業団が９市町村の水道事業を経営：H29.４～順次拡大）
業務の共同化	管理の一体化	・維持管理の共同実施・共同委託（水質検査や施設管理等） ・総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内５水道事業者 （神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.４～）
	施設の共同化	・水道施設の共同設置・共用 （取水場、浄水場、水質試験センターなど） ・緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 （共同で浄水場を建設：H24.４～）
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

44

近年における広域連携の実施例

（出典）厚生労働省資料

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
令和4年4月	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
令和5年4月	広島県水道広域連合企業団	592,424人 ※9市5町の計画給水人口の合計（令和3年3月時点）	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

45

（2） 下水道事業

46

下水道事業の経費回収率と老朽化の状況

○ 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
○ 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率（%）（R3年度）

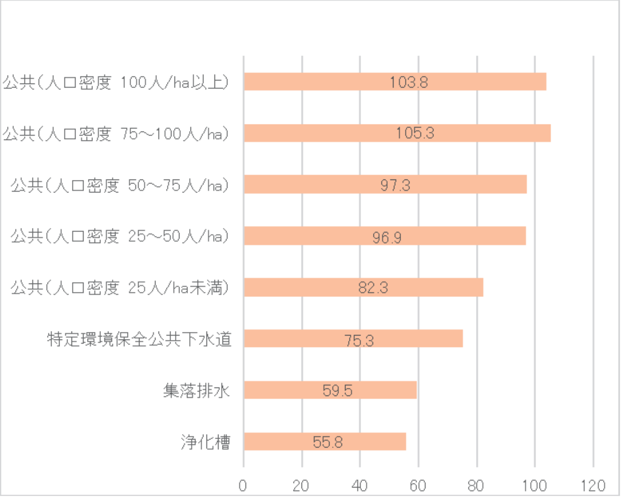

注）
経費回収率：使用料単価/汚水処理原価
公共：公共下水道
人口密度：処理区域内人口密度
集落排水：農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
浄化槽：特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 管路施設の年度別管理延長（R3末現在）

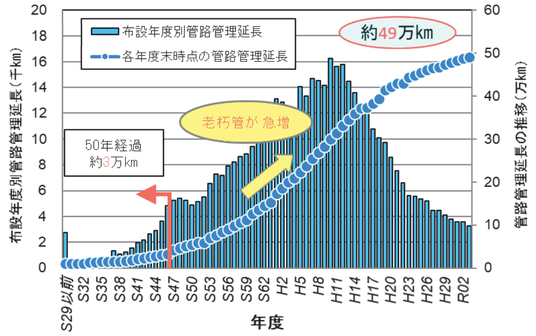

■ 処理場の年度別供用箇所数（R3末現在）

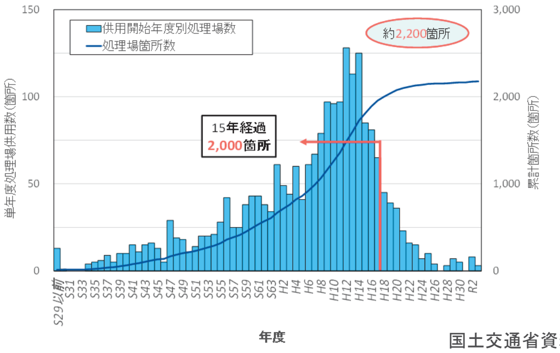

国土交通省資料 47

将来の需要水量（推計）

○　今後、人口減少等に伴い水道の有収水量（※）の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
○　特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。
※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■将来の有収水量（水道）

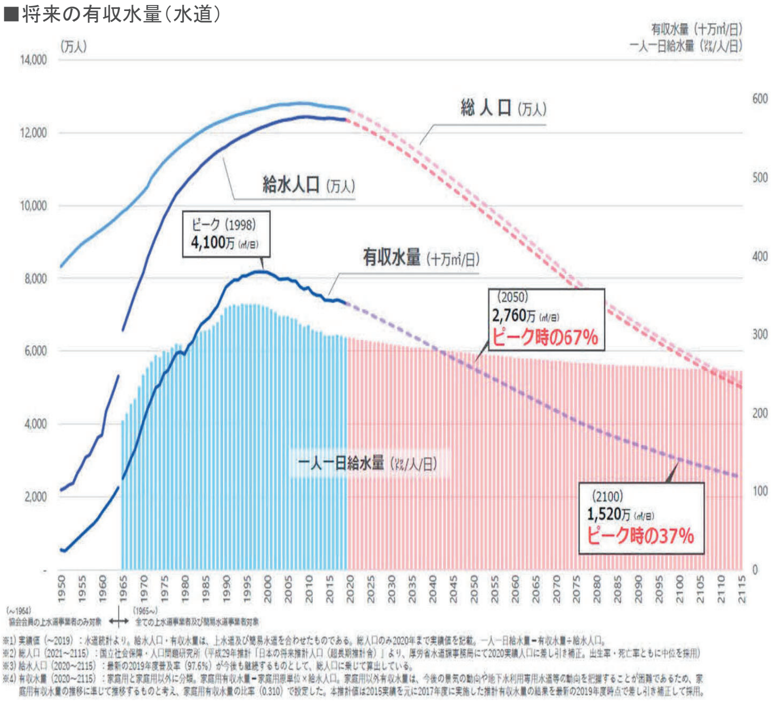

厚生労働省資料

■人口規模別の人口減少率（2010年⇒2040年）

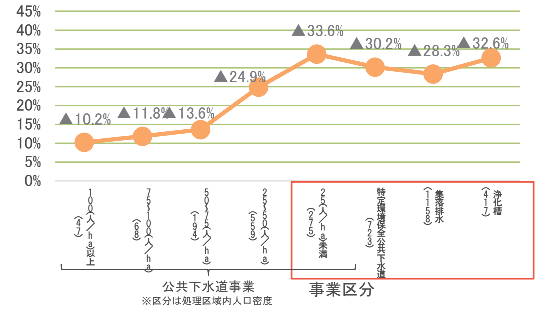

※2010年から2040年の人口減少率　※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より総務省作成
※括弧内は事業者数（福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外）

■公共・流域下水道の施設利用率の推移
○　公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。

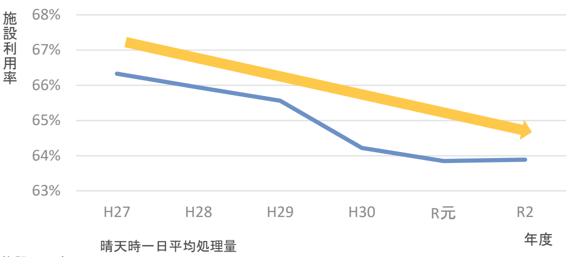

施設利用率＝晴天時一日平均処理量／晴天時一日処理能力×100

出典：地方公営企業決算状況調査　48

下水道事業における広域化・共同化の推進について

＜広域化・共同化の推進の背景・効果＞

○　人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
○　管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
○　一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

＜「広域化・共同化計画」策定の要請＞（国交省、農水省、環境省と連携）

○　平成30年１月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和４年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。
○　策定支援のため、令和２年４月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表

【処理場の統廃合】

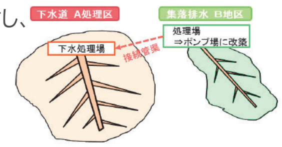

＜地方財政措置（令和５年度拡充後）＞

○　複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要となる管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を１割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
○　流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を１割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
○　都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置　（令和５年度～令和７年度）。

＜処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例＞

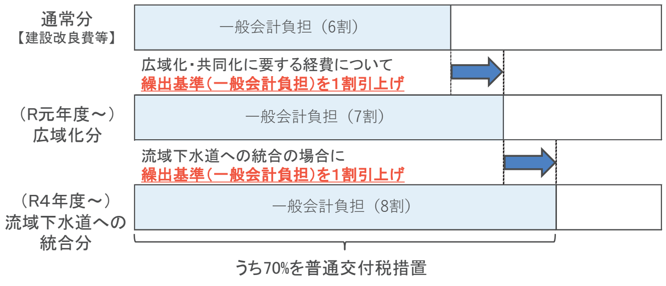

＜地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率＞

処理区域内人口密度（人/ha）	通常分※1【建設改良費等】	（R元年度～）広域化分※2、3	（R4年度～）流域下水道への統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1　通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置
※2　令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加
※3　令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

49

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。

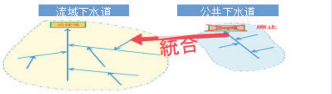

2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。

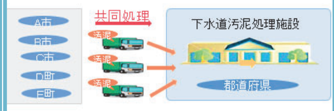

3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。

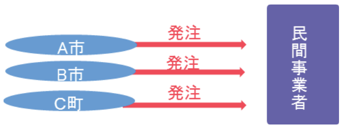

4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。

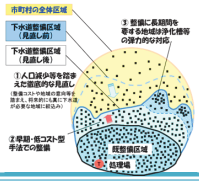

	秋田県の例		山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施予定		平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することよって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施		○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む		○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

50

(3) 病院事業

51

全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約11%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

○全国の病院に占める公立病院の割合

	病院数	病床数
全　体	8,139	1,489,543
公　立	853 (10.5%)	202,765 (13.6%)
国　立	316 (3.9%)	123,702 (8.3%)
公　的	339 (4.2%)	104,493 (7.0%)
そ の 他	6,631 (81.5%)	1,058,583 (71.1%)

※表は医療施設動態調査（令和５年３月末）（厚労省）より作成
※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

○自治体病院の役割

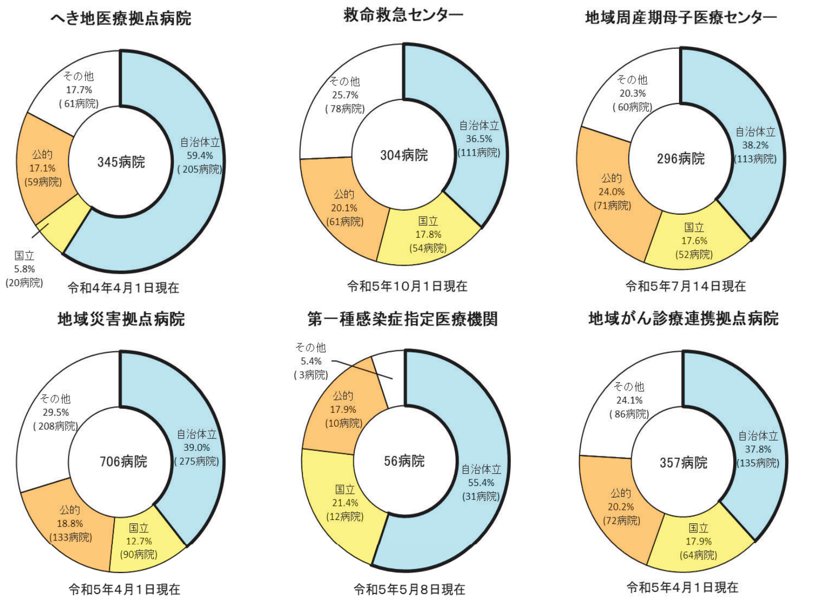

（出典：厚労省調査より作成）

52

公立病院数と病床数の推移（地方独立行政法人を含む）

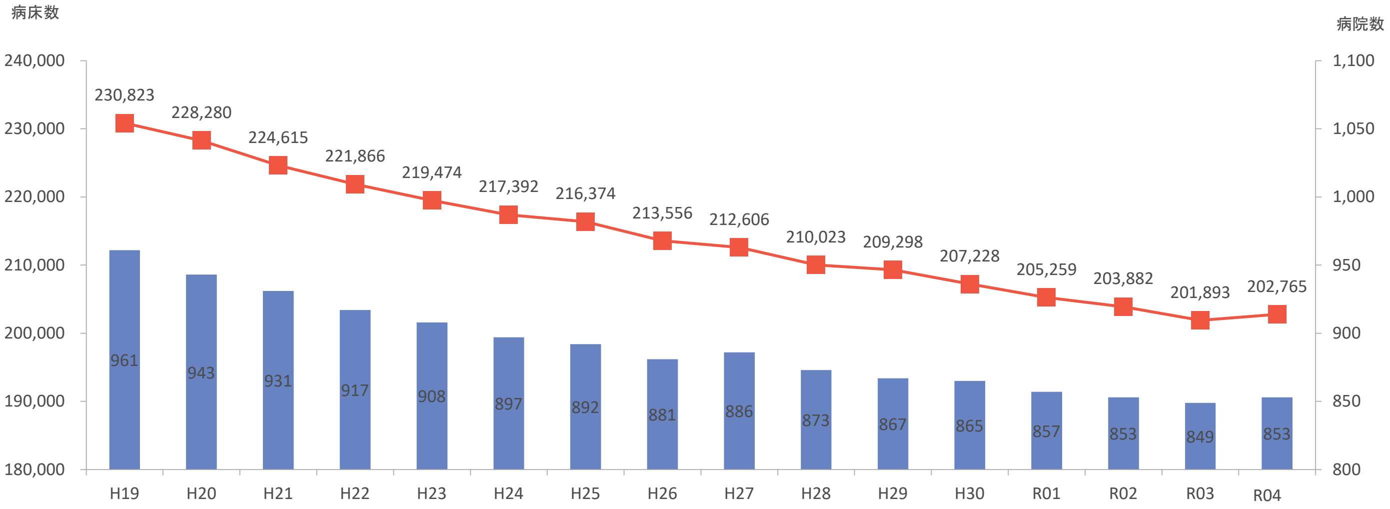

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
病院数	961	943	931	917	908	897	892	881	886	873	867	865	857	853	849	853
増減率	−	▲1.9	▲1.3	▲1.5	▲1.0	▲1.2	▲0.6	▲1.2	0.6	▲1.5	▲0.7	▲0.2	▲0.9	▲0.5	▲0.5	0.5
病床数	230,823	228,280	224,615	221,866	219,474	217,392	216,374	213,556	212,606	210,023	209,298	207,228	205,259	203,882	201,893	202,765
増減率	−	▲1.1	▲1.6	▲1.2	▲1.1	▲0.9	▲0.5	▲1.3	▲0.4	▲1.2	▲0.3	▲1.0	▲1.0	▲0.7	▲1.0	0.4

※出典：地方公営企業決算状況調査、地方独立行政法人（病院事業）に関する決算状況調査、医療施設調査（厚生労働省）
※病院数は、建設中のものを除いている。

53

公立病院（地方独立行政法人を含む）の立地

○　公立病院の約65％は10万人未満市町村に、約31％は3万人未満市町村に所在

○　へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある

【所在市区町村人口区分別の公立病院数】

所在市区町村の人口	病　院　数 ※地独法を含む	
合計	８５３	
23区及び指定都市	８２	
30万人以上	６２	
10万人～30万人	１５５	
５万人～10万人	１６５	全公立病院の64．9％
３万人～５万人	１２５	
３万人未満	２６４	全公立病院の30．9％

※　表の病院数は、令和４年度における地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院（建設中の病院を除く。）

【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】

都道府県名	割合（%）	公立病院の病床数／全病床数
山形県	44．9	5，025／11，182
岩手県	41．7	5，304／12，727
青森県	36．9	5，120／13，386
富山県	31．7	4，017／12，694
山梨県	31．6	3，822／12，151
滋賀県	31．5	2，737／8，724
静岡県	30．8	9，349／30，406
和歌山県	30．5	3，418／11，280
島根県	30．0	4，911／16，275
岐阜県	29．9	2，347／7，857

（参考）東京都　10．2％
　　　　大阪府　11．3％

（出典：令和4年度医療施設調査（厚労省））

54

新型コロナウイルス感染症対応における公立病院の役割

○　全国の病床数に占める公立病院の割合は約13％であるが、コロナ患者受入れのための確保病床数や人工呼吸器使用患者数に占める公立病院の割合は約3割となっており、コロナ対応において公立病院はその規模以上に重要な役割を果たしている。

● 全国の病床数に占める公立病院の病床数は**約13％**

1．各都道府県の保健・医療提供体制確保計画の新型コロナウイルス感染症患者向けの病床数

	① 全病院の平均総数	② うち公立病院	③ 公立病院のシェア②／①
最大確保病床数	44，093	12，989	**29%**
即応病床数	33，881	9，669	**29%**

※最大確保病床数：コロナ患者の受入要請があれば患者受入を行うこととして都道府県と調整済みの、ピーク時の最大病床数
※即応病床数：都道府県が定める現時点でのフェーズにおいて、都道府県からの要請に応じてコロナ患者を受け入れることとして都道府県病床確保計画に定められている病床数

2．人工呼吸器等使用コロナ入院患者数

	① 全病院の総数	② うち公立病院	③ 公立病院のシェア②／①
人工呼吸器等使用入院患者数	7，145	2，010	**28%**

（注）1．は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告」（厚生労働省）における、令和3年12月1日～令和5年5月3日の各実績日時点における平均の病床数。
2．は、厚生労働省よりG-MIS（医療機関等情報支援システム）のデータ提供を受け、令和3年2月～令和5年4月の月末時点の期間合計の患者数。
（参考）は医療施設動態調査、地方公営企業決算統計より。
※「公立病院」とは、地方公営企業法が適用される病院及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院をいう。

55

公立病院経営強化の推進について

○　公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進。

1．公立病院経営強化ガイドラインについて

総務省　＜令和４年３月＞

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定･地方団体への通知･公表（別添参照）

→

地方団体　＜令和４年度又は５年度中＞

「公立病院経営強化プラン」の策定

※「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」（座長：堀場勇夫 地方財政審議会会長（当時））の取りまとめを踏まえて策定。

（プランの期間：策定年度又はその次年度～令和9年度を標準）

2．公立病院経営強化に係る地方財政措置における対応

地方団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

（１）機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長

①病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し

複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

②システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

（２）医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

・看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
・派遣元病院に対する措置を拡充（繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8）

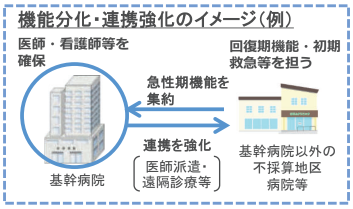

（参考）公立病院改革の経緯

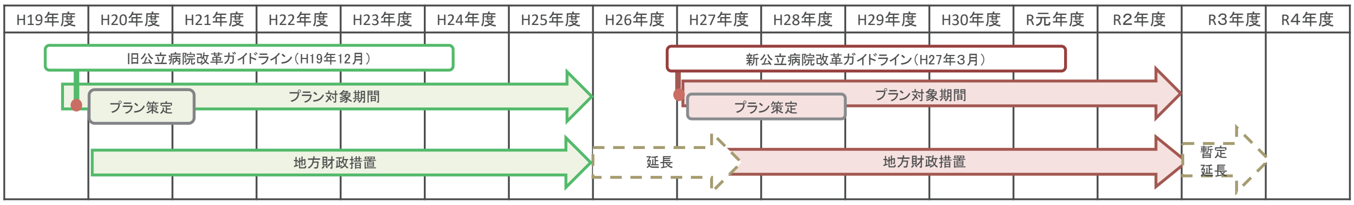

56

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

（令和４年３月29日付け総務省自治財政局長通知）

第１　公立病院経営強化の必要性

○　公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなど**に取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。

○　また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。

○　今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。

○　持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第２　地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

○ 策定時期　　令和４年度又は令和５年度中に策定
○ プランの期間　策定年度又はその次年度～令和９年度を標準
○ プランの内容　**持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

第３　都道府県の役割・責任の強化

○　都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。

○　医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第４　経営強化プランの策定・点検・評価・公表

○　病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。

○　概ね年１回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第５ 財政措置

○　**機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化
・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化
・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等
・ 経営指標に係る数値目標

57

機能分化・連携強化の事例（市町村と都道府県との取組）

山形県・酒田市の取組

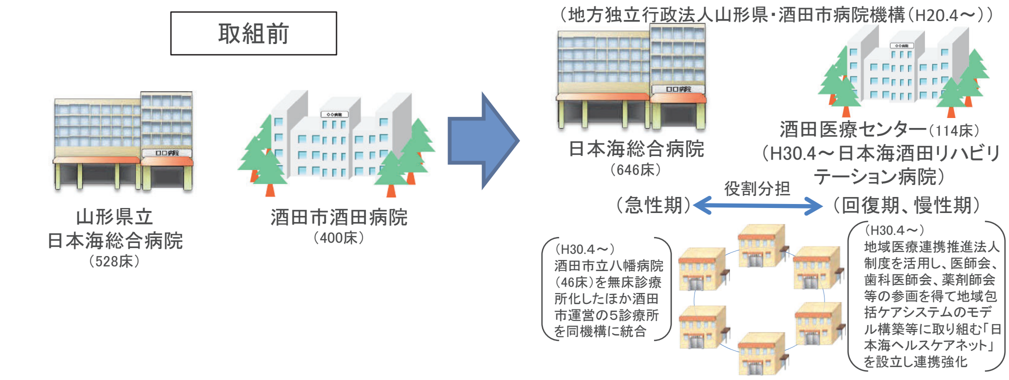

＜取組による主な効果＞

〈日本海総合病院〉
- 酒田医療センターから診療科を移行して、急性期病院として集約を図り、手術件数の増加、平均在院日数の短縮を実現。

〈日本海酒田リハビリテーション病院〉
- 療養病床への移行（7科→2科）、回復期リハビリテーション機能の強化により、回復期・慢性期に対応

- 2病院間の役割分担と、人員配置の弾力化により、医師数の増加等を実現。
  医師数：105人（H19）→ 167人（R3）

奈良県南和地域の取組

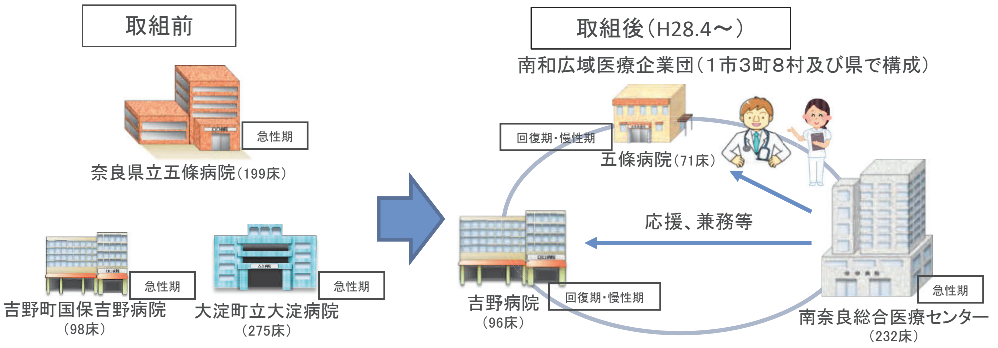

＜取組による主な効果＞
- 新設した南奈良総合医療センターに急性期機能を集約し、他の2病院の急性期機能を回復期・慢性期に転換することで、切れ目のない医療提供体制を構築
- **医師数**：45人（H27）→ 66人（R3）
- 南奈良総合医療センターから不採算地区病院やへき地診療所への医師の応援・派遣を強化
- 救急搬送受入体制の強化や病床利用率の向上等、医療機能の強化

58

【参考】県立病院等と不採算地区病院等との連携事例

○ 不採算地区病院の経営を、県と市町村が共同で行うことにより県のリソースを活用することが可能となり、医師・看護師の確保、財源の確保等が図られ、救急、診療科目の維持等地域医療の確保が可能となった事例が報告されている。

【参考1】南和広域医療企業団の事例

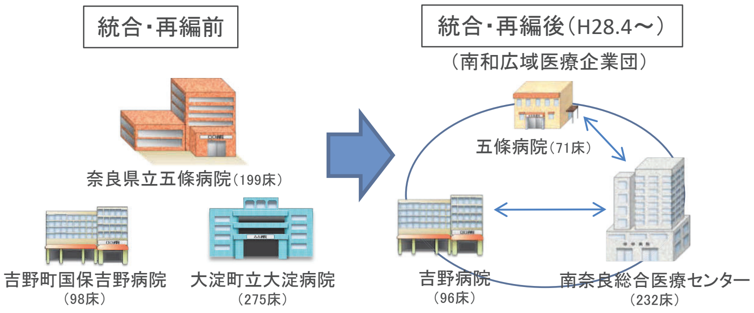

【参考2】隠岐広域連合の事例
※平成11年に県と隠岐の4町村とで広域連合を設置。

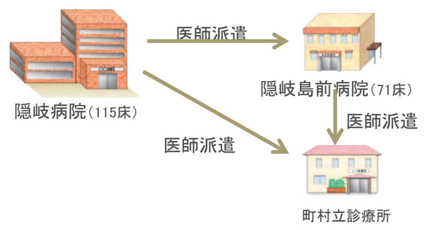

【参考3】長崎県病院企業団の事例
※平成21年度に県と市町とで一部事務組合を設立し、圏域内の病院を再編。

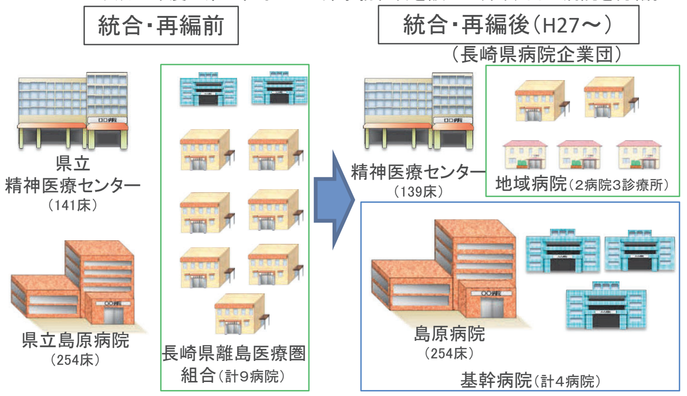

【参考4】置賜広域病院組合の事例
※平成7年度に県と2市2町とで一部事務組合を設立し、圏域内の病院を再編。

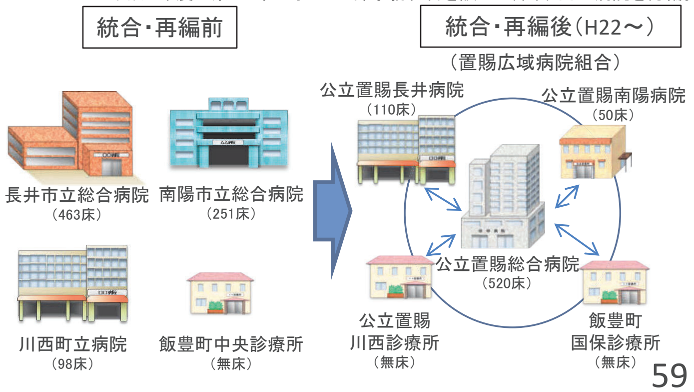

59

（4） 交通事業

交通事業の概要

○ 地方公営企業法適用の対象となる交通事業は、軌道法にいう軌道事業、道路運送法にいう自動車運送事業、鉄道事業法にいう鉄道事業である。この他に海上運送法による船舶運航事業等が公営企業として行われている。

○ 近年ではバス事業において、公営企業で維持することが困難等の理由により、公営企業としては廃止し、民間譲渡やコミュニティバスの導入が行われている。

○ 令和2年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を受け、公営交通事業のあり方や経営戦略を策定する際には、地域の公共交通ネットワーク再構築のための枠組みの中で、一般行政部門やその他の関係機関、地域住民と密接な連携のもとに検討を行う必要がある。

＜令和5年3月31日現在事業数＞

	事業数	公営				
		都道府県営	指定都市営	市営	町村営	企業団営
都市高速鉄道（鉄道事業・軌道事業）	9	1	8	−	−	−
路面電車（軌道事業）	5	1	2	2	−	−
バス（自動車運送事業）	24	2	8	11	2	1
懸垂電車等（鉄道事業・軌道事業）	2	1	1	−	−	−
船舶（船舶運航事業）	46	−	2	24	18	2

※事業数には想定企業会計（大阪市の都市高速鉄道、バス及び新交通、観音寺市の船舶）を含む
※決算統計上、東京都の新交通とモノレールを1事業として懸垂電車等事業に含めている

＜事業数の推移＞

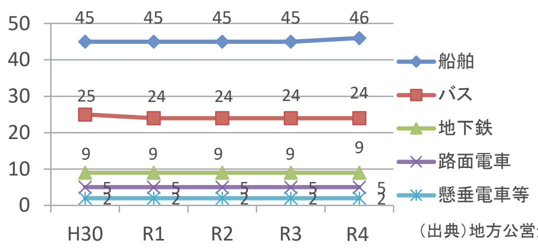

（出典）地方公営企業決算状況調査

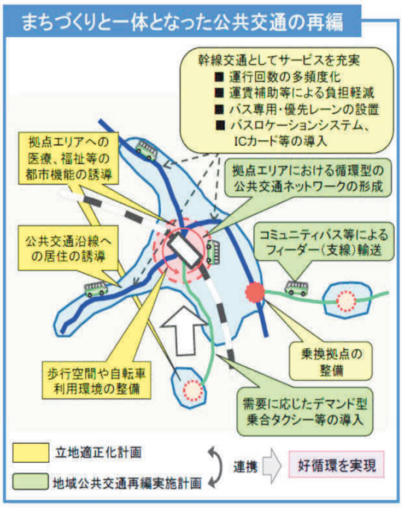

※国土交通省資料を一部加工

交通事業の経営状況

○ 都市高速鉄道事業については、経常収支が８事業中４事業で赤字となっており、未だに多額の累積欠損金が残っている。（令和４年度末：１兆3,727億円）
○ 路面電車事業については、経常収支が5事業中2事業で赤字となっている。
○ バス事業については、経常収支は事業全体で赤字となっているが、令和４年度は23事業中11事業が黒字を計上している。

（出典）令和4年度地方公営企業決算状況調査
※都市高速鉄道事業及びバス事業は、大阪市を除く数値。

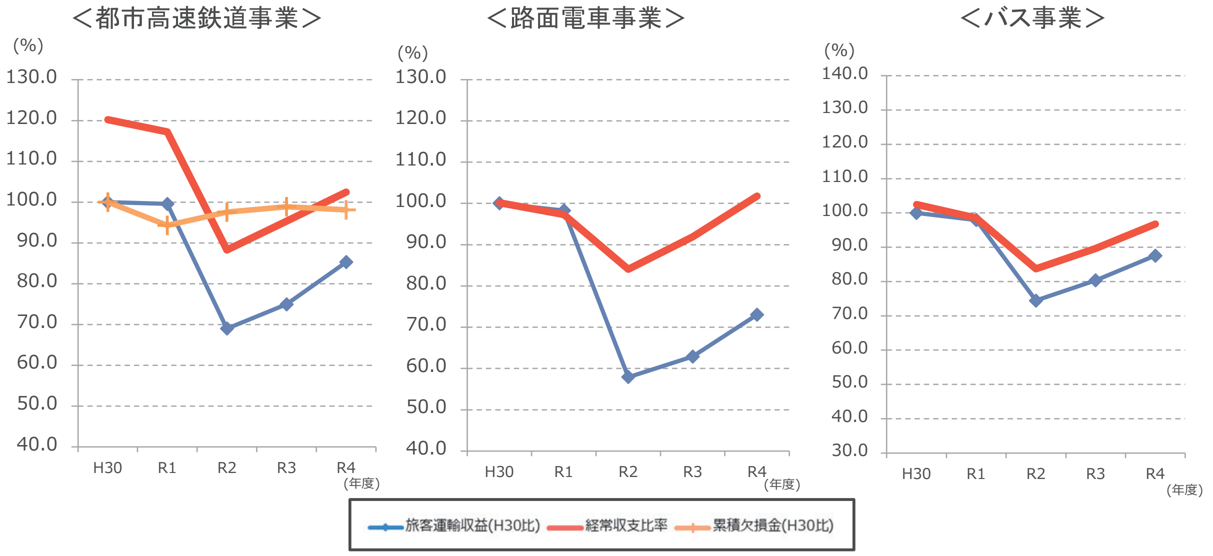

62

公営地下鉄事業の経営状況の推移について

（単位：億円、％）

項目 ＼ 年度	H30	R1 (A)	R2	R3	R4 (B)	増減率 (B)−(A) / (A)
総収益	4,808	4,748	3,504	3,705	4,098	△13.7
経常収益	4,789	4,742	3,492	3,699	4,087	△13.8
営業収益	4,174	4,160	2,942	3,171	3,580	△13.9
うち旅客運輸収益	3,892	3,875	2,686	2,917	3,320	△14.3
国庫（県）補助金	0.4	0.5	8	7	15	2,900.0
他会計補助金	231	195	173	156	135	△30.8
特別利益	19	5	11	6	11	120.0
総費用	3,985	4,071	3,961	3,887	3,993	△1.9
経常費用	3,985	4,046	3,957	3,880	3,989	△1.4
営業費用	3,596	3,690	3,649	3,613	3,755	1.8
支払利息	372	331	290	252	220	△33.5
特別損失	0.3	25	4	7	4	△84.0
経常損益	805	696	△464	△181	98	△85.9
経常利益	824	722	−	28	156	△78.4
経常損失	19	25	464	209	58	132.0
特別損益	18	△20	7	△1	7	135.0
純損益	823	677	△457	△182	106	△84.3
純利益	842	722	−	29	155	△78.5
純損失	19	45	457	211	49	8.9
累積欠損金	13,993	13,195	13,651	13,833	13,727	4.0

※ 公営地下鉄8事業者の経営推移。
※ 大阪市は平成30年に民営化したため、本表より除く。

出典：公営企業年鑑より一部加工

63

公営交通事業の民営化の状況について

1．バス事業

地方のバス路線は利用者が減少しており、多くの路線で収支が悪化しているが、生活交通路線として維持していくための方策のひとつとして、民営化・民間譲渡が実施されている。

民営化・民間譲渡した団体	公営バス
函館市・札幌市・苫小牧市（北海道）、秋田市（秋田県）、 胎内市（新潟県）、岐阜市（岐阜県）、 大阪市（大阪府）、姫路市・明石市・尼崎市（兵庫県）、 三原市・尾道市・呉市 （広島県）、 鳴門市・小松島市・※徳島市（徳島県）、岩国市（山口県）、 熊本市・荒尾市（熊本県）、松浦市・佐世保市(長崎県)、 薩摩川内市(鹿児島県) ※22事業（徳島市はR10年度末廃止予定） 平成15年度以降	東京都、長崎県、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、 神戸市、北九州市、青森市・八戸市（青森県）、 南アルプス市（山梨県）、伊那市（長野県）、 高槻市（大阪府）、伊丹市（兵庫県）、松江市（島根県）、 宇部市（山口県）、徳島市（徳島県）佐賀市（佐賀県）、 鹿児島市（鹿児島県）、三宅村・八丈町（東京都）、 沖永良部バス企業団（鹿児島県） ※23事業 令和５年３月現在

2．地下鉄事業

地下鉄事業は、初期建設費用が莫大であり、今なお多額の企業債残高と累積欠損金が生じていることから、民営化・民間譲渡は進んでいない。

民営化した団体	公営地下鉄
大阪市 ※１事業 平成30年度	札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、 福岡市 ※８事業 令和５年３月現在

64

5．公営企業の民間活用・DX・GX

65

民間活用等の事例

地方独立行政法人

【病院事業】
○北海道広尾町
「町立病院の地方独立行政法人化」
○長野県
「県立病院等の地方独立行政法人化」
○兵庫県加古川市
「市立病院と民間病院の再編」
○兵庫県たつの市
「市立病院の地方独立行政法人化」

包括的民間委託

【水道事業・下水道事業】
○石川県かほく市
「上下水道事業における事業横断型の包括的民間委託」
【水道事業・下水道事業・ガス事業】
○新潟県妙高市
「妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託」
【下水道事業】
○千葉県柏市
「公共下水道の包括的予防保全型維持管理業務委託」

指定管理者制度

【病院事業】
○兵庫県川西市
「市立病院と民間病院の再編」

PPP・PFI

【水道事業・工業用水道事業・下水道事業】
○宮城県
「上工下水道事業への一体的なコンセッション方式の導入」
【工業用水道事業】
○熊本県
「工業用水道事業におけるコンセッション方式の導入」
【下水道事業】
○秋田県
「秋田県県北地区広域汚泥資源化事業」
○山形県鶴岡市
「下水道事業における消化ガスを活用した発電事業」
○静岡県浜松市
「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」
【電気事業】
○鳥取県
「施設再整備等事業におけるPFI(コンセッション方式)の導入」
【港湾整備事業】
○福島県
「小名浜港東港地区におけるPFI方式を活用した整備運営」
【市場事業】
○兵庫県神戸市
「PFI手法を導入した市場施設の再整備事業」
【駐車場整備事業】
○岩手県北上市
「PFI方式を活用した北上駅東口駐車場の土地の利活用事業」

出典：「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集（令和５年３月）」
（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html）

66

公営企業のDXについて①

○ 公営企業は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は一層厳しさを増している状況であり、持続可能な経営の確保に取り組むことが喫緊の課題。

○ こうした中、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、水道・下水道・交通・医療分野等におけるデジタル化の取組を推進することとされた。

○ DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要。

↓

○ 公営企業におけるDXの取組を推進するため、次の3つの方策を実施。

方策① 人材面での支援

令和5年度における「経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに公営企業のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを創設。

方策② 先進的な事例の周知

公営企業におけるDXの先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和5年3月に作成・公表。

方策③ 現行制度の周知

令和5年度における公営企業債の取扱いにおいて、起債対象事業費にDXの取組に要する経費が含まれることを明確化。

67

公営企業のDXについて②

○ 公営企業においては、以下のようなDXの先進的な取組が実施されている。

分 野	項 目	取組内容
水道	スマートメーターの導入	スマートメーターの通信機能を活用することで、検針業務の効率化と漏水の早期発見を図る。
	管路状況把握のデジタル化	水道管路に計測器を設置することで得られるデータ信号を解析することで、漏水調査の効率化を図る。
		AIによる機械学習を活用し、管路情報、過去の漏水履歴及び土壌・気候・人口等の情報を基に劣化の進行度合いを算出することで、合理的な改修を図る。
	施設の遠隔監視	点在している浄水場の施設に設置した監視・通信端末を遠隔操作し、計測データをクラウド化することで、携帯端末による一括監視・管理を可能とし、施設維持管理の効率化を図る。
		ドローン（小型無人航空機）によって水管橋の劣化状況を確認することで、点検業務の効率化・高度化を図る。
	運転管理の自動化	AIによる機械学習を活用して浄水場の水質データの解析、解析結果に基づく薬品注入及び効果の確認を自動で実施することで、運転管理の効率化を図る。
下水道	管路状況把握のデジタル化	管きょの老朽化の程度や浸水履歴を地図上で把握できる下水道リスク評価システムの活用により、合理的な改修等を図る。
		管路内を走行し全方位画像を取得する調査用カメラを導入するとともに、その記録から管路状況を半自動で判定することで、管路管理の効率化を図る。
		汚水管に設置した集音装置による音響データをAI解析することにより、雨天時侵入水の流入を短期間・低コスト・安全に検知する。
	施設の遠隔監視	インターネットによるWEB監視を活用して広範囲に点在する処理場を沿革監視することにより、処理場管理の効率化を図る。
	運転管理の自動化	下水処理に用いる最適な空気量等を機械学習によって自動演算するとともに自動制御することで、処理場の運転管理の効率化を図る。
交通	運行情報のデジタル化	乗降客センサーから得た混雑情報やバスの運行状況をQRコードによりリアルタイムで利用者が確認できるよう、システム・HPを改修し利便性の向上を図る。
	PTPSの導入（公共車両優先システム）	バス車載器の通信により公共車両が円滑に交差点を通過できるよう信号を制御することで、定時性の確保を図る。
医療	遠隔医療	病院間で5G通信を用いて高精細映像を安定的に伝送することにより、専門医不足の医療機関におけるオンライン診療を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		撮影した画像データ等を病院間で共有できるシステムを構築することで、専門医不足の医療機関におけるオンライン病理診断を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		患者に提供したウェアラブル型端末のアラート機能を利用して患者の重症化を予防し、医師の業務負担軽減を図る。

68

公営企業のGXについて③

○ 公営企業においては、以下のようなGXの先進的な取組が実施されている。

分 野	項 目	取組内容
水道	小水力発電	送水圧力の高い送水管に小水力発電設備を設置することで、場内電力の一部を賄うとともに、固定価格買取（FIT）制度を利用した売電収益化を図る。
		導水管及び送水管の自然落差を利用した水力発電設備を導入することで、CO2排出量の削減及び売電収益化を図る。
	ZEB化	庁舎の外皮断熱強化や全熱交換換気システム（外気を室内の温度に近づけて換気することで空調負荷を低減するシステム）の導入などの空調設備等の改修を行うことで、一次エネルギーの削減率向上を図る。
	太陽光発電	水道用地にメガソーラー（大容量の太陽光発電設備）を設置することで、CO2排出量の削減及び施設運転に要する電力の確保を図る。
	省エネ改修	浄水場に太陽光発電設備を設置するとともに、ポンプの回転数を制御し効率化を図る省エネ設備を導入することで、CO2排出量及び電力使用量の削減を図る。
下水道	リン回収	下水汚泥からリンを回収し、肥料として使用することで、リンの国内生産を行い資源の循環を図る。
	バイオガス発電	汚泥処理工程で発生する消化ガスを売却する方式により発電事業を実施することで、CO2排出量の削減及び発電事業収入の確保を図る。
	電動車の導入	公用車の買い替えに伴い電気自動車を導入することで、災害時には移動可能な非常電源として活用するとともに、CO2排出量及び燃料費の削減を図る。
交通	電動車の導入	市営バスに燃料電池バスを導入することで、公共交通の低炭素化を図る。
電気	電動車の導入	電気事業に係る電気（水力発電）と水（地下水）を用い、100%再生可能エネルギー由来の水素を製造する水素ステーションを整備し、あわせて燃料電池自動車を導入することで、CO2排出量の削減を図る。

69

公営企業の脱炭素化の推進

○ GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1．対象事業

○ 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入）

※この他、小水力発電（水道事業・工業用水道事業）やバイオガス発電、リン回収施設等（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）等の導入（交通事業（バス事業））についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※1	50%
省エネルギー （省エネ改修※2、LED照明の導入）	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 （EV、FCV、PHEV）	30%

※1 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※2 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む

2．事業期間

○ 令和5年度～令和7年度

3．地方財政措置

○ 地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

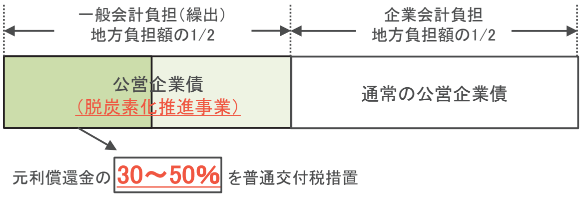

※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

70

下水道事業における脱炭素化の推進

○ GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN_2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

○ 再生可能エネルギーの導入（バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用）

○ 汚泥の活用や高温焼却（肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入）

※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

事業期間

○ 令和5年度～令和7年度

地方財政措置

○ 地方負担額の1／2に「下水道事業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の50%を普通交付税措置（残余（地方負担額の1／2）については、通常の下水道事業債を充当）

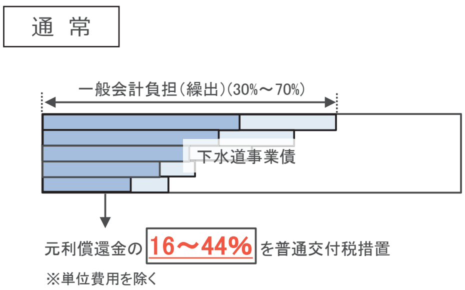

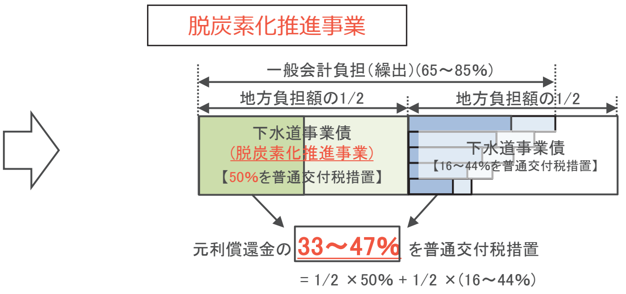

71